319.22
Sa335s

0011011000

0011011-000

３１９．２２－Ｓａ３３５ｓ

最近支那国際関係

斎藤良衛・著

国際聯盟協会

１９３１

ABJ

最近支那國際關係

一〇一

法學博士
齋藤良衛著

國際聯盟協會發行

はしがき

一、「支那國際關係概觀」で著者は開國から華盛頓會議迄の支那の國際關係の大勢を說明した積りであるが、其後隣邦の外交には非常に大きな變動が起つた、著者は本書に依つて此新たな國際關係の概說を試みた。

一、支那の國際關係から滿蒙問題を除外する譯には行かぬ、然し邦人に取つて此問題は特殊な觀察と特別な取扱とが必要である。本書の如き小冊子に此大問題を諸多の問題と並べて書くことは不適當と思ふ。且又本書を是非共二百頁前後に纏めて呉れいとの國際聯盟協會の方からのお話もあり、旁故ら此問題を拔いた、いづれは近く何等かの形式で卑見を發表することとなるであらう。

一、著者は目下少し込み入つた或研究に從事して居る、本書は其の片手間に而かも暑中汗だくで書上げたのであるから、兎角に體裁も內容も甚だ整つて居らぬことを玆に御詫して置き度い。

昭和六年八月三十日

著　者

319.22 Sa335ヘ

最近支那國際關係

目次

第一章　國民革命進行中の民族運動と國際關係……一

民族運動と支那外交——民衆運動の勢力絶頂時代——對外民族運動と反帝國主義——對外民族運動の形態——學生運動が先驅——學生運動の組織化——日支軍事協定と排日——巴里會議と學生運動——五四事件——各地學生聯合會の組織——上海全市の罷市——全國學生聯合會成る——學生團の商工業者抱込——工場勞働者との聯絡——廣東海員爭議——學生運動の甚だ盛なる理由——學問の開放——學生の無節制——風雲兒たらんの傾向——青島日本人紡績工場勞働爭議——上海內外棉會社爭議——五卅事件——上海共同租界戒嚴——支那官憲の態度——上海支那の戒嚴——北京政府の十三個條要求——上海全市の暴動化——上海全市罷市——一般排外運動排英運動に轉ず——漢口の排外運動——九江の排外——重慶の騷動——廣東の狀況——沙面事件——香港の排英——香港の廣東經濟封鎖——廣東政府の報復——廣

31737

東と香港との交渉一進一退——英國との妥協——萬縣事件——五卅事件と「ソヴイエト」露國——「ソヴイエト」露國の支那勞働運動指導——上海工團聯合會等の組織——第二回全國勞働大會と中華全國總工會の成立——農民運動——學生運動の赤色化——民族運動の指導的地位勞農階級に移る——第七回學生聯合總會の勞農運動決議——親露排外熱の高潮——孫文の死と國民黨の動搖——左派の天下——北伐軍の長江進出と左傾運動——南京武漢兩派の對立——武漢政府治下の赤色「テラー」——糾察隊の狂暴——武漢政府治下の勞働運動は盡く共産主義者の指導——排外運動の危險性——列國の態度——英國の態度——英國は現狀維持が根本方針——排英運動喰止が差詰め絶對必要——英國の對支新政策提唱——英國提議反響大ならず——排英運動依然旺盛——漢口及九江英國租界の强力回收——一九二七年一月英國の對支通牒——亦排英緩和に功なし——列國の態度——一九二七年米國の對支宣言——各國爭つて支那の機嫌取り——拔駈功名は何れの國にも永遠の利益とならず——英國率先して國民政府を承認——兩英國租界回收取極——排英熱益々高まる——武漢政府部內共產派勢力振ふ——英國の對支新政策失敗の一原因——蔣介石軍上海南京を陷る——蔣派の共產黨壓迫——國民政府に對する英國の危惧と其の對策——英國の支那側利權回收に對する政策——英國の專管

居留地回收に對する態度——內水航行權問題に對する英國の態度——香港及九龍回收は絶對反對——上海萬國租界回收に付ても同樣——英國の對支態度再び動搖す——長江居留民引上命令——上海萬國居留地共同防衛提議——英國送兵——英國の恩威併行策效なし——南京事件の突發が排英を一般排外に轉ず——南京事件——南京事件は計畫的暴行——武漢政府の排蔣手段——南京事件に對する列國の態度極めて强硬——五國總領事の同文通牒——五國政府の聲明——南京事件を起さした內外の勢力——漢口の日本租界襲擊——在留邦人引揚——漢口事件の近因——此處にも共產派の陰謀——漢口事件以後一般排外から排日へ——山東の戰亂と邦人の生命財產の保護——山東出兵と日本政府の聲明——排日頓に盛となる——濟南進兵——山東形勢緩和と撤兵——第二次山東出兵——支那側愼重——濟南事件——排日運動益々狂烈——日本と滿蒙の平和——滿洲治安維持に關する日本政府覺書——支那側抗議——南北妥協の氣運動く——南北妥協遂に成る

第二章　北伐完成後の國際關係 …… 二四

北伐完成前の國民政府の外交は定石はづれ——國民黨の更始一新——國民黨の民衆政黨化——

—國共提携——氣益々熾る——黨要部の年少氣鋭——外國側の足並シドロモドロ——利權抛棄競爭——「ソヴイエト」露國の活動——國民政府外交方針變更の必要に迫らる——外交の實際問題に直面す——當路者の思慮安定——國共合作破る——國內鬪爭の消滅——列國協調打破の必要——南京事件善後交涉——南京事件責任歸着點——米支間南京事件解決——條約改訂問題に關する米支交換公文——南京砲擊事件解決——英支、佛支、伊支の各協定成る——列國協調打破策兎も角も成功——日支間南京事件解決遲延の理由——濟南事件先づ解決——國民政府日本政府の積極策を顧念す——南京漢口兩事件解決——不平等條約廢棄問題經過一瞥——不平等條約問題解決手段に關する支那側態度變化——「ソヴイエト」露國の動き——中國共產黨の利用——若い支那と「ソヴイエト」露國との合流——藩閥勢力打倒と反帝國主義運動——民衆運動の狂暴性——北方政府の漸進的撤廢方針と共同合作——蔣介石の急進論——蔣の態度變る——一九二八年國民政府對外宣言——臨時辦法宣言——列國の反對——關稅問題切離方針——關稅特別附加稅不當徵收問題——無理押が利くと云ふ觀念——財政上の壓迫——米支關稅協定成立——米支協定も結局は原則的承認——白支英支等の關稅協定續々成る——日支關係如何——我國は臨時辦法適用の支那側主張撤回迄條約改訂商議に入らずと通告——我國の支那國定稅率賦課承認——條約効力問題に關する日支了解成る——日支交涉開始——日支關稅協定の成立——關稅自主權承認——即時無條件の最惠國約款挿入——互惠稅率——國境關稅制度廢止——釐金廢止等の問題解決——支那國定稅率改訂——治外法權撤廢問題——一九二七年四月の國民政府の通牒——通牒の意味合如何——列國の態度煮え切らず——英國の時機尙早論——米佛兩國は司法制度取調委員會勸告の大部分採用を撤廢の必須要件と主張——佛國の求めた撤廢の代償——支那側條約の一方的廢棄斷行を仄かす——回收法權準備委員會決議——治外法權撤廢令公布——國民政府は一方に撤廢談判開始を列國に要請す——撤廢令に對する英國の態度——佛國は撤廢令佛國人に適用なしと答ふ——各國皆反對——急進主義と漸進主義

第三章　露國の亞細亞への再歸 …… 一六

看板の塗替——世界革命が目的——「ソヴイエト」露國歐洲赤化に失敗し東方に轉ず——「レーニン」の民族及植民地に對する基本方策案——「カラハン」宣言が最初の公然の呼かけ——「カラハン」宣言の目的——學生運動者の籠絡——中國勞働組合書記部の手入れ——「ヤング、

チヤイナ」の人氣——中國共產黨結黨と共產「インターナショナル」——共產「インターナショナル」とは何か——共產「インター」と各國共產黨とは命令絕對服從の關係——支那赤化の羽翼成る——歐米資本主義國の支那よりの掃蕩——支那に於ける白系露人の活動と「ソヴイエト」露國——「カラハン」宣言の影響——北京政府帝制露國任命官吏の職務停止——歐米資本主義國反對熱益々高まる——「ユーリン」特派——「パイクス」來る——支那社會主義青年團と少年共產「インターナショナル」との關係——「ソヴイエト」露國の外蒙侵略——露蒙條約交取極——「ヨツフエ」の活躍——支那共產運動漸く盛——反帝國主義運動の氣勢も亦頓に昂る——「ソヴイエト」露國と國民黨との接近——「ヨツフエ」對北京政府交涉に失敗——孫「ヨツフエ」共同宣言——「カラハン」の乘込——支那共同管理論起る——「カラハン」宣傳に力む——「カラハン」協定調印と北京政府の反對——露支協定成る——協定の內容——張作霖の露支協定反對——奉露協定成立——白系露人東支鐵道を追はる——露國と張作霖との不和——奉天政權切りに東支鐵道利權を回收す——東支鐵道に關する露支紛爭——管理局長「イワノフ」の專斷——滿蒙主要地への赤化機關の設置——支那側の反噬——「ソヴイエト」露國の對張作霖態度は內亂利用に終始——張「カラハン」退京要求

——「イワノフ」罷免——「カラハン」の職權停止——大使館區域捜索——露國の抗議と宣傳——露支國交斷絕——南方支那に於ける「ソヴイエト」露國の大活躍——「ソヴイエト」露國の國民黨に目を付けたる理由——「ブルヂヨア」革命は支那赤化の第一步——「ソヴイエト」露國の孫文との握手の前提要件——双方聯盟の約諾成る——蔣介石の入露——「ボロヂン」顧問——國民黨々綱と民衆政策——支那の民族革命は「ソヴイエト」露國が模範——勞農政策——黃埔軍官學校——此學校の特色——國民革命軍黨代表條例——國民黨內に於ける共產派の勢力旺盛と右派の反動——國民會議開催問題——孫の北上と善後會議——孫死後「ボロヂン」益々凄腕を振ふ——國民黨第二次全國代表會議——「モスコウ」から廣東への無碍通路——中山艦事件——黨務整理——蔣北伐開始後益々反動的——「ソヴイエト」露國側蔣介石を叛逆者と呼ぶ——左右兩派の分裂と共產「インターナショナル」の對國民黨態度——「ブルヂヨア」革命より勞農革命へ——兩湖地方の赤色「テラー」——武漢政府實力派の共產派壓迫——共產「インター」愈々中國共產黨に共產革命を指令——共國合作終熄——支那の赤化は不可能——共國分裂と共產「インターナショナル」の訓令——中國共產黨員の武漢政府脫退——農村革命の邁進命令——國民黨の共產黨員排除——「ボロヂン」の歸國——「ボロヂン」の報告電報——赤化運動

の蹉跌毎に「ソヴイエト」露國の對支政策の正體あらはる——南昌會議——恐怖政策が根本方策——農民運動指令——勞働爭議及工人武裝指令——各地の武裝暴動——一九二七年十一月の中國共產黨中央大會と「ソヴイエト」基本の直接行動決議——廣東暴動——國民政府の「ソヴイエト」露國總領事官の放逐——露國の脅迫狀——「チチエリン」の聲明——事件の責任を帝國主義國全部に在りと宣傳す——赤化運動愈々御難——中國共產黨「モスコウ」大會——第六回共產「インターナショナル」世界大會——支那內亂時の蠢動が關の山

最近支那國際關係

法學博士　齋藤良衛著

支那の國際關係は華盛頓會議以來著しい變調を來した、其原因は支那の國民性と開國以來の對外關係全體を因果的に研究せねばならぬが、そんな深い研究は暫らく措き、此變調を齎らした眼前の現象に三つある。一は支那の民族運動の勃興で、二は「ソヴイエト」露國の對支活動で、三は列國間の對支方針の極端な不一致である。此等の三者はこんがらかつて支那の國際關係を甚だしく從來と變つたものにして終つた。

第一章　國民革命進行中の民族運動と國際關係

民族運動と支那外交

第一に支那の民族運動から說明する。民族運動は決して華盛頓會議以後に始まつたものでは無い、見樣に依つては清朝中葉から早くも萌して、爾來事に觸れ時に應じて行はれ、學生運動其他

の民衆運動の形式に依る民族運動も清朝の末期から屢々行はれたものである。然しながら此時代の民族運動と現時のそれとの間には顯著な相違が有る、即ち華盛頓會議頃からの民衆運動は舊時のそれに比して幾段と組織立つて巧妙になつたと云ふことの外に、民衆運動が政府當局を引摺つて行つて、民衆の要求が直ちに實際的政治外交に組入れられて行くことである。民衆の意義には色々あらう、何が民衆運動かと云ふことには幾つかの解釋の餘地が有らうが、民衆運動と銘を打つた衆團運動が非常に目立つて有力になつたのが華府會議以後であることには異議が無いであらう。無論清朝時代でも衆團的な運動が無かつた譯では無く、大衆の要求は其儘政治や外交に受入れられたことが絶無と云ふのでは無いが、其頃の政府には自分に都合の悪い要求は何人によつても爲されても少くとも國內的には之れを押へ付け得る地位に居た、從つて政府に依つて受入れられた民衆の要求ありとすれば、煎じ詰めれば政府が受入れることを都合宜しとしたものに過ぎなかつた。然るに最近の支那の民衆運動はこんな無力なものでは無い、政府當局に都合の良いものと否とを撰び食ひする丈けの餘裕が無くなつたと斷言しても大過の無い程度の權威を持つて來た。無論個々の場合を取つて見れば、政府が隨分思切つて民衆運動を押へ付けたことも、都合の良い部分丈けを取り入れた例も無いとは曰はぬ、又場合に依つては政府が民衆運動を起して、民論の形

民衆運動勢力の絶頂時代

に於ての政治外交を取行つたことも、例が甚だ多い、然し大體から見れば政府が弱腰で、民論が強腰で、弱腰が常に強腰に引き摺られて行く傾きは何人も否認し得ぬところであらう。尤も此關係は北京政府と南京政府とで趣が幾分變つて居るが、然し民衆運動の勢力の甚だしく大きかつたのは國民革命運動進行中の時代、言ひ換へれば國民革命軍が廣東を發して長江沿岸に出で、遂に南京に落付く迄の期間であり、そこへ中國共產黨を利用する「ソヴイエト」露國の活躍が加はり、又民族運動と露國の進出との投げた波紋の爲め日英米佛等列强の對支政策が一時全くしどろもどろになり、支那の對外關係は益々異常な緊張を來したが、國民革命軍の南京に落付くと、色々な理由から漸くに外交關係が正常に復して今日に及んで居る。そこで先づ順序として國民革命進行中の民族運動と支那の對外關係とを說かねばならぬ。

對外民族運動と反帝國主義

舊い頃の支那には獨り宗族觀念が有つた許りで、其頃の支那の對外運動と云へば何時も此觀念に基く排外運動であつたが、其の後內外諸般の情勢に制せられて、支那にも漸次民族觀念が出來、殊に千九百十一年の第一革命後はそれが段々と强くなり、歐洲大戰以來は年と共に益々烈しく成つたことは今更說く迄もない。現時の支那の對外民族運動は帝國主義打破を殆んど唯一の目的とする、所謂帝國主義の何ものなりやに付ては、一般論としてならば、色々な定義も有らう、然し今

對外民族運動の形態

日の支那に於ける帝國主義とは、列國の優勝地位打破の主義と云ふ位のボンヤリした意味のものに過ぎない。今日の支那對外民族運動の題目は、政治的のものもあれば、經濟的のものもある、正當なものも不正當なものもある、誠に雜多で、嚴格な意味での帝國主義打倒主張とは餘程駈け離れたものが決して少なくはない、然かも此運動は多くの場合單純な反帝國主義運動では無く、時に他の外交關係や內政問題が交互錯綜し、運動の目標も時と場合に依つて違つて居るから、理論的な意義を之れに附けることは不可能である。然しそれが大衆の力に依つて、支那に於ける外國の優勝地位を覆へす爲めの運動であることは、聊かの變りも無い、而して此大衆の動きは或は全然自發的であることもあり、又は全く他動的であることもあり、若くは兩者を兼ねることもある、又大衆の本體は學生であることもあり、勞働者や農民であることもあり、政府の意思に反對して起つたこともあり、官選又は官許の大衆運動であつたこともあり、形態は誠に多種多樣である。

學生運動が先驅

現今の支那の對外大衆運動は學生運動を以て先驅とする。元來學生が政治運動に關係した例は、既に清朝末に其例が少なくないが、民國になると、共和とか自治とかの思想の履き違ひなどから一層盛となり、弊害益々甚だしからんとしたから、民國政府は屢々布令を出して學生の政治運動に參與することを嚴禁したが、餘りに效果なく、內治外交等の大問題が發生する每に、何程かの學生運動が紋切形に起つた。然し初期の學生運動は具體的な組織を缺いて、地方々々で勝手に無聯絡に動いて居たものに過ぎなかつた、彼の二十一個條問題や、山東問題の時と云ひ、巴里會議の結果に對する示威運動と云ひ、何れも全國を風靡した猛烈な排日運動ではあつたが、是等は同じ問題の爲めに愛國運動が全國に一時に澤山起つたと云ふ迄のことであつた。然し幾度かの全國的排日運動は彼等に經驗と自信とを與へ、無秩序の大衆運動を組織化する功德と必要とを感知させたから、彼等の運動は第一回目よりは第二回目、第三回目よりは第四回目と方法が段々組織的になり、巧妙になつて來た。學生運動の組織化の最も顯著な事件は、千九百十九年五月四日の所謂五四事件である、此事件は、從來幾度か繰返された排日運動の延長ではあるが、主として日支軍事協定に對する反對が最初の動因と成つた。元來此協定は當時の聯合國の西比利亞出兵に關聯して結ばれ、西比利亞出兵本來の目的たる「チエコスラバキヤ」軍の西部戰線への移動支援と、露國民の正當な利益の保護を目的としたものであつて、此目的達成上是非共日支間に軍事的協定を遂げて、滿洲方面に於ける事態に適應する處置を講ずる緊急必要に迫られて締結されたものであるが、支那人の一部には之れを以て日本が南北滿洲に對する禍心を滿足する爲めに、時

學生運動の組織化

日支軍事協定と排日

の段棋瑞政府を利用して締結したものであると誤解し、全支那に亘つて段政府反對と排日の聲澎湃として起り、此種の事件には附き物の學生運動も亦所在に起つた。時恰かも巴里平和會議で山東問題に關する支那の主張が列國の容るる所とならぬと云ふ報道が傳はると、先づ在歐洲の支那留學生が大擧して支那全權や委員を歷訪して平和條約の調印を拒めと迫り、之れと呼應して支那本國の學生も從來に見ぬ程の大組織で示威運動を開始した。始めは北京大學其他の同地學生のみの運動で有つたが、漸次に全國に波及し、比較的巧妙に聯絡も取り、運動方法も中々上手になつた。例へば宣傳新聞を發行し、學生自身配達して戸毎に押賣する、十人團などと云ふ細胞を作つて、每日市中の商家を廻つて排貨を慫慂强制し、或は商人に帳簿の呈示を求めて日貨取引の有無を檢査し、又五十人宛から成る演說隊を各所に派遣して盛んに排日を鼓吹したりした。此外にも運動方法を擧ぐれば際限が無い、而かも此運動は巴里會議や日支軍事協定や西原借款に對する學生の愛國運動と云ふ許りでなく、安福派に對する反對政治家の陰謀も加味した。安福派は段棋瑞を支持し、當時北京政局を支配した政派で、段及安福派と日本との關係が密接であることから、排日と排段排安福派運動とは不可分と見做され、運動一時極めて猛烈であつたから、段政府も取締りには餘程手を燒いて、兎角に徹底を缺いた。取締が不徹底であつたればこそ運動が益々盛に

巴里會議に於ける山東問題と學生運動

なる、政府は愈々困り抜く、外國人の中には蔭で小氣味良がつて、寧ろ學生に同情する、某々大使館員が學生運動を指導して運動資金も此方面から出て居るなどとの噂も立ち、噂の本人は間もなく轉動を命ぜられた事實もあつた。他方歐米諸國の對支輸出は大戰の爲め激減し、之れに代つた日本品の盛況を嫉視した外國商人も少なからずあつた。此等の事情は相依り相俟つて、千九百十九年の排日運動を盛んにし、北京の學生團は五月四日親日派の巨頭と見られた曹汝霖、陸宗輿、章宗祥等の邸宅を襲撃し、遂には徐大總統も、內閣諸大臣も皆學生團に包圍された。斯うなつては流石の段內閣も拋つては置けず、急に取締を嚴重にし、北京大學を臨時監獄として、片端から學生を拘禁した。然し此彈壓は學生運動をして一層積極的たらしめ、反安福系の政治家は益々尻押をする、北京學生は北京大學生を中心として北京學生聯合會を組織し、各地も之れに倣つて同樣の組織をするもの相次いだ、而して此等各地の聯合會は何れも軍事協定の廢棄と親日巨頭の處分と北京被拘禁學生の釋放とを要求し、上海では五月二十六日に出來た許りの上海學生聯合會が最も目覺ましく活動し、六月五日には忌がる商人商店を强制して全市の罷市迄も實現させた。それや此れやから政府も已むなく所謂三巨頭を免職した、此成功に愈々勢を得た學生團は遂に六月十九日各地學生聯合會代表を上海に會せしめ、全國學生聯合會なるものを成立せしめ、學生運動を

千九百十九年五四事件

學生聯合會各地に組織さる

上海全市の罷市

全國學生聯合會成る

して全國劃一たらしめる爲めの具體的協約が各地學生聯合會代表者等に依つて議定された。五四事件以後學生運動が稍々全國的の統制を持つやうに成つたのは、主として此の機關の成立のお蔭である。之れと同時に、五四事件前後からの對外民族運動が商民と學生との聯合戰線の形を取るに至つたことも注意を要する點である。夫れ迄の學生運動は讀んで字の如き學生のみの集團運動であつたが、從來とても屢々行はれた「ボーイコット」が此學生集團に依つて指導されるに至つて、學生運動が自然商人の利害と極めて密接な關係を持つに至つた。元來商人や工業主などは、革新運動に對しては極めて臆病なものであるから、學生團の諸運動に對しても亦同樣であつた、蓋し學生團の頭は比較的單純であるが、商工業者の頭は稍々複雜である、學生は能く理想に走るものだが、商工業者は兎角に現實の利益に即したがるものである。學生は商工業者を引入れることに依つて物質的にも理想實現の上にも利益する一方であるが、商工業者は多くの場合そうでない、殊に支那の大きな商工業は直接間接に外國人と密接な關係を持たぬものは甚だ少ない、此等の關係から始めの程は學生の商工業者引込運動が兎角うまくは行き兼ねた。そこで學生團はあらゆる手段をして商工業者を勸誘し、又屢々集團の力を利用して彼等を脅迫もし、威壓もした、例へば學生運動に資金を出さぬ家へは毎日々々何十人と隊を組んで行つて脅かす、排貨を取扱ふ商店へ

學生團の商工業者抱込

行つては勝手に其貨物を沒收して燒却することなどは、殆んど引切りなしに行はれた。之れに驚いた商工業者は自衞的に學生團に對抗もして見たが、保守的で利害關係の一致しない勝ちな商工業者團體は進取的な過激な若人の運動に壓せられて、嫌々ながら之れに引込まれて終つた。然し後には自ら進んで學生運動を支持する態度を取ることに依つて、內部から此運動を制肘して、幾分でも當面の損害を減少することを考へ出した、尤も中には外貨排斥が却つて自己を利益する商工業者も有つたから、此手合が始めから學生運動に氣勢を添へて居つたことは勿論である。其の動機が何で有らうとも、學生團が商工業者團體と渡りを附けたことは色々な方面から見て學生運動を有力にし又權威あらしめた最も大きな原因の一つであり、之れが爲め學生團の對外經濟絕交其他の經濟運動は容易に且つ大規模に實行され得るに至つた。而して學生團主唱の對外排貨運動は始めは輸入品にのみ向けられたが、更に發展して輸出方面にも波及し、次いで支那國內に在る外國人經營工場に對しても亦其鋒鋩を向けるやうになつた。こうなつては單に輸入品取扱商人との聯絡丈けでは目的が達せられなくなり、遂に工場勞働者をも抱込むことに努力し、色々苦心の末先づ外國人工場勞働者と渡りを付けることに成功し、漸次罷業の指導迄も其手に收めた。職工側は始めは嫌々ながらの聯絡であり、罷業などになると學生團の强要に依つて已むなく之れに赴

學生團の工場勞働者との聯絡

いたものであつたが、時を經るに從つて勞働者の思想が漸次變つて行き、其間に共產主義者が介在して經濟爭議の政治化に努力した事等は、少し後のことで詳細は次章に說く通りである。兎も角も學生運動は始めは輸入品の抵制で、後には常に外國人關係工場や事業の勞働爭議が伴なひ、學生運動と勞働爭議とは殆んど附き物と成つた。千九百二十一年の廣東に於ける海員爭議の如きは其の顯著な一例である、此事件は主として英國船に雇はれて居る支那人海員の俸給値上要求に原因し、廣東學生就中共產系の社會主義靑年團員の煽動に依つて起つたものである。處が船主側はどうしても此要求を容れぬので、船員は打揃つて下船し、香港、廣東兩地支那人海員全部は之に呼應して起ち、猛然として英國船主に對抗し、之に伴なつて烈しい排英運動が渦を卷いた、そこで香港官憲は同地海員組合に解散を命じ、更らに廣九鐵道守備の英國兵が二名の海員を殺すに至つて事件は益々擴大し、香港家庭使用人の同情罷業を始めとして、香港各方面の支那人勞働者が罷業又は怠業を開始し、それが爲め香港には多數の船舶が橫附になつた儘動かず、市中は全く火の消えた樣になつた。此運動の指導者は學生團で、共產主義系學生の運動が最も多く目立つて居た。此事件は結局船主側の海員勞働條件改善に依つて一時解決したが、勞働爭議利用の學生運動の新手が、香港官憲を惱まし、英國商工業者を惱まし、支那貿易の死命を制する程の重要な地位

千九百二十一年廣東海員爭議

にある香港の働らきを、假令一時たりとも殆んど止めることが出來たのであるから、學生團は益々勞働爭議の功德を充分に體驗し得た。世界に於て學生の運動の多少とも無い國は恐らくは無からうと思ふが、それが支那程に大規模に、政府の取締も何も問題とならぬ程に激しく行はれ、且つそれが常に或程度の成功を贏ち得た例は、寡聞なる著者は之れを聽いたことが無い。然らば何が故に支那では學生運動が斯くも盛になつたかと云ふ理由を說くことは、支那の學生運動そのものの眞意義を明らかにする上に於て必要缺く可からざるものと考へるから、左に主要な點を列擧しやう。

學生運動の甚だ盛なる理由

支那の平和時の政治はずつと舊い時代は兎も角として文官の政治であつた、天下を取るには武力で取つても、其後の一般政治向のことは、純然たる軍政は別として、大體文官に委かされた。扨て文官に成るには、經學とか、史學とか、詩文とかの極めて六つかしい學問をして、科擧の試驗に及第せねばならなかつた。淸朝は千八百八十五年に科擧に幾分西洋式の科目を入れたが、それでも試驗の本體は古文學であつた、受驗者は試驗準備の爲めに長い年月の古文學の研究に沒頭せねばならず、又及第が多く情實關係に支配されたから、自然金と地位との有るものの子弟で無ければ採用の望みが薄かつた、そこで受驗者は多く富者か官吏の子弟に限られ、其の結果學問は

少數者の專有となり、その外の者には學問をする必要も希望も無くなつた、そこで長い間支那は學者と無筆との二階級に分かれ、學者は多くは官職に就いて國政に參與し、其他は農工商で活計を立て、兩階級の限界は堅く守られて居たから、官吏以外のものが政治運動をする事などは、夢想だもされなかつたものである。又概括的に云へば、學問をした者は即ち政治の局に當る者で、學問の有る者が政府當局と對抗の地位に立つことなども亦無かつたと云つて良い。然るに科擧の制度は千九百五年に廢止され、學問が愈々公開され、歐米や日本に倣つた新式の學校が所在に新設され、誰れ彼れの區別なしに之れに入學する資格を與へられ、費用さへ許せば何人でも高等教育も受けられる、外國へ留學も出來る、官吏の子弟だから商工業者の子弟だからと云ふ區別は學問の關する限り全く無くなつた、そして學問をした子弟は職業の點でも家庭の事情の區別を撤せられたから、我も〳〵と官吏や教員を志した。然るに國內諸學校の卒業生や歸國留學生の數は年々增加一方だが、彼等に與ふべき職業は却つて年々少なくなる、讀書人と云へば必らず何がしかの官職に就くことの出來た時代とは違つて、野に在る人の間には、政治に興味と智識とを持つ有閑人が多數出來、民間に政治運動に從事することを好みもし、適しもする人々が多くなつて、政治は政府當路者丈けの專門的な仕事ではなくなつた。又昔は學問が特殊少數の階級に獨占され、

學問の開放

學問の有る人のみが高位高官に上り得た結果として、世間は學者や讀書人を以て權力者又は追付け權力を得べき人と思惟したから、一般から見れば學問智識の高い學生は他國の學生に有り得ぬ程の尊敬を受けて來た、清朝の末葉に學問が公開されて事態は全く變つたけれども、學生を何となしに尊敬する觀念は傳統的に殘り、其の意見は相當に尊重され、其行動は相當に尊信され、殊に學生の政治上の批評や議論、又は政治運動に從事することを以て、殆んど其の特權でもあるかの如くに誤想する向も決して少なくなかつた、之れが支那に於ける學生運動の甚だ盛となつた一つの原因である。第二の原因は學生の無節制である、支那は本來人民の自由が比較的多く認められた國である、之れが爲め例へば人民相互の利害の衝突の調和も人民自身の團體で自治的に之を爲し、裁判の樣なもの迄も、人民の自治機關がやつて居る場合が多い、政府は徵稅其他の政治上の必要から人民に干涉することは有つても、其程度は比較的少ない、例へば租稅の賦課にしても、法規の施行にしても、人民の機嫌を取らねば、飛んでもない事になつた例は、決して少なくはない、そこで政府は輿論と人氣とを相當に顧慮せねばならぬ。或は支那と云へば軍閥や政府が勝手に人民を虐げて來たかの如く考へる人も有らうが、事實はそうでは無い、近い話が、清朝覆滅後非常な勢力を振つた袁世凱すら、帝制運動の時は其の腹心を各地に送つて、金も撒けば、恩賞の

學生の無節制

豫約もする、有らゆる手段を弄して輿論を作るに浮身をやつしたではないか、馮玉祥が第二奉直戰の虚に乘じ、北京で「クーデター」を起して同地を乘取ると、其の軍隊を市民軍と改稱して、如何にも自分は人民の利害の爲めに動くものであるかの如き形を作るに苦心したではないか。千九百十九年以來學生が多數の力を組織的にして、一種の大勢力を作り、輿論を作る丈けの力が出來たとなると、政府が學生團の人氣に追隨するのも無理からぬことである、又學生中には共和とか自由とかを履き違へて、何でも人民の思ふ通りになるのが共和で、一切の束縛から免れることが自由であると考へたものも有つた、そこで學生等は政府や學校當局が決めた授業時間なり科目なりを、自分達の都合で勝手に改める、先生も多數學生の氣に入らねば「ボーイコツト」を食ふ、學生は忌な先生の講義には出ない、殆んど我儘勝手の仕放題である、政府は之を抑壓し度くも思切つて實行し得ない、嘗て前述の五四事件の學生運動の直後政府は其後の學生團の此種の不穩行動を取締る一法として、試驗制度を設けて、不良學生を除かうとしたことが有るが、學生は猛然起つて反對し、教育總長は一時學生に包圍脅迫されて兜を脱いだことがある、こんな鹽梅であるから學生運動は兎角極端迄行きたがる傾向が有る、これが第二の原因である。次に今日の支那では事變其他に際して政府に喧かしく當ることが、一つの出世の途と考へられる傾向が有る、故張作

霖が綠林の出であることは有名な話だが、武人許りでなく、文官にも政府を困らせて出世した例は少なくない。然るに今日の學生の身になると、卒業生があゝ多くては、官職に就くに非常な困難がある、然るに幸か不幸か支那には共和制樹立以來内爭が打續く、外交難件は蝟集する、此間に處して學生の政府攻撃の音頭を取ることが、何等か出世の糸口となりはせぬかの考も出て來ねばならぬ、時に依つては政府の旨を受けて學生團を動かして功を樹てる者も有らう、こんな事情からも學生運動は激しくもなり、熱心にも成る。

扨て話は元に返つて、五四事件以後其繼續とも見るべき山東問題に關聯しての相當熾烈な排日騒が有る一方、反帝國主義運動と之れに關聯する外國人經營工場に於ける勞働爭議は彼方此方に續生したが、一々玆に列擧するの煩を省いて、扨て全國學生聯合會を中心とした學生團は此等の事件の度毎に彼等は益々巧妙に商民との聯合及勞働者の操縱の兩方面に於て活躍した、就中其の勞働者の組織運動に於ける役割は極めて重要なものとなつた。其の結果彼等は一面政治運動者として對外民族運動を繼續し、他面社會運動者として勞働者方面に對する指導的地位をも漸次築き上げた。之れが其後勞働者及農民が主體と成つて集團運動として對外國民運動の一新紀元を劃するに至る前提と成つたことは見逃すことが出來ぬ。斯くて千九百二十五年を迎へ、青島及上海に於

青島日本人紡績工場勞働爭議

ける日本人工場の罷業が動因となつて、五卅事件と云ふ大問題が起つた。先づ青島に於ける勞働爭議から述べると、此罷業は同地日本人經營紡績會社從業支那人勞働者の會社側の待遇に對する潜在的不滿と、主要食料品の價格騰貴に伴なふ生活上の不安とから起つた經濟的爭議である。尤も之れより先きに起つて居た上海に於ける罷業に對する同情罷業式の色彩も絶無ではなかつたが、先づ以て單純な勞働爭議と云つて差支の無いものであつたから、日支官憲調停の結果、會社側の待遇條件改善に依つて一先づ鳧が付きかけた、所へ出て來たのは學生就中共產系の連中である、彼等は妥協に腹の決まりかけた勞働者を强要して罷業怠業を繼續せしめて、嚮きの勞働者側の條件に比して更に幾段と勝手極まる新解決條件を持出して、工場側と勞働者との妥協防止を企てた、此頃になると學生の勞働爭議干涉は勞働條件改善の目的を目的とすることになく、只管階級鬪爭を激成し、反帝國主義運動を高潮する共產主義傾向が甚だ濃厚になり、從來の單純な愛國運動が支那赤化運動化する色彩を日に益々加へて來た。されば學生團が出した新解決條件なるものは資本家側には到底受入れ難いものであつたから、會社側は斷然其の受諾を拒絶した、斯くと見ると罷業團は多數を恃んで日本人工場を占領し、排日反帝國主義運動を益々盛にし、橫暴狂烈見るに忍びざるものがあつた、於是久しく取締を不徹底にして居た支那地方官憲も默視は出來ず、加ふるに內政問題もこんがらかつたから、思切つた取締をし出し、軍隊及保安隊を使つて、工場占領中の職工を力づくでどし〳〵逐出すに至つて、二度目の罷業は漸く收まつた。然し間もなく第三回目の罷業が起つた、其時は支那當局は最初から强硬な態度を取つたので、流石の學生團就中共產派學生連も手の下しやうなく遂に暫らくにして常態に復した。若し此罷業が支那人經營工場で起つたのならば、恐らく第一回ので鳧が付いたかと思はれるが、日本人關係の工場丈けに、普通の勞働問題以外に、二十一個條問題だの、旅大還附問題だのと云ふ大きな外交問題が絡み付き、それ丈けに事件が重大性を帶び、且つ支那官憲の取締が仕惡くも成る、事件は從つて引延ばされ激化される。

上海內外棉會社勞働爭議

上海の勞働爭議は靑島の少し前に始まつたが、先づ以て殆んど時を同うして起つたと云ひ得る、一體上海は支那の都市中一番工業の盛な所丈けに、爭議の可能性は一番多い場所柄である。そこで早く千九百二十二年四月の日華紡績の罷業を皮切りとして、爾來郵便配達夫罷業、海員同盟罷工、製紙女工罷業、電車公司從業員罷業、金銀工人罷業、英米煙草「トラスト」工場罷業其他大小工場の罷業が相當續いて、千九百二十五年二月九日の日本人經營の內外棉會社工場の罷業に至つて居る、これは二月初旬會社が不良職工を解雇したことに因を發して、全職工の罷業と迄なつた

内外棉會社爭議重大化の主因

ものである、職工側の要求は濫りに職工を解傭しないこと、賃銀一割增其他三項で、會社側は此程度ならば先方の態度如何によつては容れても良い下心であつたから、問題其のものは毫も重大化すべき性質のもので無かつたが、他の色々な問題が結付いて解決の困難を來した。此等結付きの諸問題中主要なるもの一つ二つを述べて見ると、日本資本家の支那紡績業獨占傾向に對する一般民商の反感と、張作霖の勢力嫉視と、勞働爭議利用の赤化運動とを擧げることが出來る。元來支那の紡績業は其昔張之洞の創設した武昌四工場などは別問題として、始めは主として英國の資本に依つて經營されたが、少しおくれて日本人が斯業に手を染めると、邦人經營工場は漸次英人や支那人の工場を凌駕し、遂には英支人工場を買收したり、投資關係を付けたりして、其勢甚だ盛となり、內外人の反感嫉視の的となつた、そこで經營者側も成るべく此嫉視に基く業務妨害等に遭ふことを避ける爲め、經營上相當の注意を拂ひ、勞働爭議などには毎に妥協的態度に出で、勞働條件なども年と共に大に改善された、然し千九百二十五年の內外棉爭議頃になると、問題は決して勞働條件の改善では無い、外力排斥となり、階級鬪爭の激成となつたから、罷業は斯くて屢々執拗に繰返さるべき運命にあつた。加ふる罷業煽動者中には常に共產主義者が介在し、勞働爭議に共產「インターナショナル」の息が多少なりかゝらぬことは無い、共產「インターナショナル」の對支野心に付ては第三章に說明するが、彼等の目的は支那を煽動して世界革命の渦中に乘込ませるにあつて、勞働者と資本家との妥協は其最も嫌ふところである、支那人勞働者と外國資本家との妥協は殊に其嫌忌措かざる所である。そこで勞働者爭議が起ると、共產「インターナショナル」は何處迄も爭議を大きくして、階級鬪爭を激成することを志して居る、そこで共產主義者の介在する勞働爭議は、勞働條件が如何に改善されても、資本家が如何に讓歩しても、到底解決し難いものとなる場合が少なくない。次には張作霖嫉視の問題であるが、當時張は第二奉直戰に勝つて意氣冲天し、日本側の勸告も、王永江等部下文治派の忠言も馬耳東風、支那の統一を夢みて兵を長江に進め、學生運動や國民黨員共產黨員等を隨分無遠慮に抑へ付けて居た、張に對する反感は張と日本との關係の誤解が原因となつて、それが同程度以上に日本に移されたから、日本に對する支那上下の反感は張の勢力の增大するに連れ幾層倍も大きくなり、反張運動は常に排日運動を伴なつた、然るに今や張は上海南京を我物顏に長江流域に威を振つた。日本人經營工場を苦しめることは、排日の一法であると同時に、張を苦しめる一策とも考へられた。此種の狀態の下に起つた內外棉の爭議である、到底簡單に片の附くべき謂はれは無い、尤も爭議の中途に仲裁者が這入つて二度迄解決しかけたが、青島罷工開始以來復又形勢不穩となり、殊に五月一日の「メー

デー」直後から甚だしくなり、會社としては到底勞働者側の要求に應じ切れなくなつたから、已むなく態度を強硬にし、工場を閉鎖して形勢を見ることにした、職工側の形勢は之れが爲め益々險惡となり、罷業は日華、豐田紡、東洋紡、同興紡等の他の日本人工場にも擴大し、遂には暴動と化し、職工は工場を襲撃し、日本人事務員を侮辱毆打し、機械器具を破壞し、警戒中の工部局警官と衝突し、學生團、共產黨員等が其間に活動指揮し、此騷ぎの最中職工中死者を出してからは彼等の排日運動は火に油を注がれたやうに激化し、日本慘殺同胞雪辱會其他の排日團體續出して盛に排日宣傳を行ひ、五月三十日學生勞働者は死亡支那人職工の追悼會を名として、租界內外で排日排帝國主義の大游行を施行し、萬國租界南京路で端なくも印度人巡捕と衝突し、巡警隊は遂に發砲して行列を阻止し、學生四十餘名を拘引した、此時學生側に死傷者も出た、之れを見ると群集は益々猛り狂ひ、租界內外で外國人との間に所々に小競合あり、六月二日に彼等は租界巡邏中の米國騎兵隊に發砲して、双方の擊合となつた、斯くて事態は俄然として極めて重大化し、全國學生聯合會、上海學生聯合會、及び上海各路商界聯合會は上海總商會に對して全市の罷業を强硬に要求する游行や傳單の配布やらは益々激しく、一般外國人排斥の暴動とも成り衆ねまじき形勢となつた、總商會は始めは不即不離の態度を取つたが、學生勞働者等の脅迫が非常に盛で、總

五三十事件

租界戒嚴

支那官憲の態度

商會の役員へは脅迫者引きも切らず、總商會長邸は爆彈に見舞はれる騒となつた、そこで租界當局は戒嚴令を布き、義勇兵を募り、又各國軍艦から陸戰隊が上陸して、租界の警備に當つた。

此事件に對し支那官憲は學生勞働者側に好意的な傍觀の態度で、取締りは愚か、却つて暴動の氣勢を添へる素振さへあつて、外交部は三回迄も外交團に對して工部局の武力使用を强硬に抗議し、又執政令を出し、「外交部をして抗議せしめ、別に大官を派し、被害者を慰問せしめ、事實を調査して交涉の根據と爲し、責任の歸結を明らかにせんとす」と云つて、非が全然外國側に在るやの口調で書いてある。尤も政府も秩序の亂れたことには餘程困つたと見えて、前記執政令に「國民は宜しく秩序を守られんことを」と云つて居るが、こんな命令は寸毫も利目無く、動亂狀態は依然續いた、又馮玉祥は張作霖とも相談の上、兩人の部將の名を以て段執政に通電を發し、「外人動もすれば高壓手段を以て我に臨む、國何を以てか存せん、對外嚴重に務め、顧慮せざらんことを望む、總て軍事的施設は缺乏の憾ありと雖、國の爲め難に赴き、前驅を致さんことを願ふ」と云つた風なことを言つて居る。尤も六月六日夜になつて上海支那町に戒嚴令が布かれ、表向きの理由は租界外の學生勞働者の罷市煽動が猛烈であること、及び失職者激增の結果掠奪が行はれるからと云ふことに成つて居るが、夫れ以上の重大な理由は、奉天派軍人と浙江派軍人との反目が有

上海支那町の戒嚴令

つたからである。然し其後五卅事件を種に奉天派排斥の運動が相當に盛になるを見ると、今度は張作霖も張學良を上海に派遣し、又五千人許りの兵隊をも送つて鎭撫させ・煽動者の會合や、傳單、漫畫の配布を禁じ、無許可の武器彈藥の沒收、電報郵便の檢閱、出入船舶の檢査等を始めたが、之れとて事件鎭靜には殆んど無效果であつた。支那官憲の取締振が斯くの如くに不徹底で、外國人側から見れば甚だ誠意を缺いた許りでなく、北京から派遣された政府代表は、上海で外交團から派遣された委員に對して十三個條の要求を提起し、猶ほ不平等條約の廢棄をも求めた。此要求は、一、租界戒嚴令の撤廢、二、租界に於ける被拘禁者の釋放、事件後租界當局の封鎖した學校全部の原狀回復、三、發砲者の嚴重處罰、四、死傷者及び本件に依つて勞働者、商人、及び學生の蒙つた損害の賠償、五、謝罪、六、會審衙門の回收、七、外人使用支那人全部の復歸、及び罷業期間賃銀支拂、八、職工待遇改善、職工の就業拒絕の無處罰、九、工部局參政權の規定を改正し、支那人にも納稅者會議に於ける投票權及被選擧權を與へ、市參事會員の支那人議員數は納稅額に比例せしめ、土地使用權に參政權を與ふること、十、越界築路の停止、及び現存越界築路の無償支那側への引渡、十一、工部局提出の印刷法、碼頭稅增稅、及び交易所登記の三案の拋棄、十二、租界居住支那人の集會言論の自由、十三、工部局書記長の免職で、此等の條件は大體學生勞働者の主張

北京政府外交團に十三條の要求を提出す

に基いて作成されたものである、以て支那政府の意圖を察することが出來る。扨て話は前後するが、總商會が其後忌々ながらも全國學生聯合會や上海各路商界聯合會などから要求の全罷市を承認した結果、六月一日から支那人商店は大部分戸を閉ぢた、一方罷業は益々盛になつて、殆んど全部の外國人經營工場の職工、及び商店の使用人、家庭使用人等は何れも職に就かず、遂には之れが支那人工場商店等に迄も及び、電車にも罷業起り、電話も通ぜず、船も停れば、荷役も止まり、群集は切りに租界警察及義勇隊を襲擊し、上海全市は全く暴動化し、一時は勢の赴く所那邊に赴くかの見當も付かず、外國商人の困却は素より、支那商人も支那勞働者も大に困つて來た。當時總商會長の說に從へば、罷業に依り支那人側の蒙つた損害は一日三百萬元に上つたとのこと、されば罷市罷業數日にして早く關係者に困惑の色あり、總商會も遂に開市運動に着手し、六月十九日の實業團體代表者の會議は、遂に廿一日からの開市を決議した。然し一時はこれさへ學生勞働者等の妨害で實行出來ず、一般狀態も甚だ混沌として居たが、總商會と排外運動の事實上の中心たる上海總工會との間に妥協が出來、總商會が罷業者の生活費を擔任すること、經濟絕交を繼續することの二條件で、廿六日から漸くのことで開市された。開市の爲めさしもの形勢が急に好轉したが、對外經濟絕交は約の如く依然繼續され、之れに關聯して排外運動も引續き行はれ、帝國主義

上海遂に總罷市に入る

上海全市全く暴動化す

上海漸く開市す

國攻撃、不平等條約廢棄、半植民地狀態からの解放要求等は誠に猛烈を極めた、そして攻撃の目標が始めは日本で、次いで日英兩國となり、後には英國丈けとなつた。段執政及び外交部から各省軍民長官に宛てゝの通電にも「同事件の責任は英國に在つて、他國とは何等關係が無い、從つて若し國民が一般的の排外をすると、各國は協調を堅くし、却つて我國に對する同情を失ふ」とある。

一般排外運動排英運動に轉ず

五卅事件の此重大問題は上海以外の各地へも非常な影響を與へ、上海からは事件に尾鰭を付けて、白髪三千丈式に各地に傳へられ、排外就中排英が猛烈に宣傳されたから堪らぬ、北は滿洲から南は兩廣雲貴の諸省に至る迄非常な速度で、排外運動が擴まつた、其內最も激しかつたのは長江各地と廣東とであつた。

漢口排外運動

漢口では上海に於ける狀況の報道されるや否や、武漢學生聯合會、國民外交後援會等は續々會議を開いて罷市と經濟絕交とを決議し、北京政府には對外强硬態度を要求し、上海各界に對しては武漢各團體一致しての排外運動後援を通告し、之れと同時に學生聯合會は先づ武昌で大游行を爲し、次で漢口武昌漢陽の三市で、盛んな排外宣傳を行ひ、一方武昌教職員會、武昌商會等は對日英經濟絕交罷市罷業罷課を決議し、罷業に付ては漢口建築勞働者一萬三千人の「ウオークアウト」を皮切りに續々と起り、謠言甚だ盛にして人心は極めて不安に陷つた。それでも支那地方官憲の取締が比較的嚴重であつたから、暫らくの間は比較的に靜肅を保たれたが、其間學生及び共產主義者等の暗中飛躍が表面の靜肅裏に漸く不穩の空氣を瀰漫させ、人をして上海に於ける大騷擾が久しからずして此地にも勃發することの免れ難きを思はしめた。果せる哉外國船舶航行中止の爲め職を失つた數千名の苦力は、學生等の煽動に依り、六月十一日午後漢口英租界に殺到した、租界當局は直ちに義勇隊を出動させ、軍艦からも陸戰隊上陸し、一時群集を追拂つたが、形勢は刻々不穩となり、通行外人は屢々危害を加へられ、支那町の外國商店は破壞され、一方英租界に集まつた群集は、英國義勇隊武器庫を襲つて義勇隊と衝突し、群集に多數の負傷者が出來た。於是形勢は俄然惡化して暴動となり、英租界の外國商店は多數叩き毀され、負傷者も出來る、上を下への大混亂となつた、幸ひ肅督辨が兵を外國租界周圍に配置し、各國租界當局も亦警備を嚴にしたから、其後暴動は靜まり、國民大會の開催も官憲から差止められて終つたけれども人心の恟々は依然たりで、外國人商店工場等の支那人勞働者の罷業は相次いで起つた。共間漢口總商會の仲裁あり、官憲は煽動首魁一名を銃殺した爲、形勢は餘程落着いたけれども、支那側各界の排英運動は少しも下火とならず、殊に湖北學會、外交後援會、及湖北省議會は五卅事件に對する英國の謝罪と、發砲者の處罰、支那側死傷者に對する損害賠償要求を決議すると同時に、漢口英租界の回收を唱導し、

英國租界襲撃と排英運動

反帝國主義運動も急に盛になつて來た。但し漢口では上海のやうな全罷市は行はなかつた。漢口總商會は學生聯合會其他から全罷市の強い要求を受けたが、斷乎として之に應ぜず、其代りに排外運動團體に何程かの運動資金を供給することでお茶を濁した、其內に地方の治安丈けは回復されたから、義勇隊も陸戰隊も漸次撤退して、一應は鬼が付いた、然し排英運動は依然として繼續され、英國をして當時の强硬策から妥協の方針に變轉させ、英國租界回收を承認せしめる遠因をなした。

九江の排外運動

次には九江であるが、六月十三日學生を雜へた數千の群集は英國租界に殺到して、租界は無警察の狀態となり、支那側軍警の應援も間に合はず、租界工部局は外國陸戰隊の救援を請はうとしたが、生憎近くに居らず、全然無抵抗の中に日英兩國領事館、英國居留民團事務所、其他の目ぼしい外國關係建物は、手當り次第に破壞掠奪され、遂には租界各所に放火する者あり、臺灣銀行、日淸汽船會社等も全部燒失し、英國領事館も亦一度び其厄に遇つたが、之れは大事に至らずして鎭火した、其內に支那軍警が到着し、日英陸戰隊も上陸したので、さしもの騷擾も幸にして間もなく平穩に歸した。

日英兩國領事館等の破壞掠奪放火

重慶の騷動

上流重慶も御多分に洩れず、學生團の過激な煽動に依り、六月九日暴動勃發し、我領事は群集から非常な侮辱を受け、我水兵一名は袋叩きにされ、一二の邦人も群集に依つて拉致された、其他外國人に對する脅迫侮辱は至る所に行はれ、日本租界は日支兵の小衝突が有つた、然し其後日本陸戰隊と支那軍警とで警戒鎭撫に力めた結果、漢口や上海程の大騷ぎには成らなかつたが、外人側の不安は極度に達した、重慶で日本人側が主として襲はれたのは、他の外國人は事件が起ると逸早く逃出したが、日本人のみは城內に止まつて居た爲めである。

廣東の狀況

五卅事件の餘波が右等諸地方の外、廣東にも大きな騷ぎを捲起した、此方面の特長は、英國排斥が特に高潮されたこと、排外運動には廣東政府の樞要地位に立つ廖仲愷、汪精衞等國民黨の左派領袖と共に、共產派の首領株が參加して、指導して居たことの二點である。扨て廣東に五卅事件の報道が傳はつたのは五月卅一日で、非常な反響を起し、學生等は寄々排外運動を目論見、早くも六月二日には農工兵各界六團體主催の下に廣東大學で上海犧牲者に對する同情、及び排日排英を標榜する大規模の示威運動大會行はれ、大會後數千の群集は全市を游行し、日英帝國主義反對及租界回收の猛運動に着手した。然るに殆んど同時に、廣東政府直屬軍と客軍たる雲南軍との間に戰爭が起つて、排日英運動も一時立消えの姿であつたが、此事件が片付くと、排外運動が猛烈な勢で再燃し、六月十七日の廣東大學での會合には、寥仲愷、汪兆銘等も參加して、激勵の演說を試み、對日英米經濟絕交、關稅自主權、外國租界の回收其他を決議し、廿一日には同地英國租界內

沙面事件

支那被傭人が一齊に沙面租界から引揚げ、示威運動は全市に猛烈に行はれ、形勢刻々に不穩に赴き、租界襲撃の危險すら刻々に迫つて來た、そこで英佛軍艦から陸戰隊上陸し義勇隊と共に租界の警備に當つた。然るに六月二十三日學生、勞働者、及び二千人の正式武裝軍隊とから成る大示威行列と英佛陸戰隊とは、租界と市とを連ぬる橋を挾んで衝突し、双方に死傷者が出來た不幸事が起つた、一どちらから手を出したかに付ては色々議論が有るが、それは兎も角として、此種事件はさらでだに險惡な形勢を更に々々不穩に赴かしめざるを得ない、そこで排外運動は數段の猛烈さを以て行はれた。猶ほ廣東の形勢を語るに付ては、香港の狀態をも述べねばならぬ、香港でも五卅事件直後學生團が主として活動を開始し、六月十九日には香港、廣東、澳門間航行英國汽船乘組支那人先づ罷業を開始し、次で海員組合は一切の外國船舶乘組員罷業即行を決議し、引續き新聞關係勞働者、家內勞働者、電車從業員等が一齊に罷業した、之れは一に廣東からの指圖に依つて爲されたもので、流石東洋第一の繁華を誇つた此地も寂莫そのものの樣になつた。之れが對抗策として香港政廳は、廣東を經濟的に封鎖して、其反省を促す方針を取り、二十二日以降食料品金銀貨等の對廣東輸出を禁止し、又島內罷業者に對して壓迫を加へ、飽迄强硬手段を以て之れに臨むことを決意し、七月初めからは更に石油、及び同精製品、並に燃料又は內燃機用の油、酒精、石炭等の

在香港支那人の排英運動

香港政廳の廣東經濟封鎖

對廣東輸出を禁止し、又無職支那人追放令をも發布した。此方策は廣東市民に相當の苦痛を與へる功果は有つたが、此頃の廣東政府は中國共產黨との聯合が成つて、最早や單純な國民黨の政府ではなく、却つて黨內左派と共產黨員とが實權を行使して居た際であるから、英國側の强硬政策は却つて共產派及廣東へ派遣されて居た共產「インターナショナル」代表者等の乘ずる所と成つて、廣東朝野は排外運動を益々盛にし、嚮きの排日英米運動は遂に單純なる排英運動となり、廣東政府は香港政廳の廣東封鎖の鸚鵡返しに香港封鎖策を取り、香港及び澳門と廣東との間の輸出入貨物は通過貨物と否とを問はず一切陸揚を禁止し、又廣東在庫の英國品の販賣をも禁止した。之れと同時に香港及廣東に於ける英國人經營工場商店等には、支那人の片影をも認めぬ樣になつて、英廣双方の關係は恰も敵同志の間柄の樣に非常に緊張し、之れが爲め双方の蒙つた打擊は非常なものである、支那を對手の商賣が生命である香港商人の打擊は殊に甚だしい、そこで英國側は先づ兜を拔いで妥協的となり、少し後れて廣東側も寥仲愷の暗殺其他の反動的傾向が擡頭して排英熱の氣勢幾分挫け、双方に妥協の氣運が動いて來て、遂に双方の非公式商議を開くこととなり、罷業なども一時大部分終熄する迄に至つたが、双方の提出した解決條件に大きな開きあり、双方とも中々讓らなかつたので、廣東側は牽制として對英罷業を反覆し、其內英國は益々妥協に傾き、

廣東政府の報復

廣東香港一旦妥協に傾いて決裂

廣東排英運動の再燃と英側の強硬態度

廣東側も幾分は折れて、愈々正式の商議を開く迄に成つた。然し正式會議に成つても依然として双方の意見の合致を見ず、且つ諸種の感情問題も加はつて、急速解決の見込が無くなる、そうなると廣東側は益々排英運動を盛にし、對英罷工惡化し、殊に糾察隊の暴狀は英國の威嚴を傷け、又事件の解決を益々不可能ならしめる程のものであつたから、英國は再度强硬態度に還り、九月初旬在廣東英國軍艦陸戰隊を以て、罷工團が無斷使用して居た英國人所有波止場や「モーターボート」を奪回する等の强力行使を敢行した。時恰も廣東政府には右派の勢力左派を壓し、又一方國民革命軍の北伐を開始する關係もあり、國民黨右派は何時迄も英國を敵とするを不利とし、又罷工終止が軍費調達に便利と見て、遂に英國と安協して、罷業終止を宣言し、又糾察隊を漸次引揚げ、對英通商制限をも漸次に解除し、且つ糾察隊解散費用調達を名として、廣東への輸入普通品二分五厘、奢侈品五分の附加稅を徵收し始めた、於是對英經濟絕交は大體無くなつたが、其他の方法に依る排英運動は依然として繼續され、他地方の騷擾が全然終熄した後でも、廣東丈けは相當永い間排英運動が繼續された。

廣東右派の優勢と英國との妥協

萬縣事件

五卅事件に基く排英運動が幾分下火に成りかけた千九百二十六年の八月には、更に萬縣事件が持上つて、排英氣運が復又濃厚になつた。此事件は四川省萬縣附近で支那兵を載せた二艘の民船が、揚子江上流航行の一英國汽船からの浪で沈沒したことから起つたもので、民船沈沒の報を得ると支那地方官憲は同地に居合はした英國汽船二艘を押收して終つた、英國は此處置を不當として直ちに當該官憲に抗議を提起し、押收汽船の返還を要求したが頑として應じないので、英國は二隻の砲艦と陸戰隊を載せた一隻の荷物船とを現場に派遣し、强力を以て押收汽船の奪回を企て て支那兵と衝突した、之れが爲め排英運動は復又先づ四川省に起つて各地に波及した、此事件は素より五卅事件其のものの直接の反響ではないが、其の餘波を受けて重大性を帶びるに至つたものと見ねばならぬ。

五卅事件と「ソヴイエト」露國の活動

五卅事件は其普遍さに於て、將又其猛烈さに於て、團匪事件から其時迄の期間に於ては他に匹敵すべきものの無い程の大きな排外運動であつた。何故こんな大きな問題になつたかの理由に付ては說くべき極めて多くの事項が有るが、其內で最も大きな理由の一つとして「ソヴイエト」露國の目覺ましい活動を擧げねばならぬ。同國の支那赤化運動の樣子其他は本書第三章に略說するが、「ソヴイエト」露國は世界大戰直後の不安に乘じ、歐洲方面の赤化運動を試みて失敗するや眼を東洋に轉じ、就中早くから支那赤化の必要を認めて、弗々同國に運動員を送つて最初の足溜りとして共產主義者を作つて居たが、西比利亞から反「ソヴイエト」團體の勢力を驅除する頃から

「ソヴイエト」露國側の對支活動は急激に進展し、帝制露國時代の侵略を一切抛棄する建前の前後二回の「カラハン」宣言で支那の人氣を集めた上で、支那との國交開始交渉の使命を以て「ユーリン」や「パイクス」や「ヨッフエ」等の腕利きを北京に送つて、彼等をして中國共産黨を利用しての支那の民族革命を援助さした。右の内國交回復運動の方は始めの程はどうしても目的を達することが出來ずに居たが、中國共産黨の利用と支那大衆の人心收攬には大に成功し、殊に「ヨッフエ」と孫文との握手は「ソヴイエト」露國と廣東軍政府との連衡の具體的協定の第一歩となり、後「カラハン」が北京に乘込み、「ボロヂン」が廣東に乘込んでからと云ふものは、中國共産黨を通じての對支活動が行くとして可ならざるなく、爲すとして遂げざるなき概を示した外に、久しく行惱んだ國交開始も露支、及奉露協定成立によつて實現され、且又東支鐵道露國側幹部を赤系で埋めるに至り、「ソヴイエト」露國の支那に於ける聲威は一時旭日冲天の勢を示した。殊に千九百二十四年一月の國民黨大會で、黨の組織變更を決議し共産黨員と雖三民主義を奉ずるに於ては、國民黨に加入することが出來る事と定めてからは、「ソヴイエト」露國は常に共産「インターナショナル」の支部として其の領導の下に在る中國共産黨を利用して、一方廣東政權の把握に力めると同時に、最も理想と革命主義にかぶれ易き青年學生等を直接間接に指導して、支那赤化に全力を盡した。而して

共産「インターナショナル」から中國共産黨に下した命令書に依つて明らかであるが如く、「ソヴイエト」露國の當面の目的は、支那に於ける封建分子の排除と、日本及歐米諸强國の勢力を支那から驅逐することであり、此目的達成を機會に支那全土を赤化して、赤露共和國の一聯邦とするに在つた、從つて「ソヴイエト」露國は支那の反帝國主義運動に對しては極力指導と援助とを吝まず、理窟が立たうが立つまいが、支那の爲めにならうが成るまいが、そんな事は一切お構ひなしに、支那と所謂帝國主義國との間を引離すのが目的であり、此目的の爲めには手段を問はず、陰謀計略はまだしも、暴力暴動をも盛に煽動した。而して國民黨左派の抱込に成功した中國共産黨は一時廣東政府の權勢を事實上左右し得る迄に成つて居た際の五卅事件であるから、共産「インターナショナル」は「ボロヂン」「ロイ」等をして中國共産黨を指揮して五卅事件を暴動化することに全力を盡さしめた。一方國民黨は元來が支那の青年の心を最も强く摑んで居た政黨であり、同黨中の極左派たる汪兆銘等は若い血に燃える學生團の最も尊信する所と成つて居たから、彼等學生が學生聯合會邊りの共産派學生の宣傳に乘つて彼等の運動への合流に容易に動かされたのは、無理からぬことである。他方「ソヴイエト」露國側は學生團の利用と同時に、此頃は職工及農夫とも相當の聯絡を取つて居た、話は少し後戻りするが、共産「インターナショナル」が職工と農夫との間

「ソヴイエト」露國と支那勞働運動の指導

に手を入れ出したのは、其の支那に進んで來ての直ぐ後からで、五卅事件から始まつたものではない、即千九百二十年の中國共產黨の組織後色々な機會に於て色々な名義を以て、そして色々な手段を以て、勞働者をして經濟鬪爭を開始せしめて居る。其最も著名なものに千九百二十三年二月の京漢鐵道罷工、青島紡績工場罷業、開灤炭鑛の罷業があるが、此外當時支那に起つた大小の罷業は殆んど全部共產「インターナショナル」の指揮命令の下に立つか、少くとも中國共產黨員の煽動に依つて起り、又は盛にされて居る。其間に無產階級は色々な組織を作り、例へば京漢、京奉、京綏、津浦、正太、粵漢、株萍、膠濟其他の諸鐵道には總工會、事務工會、工人俱樂部等の名稱の勞働組合が出來、遂には五卅事件の前年には全國鐵路總工會が出來て、同年露都で開かれた赤色勞働組合「インターナショナル」大會へ代表者を送つて、正式に之れに加入して居る。又其年の三月には上海工團聯合會が出來、五卅事件の頃は三十余の組合が之れに參加し、其他中華海員工會、廣東機器工人維持會、長沙工人俱樂部、粵漢路徐家棚工會、安徽省工會などが出來、其他各地方の工人團體は相當の多數に上つた。此等の中には共產「インターナショナル」の指導の下に立たぬものもあつたが、彼等が無產者の唯一の味方と號する「ソヴイエト」露國に對して好感を持つのは自然であり、彼等が單純な經濟運動から反帝國主義運動などの政治運動を成すやうに成つた其

上海工團聯合會其他の勞働團體組織と「ソヴイエト」露國に對する態度

頃では、「ソヴイエト」露國に對する彼等の好感の增大すると正反對に、日本や英米佛等の所謂帝國主義國に對する惡感が嵩じて來てゐた。殊に五卅事件の起る數ケ月前廣東で開かれた第二回全國勞働大會で、中華全國總工會が正式に成立し、中國共產黨員が事實上總工會を動かすやうに成つてからは、共產「インターナショナル」は支那全國の工人運動に對して多大の發言權を持つ樣になつた、共產「インターナショナル」は他方農民運動にも工人運動と殆んど同時頃に手を染め、ことに千九百二十四年の國共兩黨の合作以來は、少くとも廣東國民政府の勢力下にある地方に於ては、國民黨々是として公然各地に農民組合を作り、又張作霖等の勢力下にある地方にも、壓迫を受けながらも農民運動に大に力を入れた。而して從來の國民黨員が主に華やかな政治運動に浮身をやつして居る間に、共產黨員たる國民黨員は地味な農村運動に執掌して居たから、共產「インターナショナル」の農民間に於ける人氣は早くから或程度迄出來て來た。斯ふ云つた事情の下に起つた五卅事件である、「ソヴイエト」露國側が學生、勞働者及農民を働かして排外暴動を起さしめるに些したる困難は伴はなかつた。予は五卅事件を以て全部「ソヴイエト」露國側の煽動だとは思はない、歐洲大戰後世界に起つた民族主義運動の一つの現はれとしての支那の反帝國主義運動が無かつたならば、如何な共產「インターナショナル」もそう易々とは支那をあれ迄狂暴に導く事の出來る筈が

第二回全國勞働大會と中華全國總工會の成立

支那農民運動

無い、然しながら共産「インターナショナル」の支那に對する赤色帝國主義の野望が無かつたならば、五卅事件も決してあれ程の狂暴性を現出する事が無かつたであらう。之れに付いて上海共同租界工部局は此事件に關する報告書に「内外棉會社の罷業が三月一日を以て終熄したに拘はらず、閘北に於ける煽動者は益々活躍して、屢次會合の席上では、警察が數年來危險な急進派と見做して居る上海大學の學生其他が演説し、五月二十二日とそれ以前に開かれた會議で……或は勞働者と農民に向つて國民黨の旗下に馳せ參じて、帝國主義者と軍閥とを敵として戰へと慫慂し、演説者は民黨の赤化派の目的達成に汲々として、勞働者の經濟的向上などは眼中に無い樣な印象を與へた」と發表し、更に「罷業團の運動が赤化的色彩を帶びて居ることは、去る四月一日に配布された傳單の文章（資本主義者、及び軍閥に對する勞働者、農民、並に兵士の蹶起を促し、國民黨の麾下に參ぜよと慫慂す）が更らに明らかならしめて居る」と公けにし、共産黨が事件を煽動して居る趣旨を暗示して居る。若し工部局當局にして千九百二十一年の極東民族大會の決議から、當時までの極東問題に關する共産「インターナショナル」大會の決議等を通覽したならば、恐らく共産「インターナショナル」と五卅事件との關係をもつと具體的に說明したであらう。それは兎も角、五卅事件頃迄の排外運動は前にも述べた通り學生が勞働者農民等を指導し、强制して起たしたものであり、又其性質が云はば愛國心の發露とも云ふべきものであり、共産主義者の暗動は有るには有つたが、左程に目立たなかつたのであるが、五卅事件に於ては、彼等の行動は殆んど共産「インターナショナル」の主張と大差なき迄に左に傾いて來て居る、それ丈けに學生聯合會邊りの決議や主張は、公然共産黨員と名乘ると否とに論なく、事實共産主義者に依つて指導作成されて居り、彼等の主張が殆んど全部容認された。例へば南京路の衝突の翌日、上海總商會で開かれた全罷市商議會では、共産黨員が商人側を壓迫强制して、彼等の罷市反對氣分を叩き毀した、又五卅事件後の上海總罷工と暴動の策源地は、共産主義者の最も多いと見られて居た上海大學で、同大學々生の有力な一共産主義者が事實上海學生運動の音頭を取つて居た、工部局が六月四日同大學を不意討ちに捜査した結果、赤旗と過激な宣傳文多數を發見し、學生運動の他の本據たる大東旅舍の捜索で、「ソヴイエト」露國の紋章多數と赤化宣傳文、及び革命に關する多數の秘密書類が出て來た、此種の實證は其他にも澤山ある、「ソヴイエト」露國勞働組合中央執行委員會が五卅事件に關聯して支那勞働者に煽動激勵の長文電報を出した位のことは少しも驚くに足らぬ。斯くて共産「インターナショナル」の指導が部分的ながらも支那の對外國民運動に加へられるとなると、之は自然共理想たる世界赤化革命の一方策として見られる事になる。元來共産「インターナショナル」

學生運動全支赤化の爲めに利用さる

の世界赤化革命には色々な標題が掲げられて居るが、其本體は飽迄も無産階級を中心とした共産主義國家の建設である。「ソヴイエト」露國が一日も早く支那に此理想の實現することを熱望した事は勿論であるが、支那の現勢では早急此理想實現の望みが無いから、「ソヴイエト」露國は其所に至る迄の階段として、支那の小「ブルヂヨア」との關係を付け、其の革命運動を支援し、且つ一切の革命分子を之れに合流させる方針を取り、之れに「ブルヂヨア」革命なる名を與へて居た、學生運動は實は此「ブルヂヨア」革命援助の先驅で、山東問題や日支軍事協定反對などで現に出來上つて居た學生の大衆運動を利用して、支那赤化の露拂ひをさした迄の事である。從つて支那に勞働者農民等の無産階級運動が發展すればする程、學生利用の必要が無くなり、此運動は無産者自身の組織に依る無産運動に轉化し、學生等は青白き「インテリゲンチヤ」として彼等から寧ろ輕視さるべき運命に有つたものである。元來無産者の組織化は共産「インターナショナル」の最も早くから熱心に計畫して居たもので、中國共産黨が中心となつて此の計畫實現に汲頭したものであるが、それは官憲の壓迫やら、資産無産兩階級對立狀況の不明確やら、無産者自身の無産運動に對する無興味無關心や經驗の缺如等から、共産「インターナショナル」の目的は急には達し得なかつた、其間が即ち學生運動の重要さを持續する期間であつた。五卅事件の起つた頃は丁度

民族運動の指導地位學生から勞農階級に移る

第七回學生聯合總會の勞農運動に關する決議

此の期間中であつたから、學生の運動は此時が最も重要で、そして非常に華々しく實行され、あれ程の事件を持上げ、更らに之れを全國的運動とする爲め、滬寧線、南洋線、滬杭甬線、閩廣線、京漢路線、長江線、西北線の區分に依つて全國に宣傳隊を出し、又新聞「ポスター」「リーフレット」等を陸續發行する等目覺ましい活動をして居るが、之れと同時に學生團の運動の目標は從來の様な反帝國主義、反軍閥一點振りでは無くなつて、工人運動をも重要な綱目として差加へた事は非常な重要さを持つて居る、斯くなつた事は、自然の發展性と云ふものも有るが、共産「インターナショナル」の中國共産黨を利用しての學生運動指導精神の影響である事も忘れてはならぬ。五卅事件の直ぐ後に開かれた第七回學生聯合總會で、學生は始めて勞農運動に關する決議をして居る、その決議は「半植民地中國に在つては、最も極端な壓迫を受けて居るのが工人及農民であつては、帝國主義植民政策の侵入に因つて工業は發展せず、農民經濟は日に破產に傾く、同時に帝國主義の利用する軍閥の內戰は、益々工農の生活を迫害する、政治上寸毫の自由なく、經濟上各方面の刮削を受く、教育上又讀書識字の機會が無い、此の最も苦難な工農同胞は然かも人口上最大多數を占め、經濟上には生產の地位に在る、過去工人の大罷工、廣東農民の革命政府援助の事實から見て、彼等が中國民族解放運動中の最大强力な主力軍であることが證明される、吾人は彼等

と聯合し、反帝國主義の統一戰線を結成し、彼等を援助して種々の發展條件を得せしめ、其實力を鞏固にし、以て吾人の共同の敵即ち軍閥及び帝國主義者を打倒し、一日も早く民族解放の幸福を得ねばならぬ」と決議して居る。これは宛然共產「インターナショナル」の宣傳文其儘である、學生運動が如何に共產黨的色彩を帶びたかの一例證とするに足ると思ふ。斯くて學生運動が無產運動化する一方、無產階級の無產運動に對する興味と訓練とは、彼等をして或程度迄階級的に目覺めしめ、事件直後の上海大罷業、對廣東經濟絕交、其他の幾多の機會は、彼等をして大衆運動への自發的進出を敢てせしめ、工會農會等の「ソヴイエト」露國式組織が比較的多數成立し、あれやこれやから彼等の力は益々發展した。其結果五卅事件以後は對外民族運動が漸次無產階級それ自身の主動の下に行はれるやうに成り、學生運動は僅かに無產者運動の一翼としての存在を認められるに過ぎないやうに成つて來た、而して無產運動が無產階級の手に依つて行はれるやうになつてから其の對外關係に對する影響は甚だしく親露排外となり、一時は國民事件の再來かと迄も危惧された狂暴性を帶びて來た、斯く迄に立至つた理由には澤山あるが、其の主要な點は共國合作であるが、之れは第三章に於て述べることとして、其他に最も有力な動因として孫文の死と國民革命軍北伐の成功とを擧げねばならぬ。

親露排外傾向の高潮

孫文の死と國民黨の動搖

孫文は早く「ソヴイエト」露國と結び、之れを模範として色々な改革を行つて、國民黨をして全く面目を改めしめ、以て今日の國民黨治下の支那を現出する素因を作つたが、孫文の對露方針は飽迄も其の援助に依つて三民主義に依る革命を成就しやうとした迄で、共產主義國支那を作るの意思は毛頭無かつた。孫文が聯露以後大に左傾した事は事實であるが、三民主義の城壁からは一步も出た事は無い、國民黨も亦孫文の主義主張を守つて、飽迄も三民主義黨であつた、黨內は無論左右兩派に分れるべき傾向が絕無ではなかつたが、孫文と云ふ親分が居て、全體を統べて居たから、左へ左へと行きながらも、正眞正銘の共產主義者に成らずに濟んだ、それでも國民黨員中には孫文の左傾を快からず思つて、國民黨を脫した有力分子も多數あつたが、大體に於て同黨は非常な動搖なしに孫文の傘下に固められて居た。然るに孫文は千九百二十五年北京に客死すると、首領を失つた國民黨は果然動搖して、左右兩派の分立が著しくなり、黨內共產黨員は「ボロヂン」「ロイ」等の共產「インターナショナル」派遣員の指圖の下に從來からの國民黨左派と堅く結んで右派に當り、右派亦之に對抗し、孫存生中から蟠まつて居る兩派の確執は、孫と云ふ大黑柱の無い後表面化し、進取的で革命的な左派が穩健で引込思案の右派に打勝つて、一時は廣東の政權が殆んど左派の手に移つた。こうなると廣東政府に對する「ソヴイエト」露國の勢力は誠に素

左派の天下

張らしく、隱然其の師匠格となり、共產「インターナショナル」から派遣されて居た露西亞人は中國共產黨員を指揮し利用して、殆んど其思ふ儘に政治を執行つた、されば其當時の廣東政府の政治は「ソヴイエト」露國のそれに酷似し、對外方針も亦「ソヴイエト」露國の方針に依つて動かされ、親露と英米佛其他との支那に於ける勢力の排除と云ふことに集中されるのは當然である。而して共產「インターナショナル」が他國の政治をかく迄自由にする事を容易ならしめた一つの事由は千九百二十四年の國民黨綱領が甚だ左傾して、共產主義的解釋の餘地が非常に多かつた事である、前にも述べた樣に孫文は決して共產主義者で無し、國民黨は決して共產主義黨では無いが、第一次國民黨全國代表者會議で定めた國民黨綱領は、孫文の師匠格であつた「ボロヂン」の意見を參配した所が少なくない、又其起草も殆んど共產黨員たる國民黨員と極左派國民黨員との手によつてなされて居るのであるから、物に依つては共產黨綱領と區別の付かぬものが有り、そうで無いにしても共產主義に都合の良い解釋の下され易い部分が甚だ多い、彼等共產黨員は之れを利用して、國民黨綱領實施と云ふ名目で、自己の理想到達に努力し、共產主義に極近い綱領を國民黨内に樹立し得たのである。然し始めの程は共產主義者の勢力が主として廣東方面に限られ、長江沿岸に於ては僅かに或程度の活動能力を持つて居るに過ぎず、其他の地方に於ては共

產主義者は藩潤分子の爲めに極端に壓迫され通しであつた、然るに彼等の勢力を更らに北に向はしめたものは、國民革命軍の北伐成功である。千九百二十五年から翌年にかけて國民革命軍の勢力が漸次北進して千九百二十六年の十二月には國民政府が廣東から武漢に移り、江西福建の各地も亦同軍の占領するところとなると、共產黨員は直ちに占領地を赤化して行き、彼等の行く所には至る所に勞働組合農民協會等が設立され、罷業罷工相次ぎ、大衆運動は地方官紳富豪等に對して極めて露骨に大膽に行はれ、之れと同時に所謂反帝國主義の運動は俄然として尖銳化し、就中排英運動は最も猛烈に行はれた。但し彼等の反帝國主義運動排外運動は至る所に行はれたにしても、場所に依つて其の猛烈さに於て相違が有つた、其の重大なる原因は國民黨内に於ける左右兩派の衝突の反映である。孫文死後左派が一時最も優勢であつた事は前述の通りだが、右派の之に對する反感は日に益々甚だしく、其結果西山派だの孫文學會派だのと云ふ右派の一部は遂に廣東を離れたから、此連中の勢力は大に衰へて、一時は物の數では無かつた、殘るところは廣東の新軍閥たる蔣介石一派と左派及び共產派との反目である。然るに蔣介石は孫文を「ソヴイエト」露國に近付くことをすゝめた人の一人で、自身も露西亞へ行つて軍事の視察をし、又其勢力の中心である黃埔軍事政治學校は「ソヴイエト」露國の援助で出來たものである丈けに、蔣は露西亞には或執着

を持つて居た、ことに燃えるやうな北伐の希望と此目的達成の爲め露國の援助が必要であること
から、蔣は成るべく左派及び共産派と事を構へる事を好まぬ、一方共産黨方面でもまだ〳〵蔣に對
抗する丈けの力が無い、其の結果一時は双方互譲の上、千九百二十六年の黨務整理案も出來たが、
蔣が同年の七月に愈々北伐の途に付くと、國民黨中央執行委員會が蔣をして軍民兩政を一身に統
べしめた事から、左派と共産派は遂に蔣と衝突し、彼等は武漢政府に據つて、蔣介石の南昌政府
に對抗した。こんな成行から南昌派（蔣が南京を攻略してから後は南京派と號された）は共産派
及左派を壓迫し、武漢派は之れと反對に益々左傾し、「ソヴイエト」露國の指令に從つて益々共産
主義施設を高潮した、されば蔣介石の北伐後は武漢政府治下に於て最も多く極左傾向を示し、排
外運動の如きも此地方に最も猛烈に行はれ、武漢政府設立前後から漢口、武昌、漢陽の三市を始
め、湖北湖南等の諸省には至る所に共産「テラー」行はれ、殊に漢口では外國人の居住者相當多
數に上り、英、佛、日等各國の租界がズラリと並んで居り、長江沿岸の諸都市中上海に次で外國
人の勢力の張つて居る土地柄丈けに、排外運動は非常に盛であつた。彼等の排外運動の第一歩は
工會を利用しての民衆運動と罷業である事は五卅事件の時と同樣で、共産「インターナショナル」
の指導の下に在る中國共産黨の連中を中心とした彼等は、外國人關係勞働者の團體たる洋務工會

武漢政府治下の赤色「テラー」

南京武漢兩派の對立

を使嗾して一般的罷業の擧に出でしめ、其結果外人關係工場商店汽船會社等では、何れも支那人
勞働者の使用が不可能となつて、業務を休止するの已むなきに至つた事は勿論で、其他同地在住外
國人家庭に使はれて居た勞働者迄も罷業し、遂には漢口稅關下級雇員も動搖して、輸出入の取扱
も出來なくなつた事がある。此等の處置取締の任に當るべき地方政廳たる武漢政府は却つて之に
對して直接間接の指導と援助とを與へ、一方反帝國主義運動を高潮させ、排外大衆行列や演說會
や傳單の配布は引次ぎ〳〵行はれて居る、其間に學生及糾察隊は主として共産黨員等の指導の下
に活動して、武漢地方は、少くとも外國人の關する限りは、一時全く無政府無秩序の狀態の下に
暴されて居た。元來此糾察隊と云ふものは、勞働者の取締りと罷業運動の節制とを職分として、
國民革命軍が廣東に在る頃に作つた機關であるが、後には全く赤化運動と暴力脅迫による勞働運
動を爲す機關となつて終つた。國民革命軍が長江地方に出ると、亦各地に同樣の機關が組織され
其內でも武漢地方のものが一番勢力が有り、隊員の數も一時は數千の多數に達した程の大團體で、
武漢政府の積極的支持の下に、各方面に其暴威を逞ふして居た。元來國民黨が勞働運動に力瘤を
入れ出したのは、孫文が「ソヴイエト」露國との接近を策した頃からの事で、共産「インターナ
ショナル」の「スローガン」の一つたる大衆捕捉の最も有效な方法として、國民黨改組の頃から

糾察隊の狂暴

武漢派治下の勞働運動は悉く共産黨員に依り指導さる

愈々黨としての具體的活動を開始して居る、而かも勞働運動に對する國民黨の事實上の指揮者は「ボロヂン」及其の幕下の中國共産黨員で有つた丈けに、國民黨の勞働運動は共産黨のそれと殆んど甲乙の無い迄に左傾して居た、然るに國民黨員は多くは此問題に對して比較的に興味を持たず、持つて居ても運動の實際的智識も無かつたから、工場だ農村だと云ふ現場に於ける實際運動は主として共産黨員の手に依つて爲された事は前にも述べた通りである。それであるから國民革命軍治下の勞働運動は殆んど共産黨員の專賣特許と云つた事態が出來、其結果前記糾察隊の首腦者も主として彼等に依つて占められた。尤も支那には之れより以前から社會運動書記局と云つたやうな機關が出來て、社會主義者、共産主義者及其他の連中が集まつて、各地に勞働運動を起したり、運動の指導の任にも當つたりして居たから、共産黨員以外の者も相當に此問題に沒頭して、實際運動に這入つて居たものも少なくなかつたから、糾察隊などには自然彼等も介在して、共産黨員と協同して指導的地位を持つて居たけれども、武漢地方で糾察隊の活動を逞ふして居た頃は、共産黨は黨員外のものが勞働運動の指導に參することを好ます、彼等をして共産黨員たらしめるか、然らされば多くは多衆の力で彼等を指導的地位から引下ろして終つて居た、であるから糾察隊と曰はず、工人會と曰はず、其他殆んど凡ての勞働運動機關は、少くとも武漢政府の治下に於ては全部中國共産黨に依つて指導されて居たと曰つて差支無い。そして中國共産黨は國民黨との合作の結果、共産黨員が國民黨に入黨し、國民黨員として各般の社會運動に關係して居る建前となつたのであるが、武漢に國民黨の政府が出來た頃からは、共産「インターナショナル」は中國共産黨に對して國民黨乘取を指令し、中國共産黨は國民黨の指導を受くる事なく、共産黨としての運動を猛々と實行せよと命令して居る、であるから此頃の武漢方面の共産黨員は國民黨の政府の方針の如何を全く顧慮する事なく、共産「インターナショナル」の指導の下に、我儘勝手な振舞を續けて居た。然るに之れに對する國民黨の態度は、蔣介石一派の南京政府の方針が右に動けば動く程、之れと對抗の必要からも、感情の上からも、將又中國共産黨との仲違を嫌つた點からも、却つて左に傾いて行つたから、共産黨員の常規を逸した活動も、一時却つて國民黨からは好感を以て迎へられた、それに圖に乘つた共産黨員の活動は益々露骨になつた。所謂土豪劣紳に對する壓迫暴行脅迫と云ひ、農民協會の組織の爲めの地方農民に對する壓迫と云ひ、又此等農民協會を利用しての共産黨員以外の人々に對する高壓的態度と云ひ、極めて露骨に、極めて恐怖的に、そして極めて革命的に立働らいた、殊に排外運動や反帝國主義運動やになると、共産「インターナショナル」の中國共産黨に對する屢次の訓令にも述べてある通り、支那の革命達成の最も重要な前提要件として、最も多く

武漢政府治下の排外運動の危險性

力を注いだ。而かも共產主義者の運動に對しては全體としては色々と攻擊反對をして居る連中迄も、此反帝國主義運動となると定まつて共產黨に合流するを常とする、武漢政府にある國民黨員も同樣で、中國共產黨の活動に對して一から十迄贊成はして居ぬながらも、此對外運動には共產黨員と全然一致して終つたから、武漢方面の對外運動は始めから狂暴性を多分に持つて居た極めて危險なものであつた。

列國の態度

然るに之れに對する外國側の態度如何と曰ふに、甚だ煮え切らぬものであつた、就中排外運動の最大目標となつた英國の態度は特に不透明であつた。英國は始めは强硬政策を以て支那の威壓を試みたが、沙面事件、五卅事件、萬縣事件其他の打續く排英運動には全く手を燒いた形で、高壓手段の代償が餘りに自國に高價であつたことを知つて、萬縣事件の少し後頃から態度は餘程變つた。然し仔細に其態度を見ると、從來の方針を徹底的に變更するでもなく、又飽迄穩和手段で自國及自國民の權益を保護すると曰ふ程の決心も無く、兎も角も支那人の對英反感を緩和する必要から威壓の手を緩めて見た、元來英國の對支態度は一言にして曰へば現狀維持方針である、香港を領有し、九龍を租借し、長江沿岸に不拔の經濟的地步を築き上げ、少くとも對支貿易の關する限りは列國の首位を占めて居る、此地位を保持することが英國の根本方針と曰つて良い、英國

英國の方針不徹底

現狀維持が根本方針

が現狀維持方針を取るに至つた理由には無論色々あるが、英國は現狀以上に其支那に於ける地位を進めることの困難を覺り、現狀を維持することが精一杯であることをも知つて居る、而かも現狀維持には曾に其支那に於ける地位其のものを擁護する許りでなく、他國の自國に追隨することをも防止せねばならぬ。英國が前者の目的達成の爲めには、支那に於て有する優勝な地位の根柢であるところの通商上の優越權を保持せねばならず、此の爲には香港の領有、九龍の租借及上海の萬國居留地の保持の三者は是非とも無くてはならぬものであり、其他の權益例へば漢口、九江、天津、鎭江、厦門其他の地方に於ける專管居留地、威海衞の租借地などは必らずしも何處迄も保有せねばならぬ程のものは無い。又不平等條約によつて享有する各種の特權例へば領事裁判權、關稅上の特權其他もあるが、是等のものゝ內列國共通の權益に付ては、華盛頓會議の決議もあれば、其後の國際會議又は國際協議に依つて採用された色々な方針もあり、又行掛もあり、英國單獨の問題でないから、之は協同の決定を待つか、又は他國の態度を究めてから働らきかける途もあり、其間に外交上の色々な手管を弄する餘裕もある。然し英國丈けの特權に至つては、英國の獨自の方針で解決せねばならぬ、素より他國の有する同種類又は類似の特權の運命如何が大に英國のそれにも影響することは事實であるが、排英運動の斯く迄熾烈な際には、英國は何とかして自分で自分の特權を處理せ

ねばならぬ、然るに支那側の此種英國單獨の特權に對する態度は飽迄積極的であり、力を以ても之れを奪取せねばならぬとさへ考へたものが決して少なくない。海員の罷業に端を發した香港經濟封鎖の際と云ひ、沙面事件の際と云ひ、支那側は盛に香港の回收、九龍租借權の廢棄等を絶叫した、五卅事件では上海租界の回收が最も强烈に唱導された。然るに此等諸特權は英國の支那に於ける地位の根幹であり、心臟である。更らに通商關係如何と曰ふに、數次の猛烈な排英運動は英國品の對支輸入に非常な打擊を與へた、例へば五卅事件發生の年たる千九百二十五年の英國の對支貿易額の統計を見ると輸入總計三億三千八百萬兩許りで、之れを前年度に比べると一億一千三百萬兩以上の減少である。其內新嘉坡及海峽植民地と印度とからの輸入は前年に比して却つて增加し、殊に印度からの分は一千萬兩もの大增加を示し、獨り英本國や香港からの輸入が非常な勢で減少したことを見ても、五卅事件其他の排英運動が英國に非常に重大な打擊を與へたことが明瞭であり、此分で進んだならば、英國の對支通商上の地位は日本なり米國なりに占められる處が充分有り、其結果は永年の間英國の商業に好都合であつた英人支那總稅務司の制度も亦破れざるを得ないことに成るのは必定である。若しも排英運動が引續いて盛であつたとすれば、啻に英國の貿易は減退する許りでなく、香港、九龍及上海に於ける領土的特權にすら累を及ぼすことゝなるであら

排英運動喰止が絶對必要

う、そこで英國は如何にかして此排英運動を喰止めねば、遂には極東に於ける其の國威を失墜し、遂には印度の統治にすら好ましからぬ影響を及ぼし、「アフガニスタン」や波斯に於ける英國の威力も素より墮ちて終ふ、かうなつては英國としては考へ方に依つては實に致命傷とも成る可能性を持つ一大事である。そこで火の手の高くならぬ前に火事は消止めねばならぬ、然るに此排英は支那側自身丈けの運動では無い、共產「インターナショナル」の後に隱れた「ソヴイエト」露國がある、其の一方へ丈けの手當では役に立たぬ、是非共双方への手入が必要である、そこで英國は「ソヴイエト」露國に對して斷交すると同時に、一方支那に對しては、所謂對支新政策の提唱に依つて對英反感を緩和しやうと試みた。此新政策の最初の表明は千九百二十六年十二月十八日英國政府から華盛頓條約に署名の諸外國に對して爲された對支政策革新の提議である。此提議書は中々長文のものであるが、其要領は「華盛頓會議參加の列國は將來の對支政策の指導精神を支那の保全獨立の擁護と政治的並びに經濟的發展の進捗と財政の復興との三者に置くことを決議し、又支那をして此目的に必要な歲入を得せしめる爲めに或程度の關稅增徵を認めることを決議し、且つ治外法權問題に付て特別委員の調査研究をなすことに決議した。然るに其後支那の事態は變化し、內亂打續き、關稅會議は支那には對手とすべき政府が無くなつた結果不成功に終り、治外法

千九百二十六年十二月の英國對支新政策提議

權特別委員は其仕事を終つて各國に報告書を出したが、是亦支那の分裂に依つて同様の難局に遭遇した、其間英國政府は固く內政不干涉主義を執り、列國亦同様の態度を執つたこと丶信ずるが、是れは唯一の正しい態度であると考へる。支那の現狀は華盛頓會議の時とは非常に違つて、今では條約改正や、支那に於ける外國人の地位に關する諸懸案を解決することが不可能ではあるが、支那の爲めに國際的の平等地位を獲得せんとする有力なる國民運動を同情と理解とを以て迎へぬことは、列國の眞意に適合するものではない。英國政府は前記の事態を篤と考察した上で華府會議參列諸國が執るべき態度に關して意見を開陳し度い。英國政府は是等諸國政府が各陳述書を發して支那自身が政府を樹立するや否や、條約改訂及び他の一切の懸案に付いて商議し、且つ華府會議の精神に順應し、然かも現時の變化した事態に應ずるやうな建設的政策を執る用意あることを支那に對して聲明すべきことを提議する。而して此共同宣言に於て右建設政策が出來る限り支那國民の正當な希望に應ずるものであることを明かにせねばならぬ。我等は支那の經濟的及政治的發展が外國の指導の下に於てのみ得らるゝものであると云ふ觀念を棄て、且つ支那が新國定稅法を公布するや否や關稅自主權享有を承認する用意あることを宣言せねばならぬ。又支那の好まざる支配を支那に强ゆる意志が毛頭ないことをも宣明せねばならぬ。支那に對しては條約の神聖を尊敬すべきことを求めると同時に、列國は支那の條約改正要求の正當なること、並に現狀では新條約締結商議が困難であることを認めて、條約上の權利を嚴格に條約の文言通りに主張する從來の態度を緩和せねばならぬ、それ故に小事にも無效力の抗議を提起する政策を棄て、唯重大な利益が危險に瀕する際に於てのみ抗議を留保することが得策である。列國は支那當局の要求に對して合理的であるならば、それが假令條約所定の權利の嚴格な解釋に違つて居る時でも、外國人の利益が公正に取扱はるれば、同情を以て考慮することを聲明せねばならぬ、そして列國の政策は支那に强固な中央政府の出來るのを待たずに、支那と調和的關係を維持するに力めることをも聲明せねばならぬ。治外法權に關する特別委員會の報告等は現狀の下に於てもさしたる遷延もなしに實行され得るものであるが、英國政府の見解では、それにも增して更らに重要で緊急な處置は華盛頓會議の關稅特別附加稅を直ちに且つ無條件に支那に認めることに付いて列國が合意することである。此附加稅は關稅會議の不成功に依つて華盛頓での約束通りに實行されずに來て居る、關稅會議の不成功は條件に關する外支双方の不一致、就中特別附加稅の使途、不確實借款の償還問題及關稅增收に對する外國側の管理權の問題に關する外支間の意見の相違に起因して居るが、英國政府は始めから此二問題を同會議で論ずることに反對して來た、華盛頓會議の時附加稅承認に

條件を付けたのは尤もであつたが、それから五年も立つて、事情の全く違つてゐる今日では、それは最早實行不可能である。支那は外債整理の問題でも將又釐金廢止の問題でも、外國の支配權擴張を承認しないことは明らかである、英國は關稅會議開催に先立ち米國政府の照會に答へて、列國は何等保障又は條件を求めずに、即時附加稅徵收を認めねばならぬことを聲明して居る、然るに關稅會議不成立の結果此提議も遂に空しくなつて、廣東政府は條約の規定に違反して既に附加稅を徵收して居る、英國は之に對して列國と共に抗議をしたが、それは忌々ながらのことであつて、現時に在つては正しい政策では無いと信ずるから、列國が此附加稅を即時無條件に承認することを敢に改めて提議する。此提議に對する反對は恐らく條約違反を忍諾することが可かぬと云ふ理窟から爲されるであらうが、現行條約は時代後れである、實際に適合する條約にして始めて條約の神聖が保たるべきものである。若し支那側が全般的に義務を廢棄し、又は支那に於ける外國人の正當且重大な利益を攻擊する場合には素より列國は協同して抗議すべきである、英國政府は列國の協調を保持することを必要と認めるからこそ此提議をする、英國政府は對支新政策實行への第一步は特別附加稅の即時承認であると考へる」と云ふことである。此提議の文言を見ると、部分によつては殆んど支那の言はんと欲する所を其儘代辯して居るかの感が有ると同時に、關稅會議が英國代表の行動に依つて不成功に終つたと云ふ非難が一部の外支人間に信じられて居た事に對しての辯解が相當苦心して書かれて居る。又其の書振りからも直ぐに想像される樣に同會議不成功の罪を他の國へ塗付けやうとして居る、そして其國と云ふのは主として日佛兩國であることは、必ずしも想像に難くない。殊に外債整理問題に付いては「債務整理は支那の信用を回復するのだから、支那に取つては永久の利益であると論ぜられた。此議論は全國を有效に支配する政府が有つたならば、疑も無く正當であらう。然るに今日の支那には債務整理は偶々北京で權力を得て居る徒黨をして破壞的な不生產的な新たな借金をさせ得るに止まらう」と迄曰つて遠廻しに他國に當て付けて居る。世界の大國英國としては大人氣ない樣な氣もするが、かく迄もして支那の排英感情の緩和を試みた英國政府の心情は誠に同情に値するが、此自由主義による新提議の効果に至つては殆んど曰ふに足らず、折角の此英國提議に對する列國の態度は甚だ煮え切らなかつた。それは對支自由政策に對する主義上の反對では無論無い、自由方針そのものに對しては何れの國も反對の出來やう筈が無い許りか、此趣旨の事はそれ迄でも列國が支那に對して或は單獨に或は協同して度々申入れたことである、今更ながら英國政府から注意される迄も無い事柄ではある。然しながら大戰以來の支那に於ける列國協調が破れて居た其頃の事であるから、英國の此提

英國提議の反響大ならず

議に對しては、國に依つては或種の警戒を禁じ得なかつたであらう。殊に提議の文言が自分許り良い兒になる風に出來て居ては、感情の刺戟される筋も無いでは無い、又關稅附加稅問題に對する列國の利害關係が一樣では無く、國に依つてはそれが對支貿易に根本的な影響を與へるから、此影響を出來る限り緩和する方法を講じて置かねばならぬものもあり、關稅問題の解決と同時に是非とも支那側との某々懸案を解決して置く必要を感ずる國も有つたり、其他色々な事由が存在して居たから、列國が英國の提案を議論なしに其儘に承認することは出來べくもなかつた。加之其の當時の事情から考へて、英國は香港封鎖問題解決條件として廣東政府に對して特別附加稅增徵を既に內諾して居ると云ふ懸念もあり、旁英國提議に對する列國の態度はハキ〳〵したものではなかつた。僅かに白耳義、伊太利、和蘭、葡萄牙等の比較的支那に重大な利害關係の無い國々丈けが、早く此提議承認の意向を示したけれども、荷も支那に重大な利害關係を持つ國は反對し、又は反對の氣勢を示した。

英國提議は斯くも列強間に不人氣であつたが、英國政府は素より此事を豫期したことであらう、列國の利害の錯綜と、華盛頓會議後の列國間の感情の幾分の疏隔を能く知つた英國政府の眞意は、之れで列國を引き摺つて極東新局面を作成するに在つた譯ではなく、寧ろ支那側の排英運動を緩和しやうと曰ふに在つた。イソヴイエト」露西亞に浚はれて行つた支那の人氣を、全部自國に取返し得ぬ迄も、あの激越な對英行動を緩和し、又は全く之れを防ぎ得れば、それで提議の目的は達せられる、列國が之に承諾を與へれば良し、たとへ與へぬ場合でも、附加稅不承認の咎は他國が負ふ、誠に虫の良い提案であつた。然るに此賢明にして思慮深い政策は、お氣の毒樣ながら見事外れて終つた。若し英國にして一切の既得權を即時且つ無條件に拋棄しやうと曰ふのならば、或は對英人氣を良く導き得たかも知れぬが、それ迄には行つて居らず、曰はば徹底を缺いたものであり、例へば關稅問題としてさへも寧ろ第二義的な華盛頓會議の特別附加稅のみに付ての提議である、第一義的の關稅自主權の即時無條件回收には殆んど何等の具體的意見を表示して居らぬ。支那側の態度も事情も華盛頓會議の時とは格段の相違が出來、最早や二分五厘、五分の特別附加稅を賦課する權利なんかは求めては居らぬ、此位の加稅ならば、廣東の軍政府では、列國の强硬な反對をも無視してドシ〳〵廣東で實施して居る、北京政府も英國提議の出た際は亦同樣の處置に出でやうとして居た、それが假令條約の規定通りで有つても無くても、廣東での附加稅の違法徵收が既に英國の內諾を得て居り、他の地方にも早晩は同樣の事態が現はれて來るものと考へたのは、支那側丈けでは無い、之れに對して列國に力を以て之れを防止する決心は無論無し、

排英運動依然旺盛

支那は先きの先きを見越して、高を括つて居る、加ふるに英露の斷交は「ソヴイエト」露國の對英反感を煽つたから、以前に走をかけて支那側を刺戟して、排英運動に熱心にさせた。英支間の妥協でも出來たら、それこそ「ソヴイエト」露國の對支目算は全然暗に葬られて終ふ、そこで共產「インターナショナル」と中國共產黨との聯合戰線は益々固められて、大衆の排英運動を煽動し、一方武漢の國民政府は事實上「ソヴイエト」露國と共に排英氣勢を高める方針を取つて居たから五卅事件、萬縣事件、沙面事件等で深く腦裡に浸込んで居る排英觀念は再び猛烈な勢で起つて來て、遂には千九百二十七年一月には、三、四、五の三日間に亘つて、群集は在漢口英國租界に雪崩を打つて押寄せ、盛な示威運動を行ひ、口々に英國を誹謗し、英國人を侮辱し、盛んに英國側を挑んだ。然し英國は五卅事件當時の苦い經驗から何と有らうとも手出をせず、陸戰隊も義勇兵も夫々警備の部署に付くには付いて居たが、自重して群集に乘ぜられて不祥事の發生を再びするを避ける方針を取つたから、流石の群集も一時は氣合拔の氣味であつた。若しも此事件が五年も前に有つたとしたならば、武裝の無い群集に鐵砲玉のお見舞も仕兼まじき英國が、あゝ迄されても手出しをしなかつたことは、事件を起さぬ爲めの方法としては、極めて賢明な策で有つたが、其の爲めに群集は愈々恐い者無しで益々猛り狂つた。此猛り狂ひの裏面に共產「インターナショ

在漢口及在九江英國租界强力回收

ナル」の指導と中國共產黨員の活動とが有つたことは論は無い、共產「インターナショナル」の主要な一つの目的は支那大衆を動かして、「ソヴイエト」露國に取つて最も忌な英國を支那から逐出すことであり、之れに依つて帝國主義國の尤と認められた英國の印度統治をも困難ならしめ、「アフガニスタン」や波斯に於ける地位をも失はしめ、英國の經濟的資力に致命傷を與へ、以て彼の世界革命の目的達成の最大障害を除かうとするにあつた、共產「インターナショナル」が中國共產黨に對して屢々英國排斥の指令を出して居る理由は玆にある。廣東船員罷業問題にしろ、沙面事件にしろ、香港經濟封鎖問題にしろ、皆時の廣東政府の方針に依つてあゝした發展を取つたとは事實であるが、他面に於て國民黨內に在つた中央共產黨員が共產「インターナショナル」の指令を遵守しての行動が大きな働らきをして居る。五卅事件に於ける中國共產黨員の活動も亦それであつた、從つて前記漢口英國租界事件の當時に在つては、英國排斥のみが非常に顯著になつて、他の諸强に對する支那の態度は却つて幾分緩和したかの觀を呈して居た。そして「ソヴイエト」露國側の英國排斥は英國と支那との各種の懸案の解決の有無とは性質上無關係のものであつて、英支兩國の妥協は其最も好まぬ所である。此關係は丁度共產黨が勞資協調を嫌ひ、勞働條件に對する勞働者側と資本家側との妥協を忌み、何處迄も階級鬪爭の激化を企圖すると同じである、

共產「インターナショナル」裏面の策動

であるから英國側が關稅特別附加稅に對して前記の様な新提案を出した時「ソヴイエト」露國側が直ちに其打壞はしの爲めに益々排英運動を煽動したと同じ様に、漢口英租界襲撃事件の時に英國の陸戰隊や義勇隊が群集に對して無抵抗主義に出でて群集氣合拔けの有様を見ると、中國共産黨員等は益々煽動を盛にして、些かも暴動の終息を許さず、租界に對する民衆の暴行を益々高潮せしめんとし、彼の糾察隊をして只管に騷擾を大きくすることに百方手を盡さしめた。其結果は若し英國にして自國專管居留地の治安を維持し、自國人の生命財産の保護を全うしやうとするには、思切つて武力を用ゐるか、又は在留者を引具して安全地帶に逃難するかの二つに一つを選ぶの外は無くなつた、然し英國官憲は本國政府からの訓令に基いて、突嗟の場合第二の方策を取つて、專管居留地を群集の蹂躙に委かせて終つた。それから間もなく九江英國專管居留地も亦同様の暴動起り、同居留地も亦先づ群集に占領され、次いで兩居留地とも支那地方官憲の手に管理され、後日の英支協定に依つて最後の決定を見る迄支那地方官憲が一時之れを回收した。英國專管居留地は右の如くして支那側の實力下に立つたから、他國專管居留地に於ても同様事件の發生すべきを豫想されたが、事實は英國居留地以外は何れも極めて靜かで更に何等の騷も起らなかつた。之れは事件を廣く大きくして、列國側を同一利害關係に追込まぬ爲めの深慮の結果で、此事件前後に

共産「インターナショナル」から中國共産黨に下した諸訓令にも、排英運動に專念し、他の外國に及ぶ事を避けよとあり、武漢政府の方針も亦同様であつた事の結果でもある。各國を一様に槍玉に揚げ、而して此排英專念計略は實に時宜に適した妙案で、漢口や九江の英國專管居留地に對するあの狂暴が自分達に及ばぬ事の安心からと、歐洲大戰の末期頃から起つた聯合國間の對支協同行動に對する緩みとから、英國以外の列國は英國の不幸に同情はしながらも、全く之れを見殺しにして終つた。列國が英國を見殺しにした事は英國をして益々對支態度を軟弱ならしめた、然しながら英國は猶ほ過去と現實とに强い執着があり、對支通商の優勝地位保持の方針は飽迄も固守しやうとし、軟弱方針も自然極めて不徹底である事を免かれなかつた。再言すれば英國は支那に於ける優勝地位に差したる影響の無い權益事件では、出來得る限り支那の要望を容れ、專管居留地でも租借地でも、其他の利權でも一切之れを拋棄するを辭しない態度を取つたが、苟も事の自國の優勝地位に相當の影響を與へるものに至ると、飽迄も之れを保持する方針である。そこで例へば香港の還附要求に對しては何處迄も强硬に反對するが、威海衞の還附には條件次第で之れに應ずる、漢口九江等の專管居留地では、英國の國威に對してすらあれ程迄の侮辱を與へられても、支那の要望を容れるに吝ならざる英國が、上海の共同居留地に付ては支那側の要求を容れぬのみか、場合に

よつては兵力をも使用し兼ねぬ程の執着を持つ理由も玆に存する。諸外國品に一樣に賦課さるべき華府會議所定の特別附加稅は、條約所定の條件とは全然相容れぬに拘はらず、即時無條件に容認すべきことを列國に提議しながら、總稅務司の問題になると中々の執着を持つ理由も亦玆に存する。されば英國は折角誠に公正に見える新政策を聲明したに拘はらず、態度が兎角不鮮明であり、左支右梧であつた。そこで支那側の對英態度は素より思つた程に改善されぬのみか、從來の協商國方面すら對英反感を捲起した。英國としては恐らく痛くない腹を搜られた點も多からうと思ふが、此對支新政策の聲明は啻に支那側及「ソヴイエト」露國側の排英氣運を高めた許りか、列國の間にも此種の傾向を生じたのは、當時の事情から見て誠に致し方の無い話である。然し英國政府は新政策が不人氣だからとて直ぐに引込めるものでは無い、兎も角も其の實行の段取として新たに「シンプソン」氏を駐支公使に任命して、新政策實行の重責を負はしめた。「シンプソン」氏は赴任の途次先づ長江沿岸を視察し、現場の狀勢を篤と研究した。其結果英國は更らに支那に對して、新政策の具體化としての提議をして居る、それは千九百二十七年一月の末のことで、其要旨を列擧すると、(一)英國政府は支那新式裁判所を英國人を原告とする「民刑訴訟事件審理に適するものを除く外、出來得る限り之れを在支英國裁判所に於て適用する用意がある、(四)英國政府は支那の規則正しい法規的な課稅で、英國臣民又は英國貨物に對して差別待遇を與へぬものを在支英國臣民に納付させる用意がある、但し これは全國に亘つて支那人に實際賦課され、且つ支那裁判所で適用されるや否や、之れを在支英國裁判所でも適用することを考慮する、(六)英國政府は各地の事情に應じて或は英國專管居留地の市政を變更して 以て舊外國專管居留地たる特別行政區域の行政と合致せしめ、或は之れを特別行政區域に合併し、又は專管居留地警察權を支那側に移轉する爲め交涉を開始する用意がある、(七)英國政府は英國宣敎師が支那內地で土地を買ふ權利を主張せぬこと、支那人改宗者の保護に關して支那の法規を適用し、條約を援用せぬこと、布敎、敎育及醫學上の營造物は同樣の支那の營造物に適用される支那の法規に從ふ事等の 原則を承認する用意がある、と云ふ六點である。此等の諸點は何れも從來英支間と云はず、廣く外國と支那との間の交涉案件となり、外國側は條約規定の嚴格な解釋論に基いて、支那側の要求を斷乎として拒絕し

千九百二十七年一月英國の對支提議

て來たものである。從つて此宣言は本來ならば殆んど從來の支那側の主張通りであるか、又は從來に於ては全く豫想もされぬ程に英國が支那側の主張に歩み寄つたものであるから、支那側からは非常な好感を以て迎へらるべきものであるのだが、惜しい哉宣言の時機も悪し、宣言の方法も甚だ悪かつた、そこで折角の此二回の宣言も殆んど何等對英態度の緩和に役立たなかつた。それも其筈である、支那人は近來、就中五卅事件以後は外國側の此種の讓歩で滿足するには餘りに希望が大きくなり過ぎて居る。例へば英國宣言第一項の外國人を原告とし支那人を被告とする支那の裁判に原告の本國の代表者が立會ふ制度に付いて曰つて見れば、支那側は裁判權全部を回收しやうとして居る、原告や被告の國籍如何に拘らず苟くも支那に起つた司法事件は、一切無條件に之を支那の裁判所に繫屬させやうとしてあの通り血眼になつてゐる際に、此位の讓歩を英國から得たからとて、妥協も滿足もする筈のものでは無い、況んや外國側の裁判立會の制度は會審衙門以外の裁判では事實行はれて居ぬものであるに於てをやである。第四の課稅問題を取つて見ても然うである、外國側は千八百五十八年の佛支條約等を援用して、外國人の支那側に對する納稅を否認して來たが、近年になると支那側の課稅方法の巧妙さもあり、又納稅せぬ外國人に對する支那側からの間接的な壓迫もあり、外國側は多く抗議は抗議として置いて、寄附其他の名義で事實上

英國宣言は排英緩和に殆んど効なし

納稅するか、又は將來の交涉の結果に從つて還付さるべきの條件の下に支那の課稅權に服從して居る例が非常に多いのであるから、英國の此種讓歩は支那側としては形式的には兎も角、實質的には少しも難有くない、それ許りか支那側は完全な稅權の回復の爲めの强烈な民族運動さへも起して居る矢先、英國側の此程度の讓歩は全く子供瞞しと心得て居る、其他の諸提案の何れを見ても、之れと類似の關係にある。其の結果は英國政府の折角の對支提議も支那側からは殆んど問題にされず、排英運動緩和の本來の目的は遂に何等の實現を見る事が出來なかつた。加之此提議は英國に對する他の諸外國の感情や利害を相當刺戟した、元來此英國提議に載せた各事項は裁判問題にしろ、課稅問題にしろ、專管居留地問題、文化施設權問題等にしろ、何れも各國の共通利害の問題である、一國の權利の消長は直ちに他國の同樣の權利の消長にも關する、從つて從來は北京の外交團邊りで關係國の協同に依つて處置されて來た。此關係は歐洲大戰後の不平等條約國と平等條約國との對立以來餘程變つては來て居たが、それでも此種の對支提議に先ち、假令下相談と迄は行かずとも、何等かの形式に於て利害關係の諒解を求めるのが例であり、又斯くすることが國際道義上から云つても正當であらねばならぬ。素より列國には各自の立場があり、各自の利害がある、自主的外交は無論必要である、然しながら或程度迄は國際間にも義理合と曰ふものも考へ

英國提案に對する列國の感情

られて來て居る。然るに英國の前記第二回の對支提案に付いて外國側との商議が無かつたものゝやうである、米國政府の內意は聞いたと云ふ噂が有るが、其他の國には恐らく不意打であつたらうと思ふ。此對支提議には前顯華府條約參加國に對する提案の樣に、他の特定國を批難攻擊しては居らぬが、英國の拔駈功名の精神に至つて彼此甲乙無しと曰つて然るべきものである。斯くて英國の對支提案が外支双方から頗る不人氣であつたが、然し他の列國としては其儘に英國の獨舞臺として置くことに無論各般の懸念が有つた。そこで支那に對して重大關係を有し、且つ英國の行動に依つて影響を蒙る諸國は英國提議に刺戟されて、爭つて公式又は非公式に其對支自由政策を聲明して居る。米國の千九百二十七年一月二十六日の宣言は「アングロ、サクソン、ソリダリチイ」の結果と見るものと、英國提案に對する對抗の意味と見るものと有るが、兎も角も米國は此宣言に依つて自國の對支自由政策を高調した。此宣言は米國の對支自由政策を華盛頓會議以來の事實によつて歷史的に立證し、殊に千九百二十五年六月二十四日支那政府から米國政府に對して爲された現行條約の改訂提議に關聯し、米國政府が列國に對し關稅問題の外一般的な條約問題をも商議すべき關稅會議の速開を慫慂し、同時に速かに治外法權調査特別委員會の任命をも求めて、愈々其實現を見たことを述べ、次いで關稅會議の際の同國の努力を說き、同會議に於ては米

千九百二十七年一月米國の對支宣言

國全權の努力によつて支那が大體其國民的要望の實現に近付いて來たに拘はらず、當時の北京政府の權力失墜は遂に會議の繼續を不可能ならしめた。それでも米國は單獨にでも支那側と商議を進める積りで居たが、唯一の問題は何人と商議すべきやの一點であるとて、對手とすべき政府が無かつたから其儘になつた次第を述べて、盛んに米國の過去に於ける功績を吹聽した末、「本政府は最も自由な精神で支那を待遇することを希望する、本政府は支那で專管居留地を持たず、又支那に對して何等帝國主義的態度を示したことも無い、然しながら本政府は米國臣民が支那に居住し、特權も專賣も又は特別の利益圈又は勢力範圍も持たずに正當な業務に從事する爲め他の諸國の人民と均等の機會を與へられることを希望する」と結んで居る。此宣言は一方主として「ソヴイエト」露國側の煽動に依つて起つて居た排米運動——長い間支那の人氣を背負つて居た米國に對する排斥運動に對する必要から出たものであることは勿論であるが、時機が時機とて英國の兩度の提議の對抗宣言の結果となつた。其他の諸國も此例に做つて、公式又は非公式に對支自由政策の吹聽を爭ひ、彼れやこれやで英國の兩度の提案は列國をして支那に對する穩和政策の競爭を餘儀なくせしめ、其の結果は外國を驅つて支那の御機嫌取りに浮身をやつさせる結果となつた。然し列國が如何に我勝ちに支那の御機嫌を取つても、各國各樣の理由から中々支那上下の要望を

各國爭つて支那の御機嫌を取る

無條件に容れる迄に自由主義を徹底させることが出來なかつたから、支那側の列國に對する非友好的な態度は毫も改まつて居らぬ、却つて列國の弱腰に乘じて其要望を益々大きくした、半獨立の狀態から獨立の狀態に、半植民地的境遇から完全な自主の境遇へと望むことは、覺醒した近代支那に取つては誠に以て無理からぬことである。列國は支那の正當な合理的な要望を出來る丈け速かに容認する雅量を示すことも亦尤もなことである。然し口頭の宣言や駈引の爲めの御機嫌取を止めて、本當に支那の爲めに考へてやらねばならぬ、それが世界人類の福祉ともなり、極東和平の鍵ともなる。然し拔駈の功名を爭ふことの可否得失はこれとは全く別問題である、拔駈けは結局に於て何れの國に取つても永遠の利益では無い。

拔駈の功名は何れの國にも永遠の利益を齎らさず

英國側の拔駈は單に之れのみでは無い、國民革命軍に對する率先した承認も亦其一つに數へねばならぬ。國民革命軍は其頃は最早廣東地方政權では無い、湖南から湖北に出て既に九江の會と して有名な武漢地方を扼し、他方福建や江西をも收めて、南方支那に於ける一大勢力と成つて居た。當時北京には既に列國の承認した段祺瑞政府が有つたとは曰ひ條、南軍の破竹の勢は結局長江方面一圓を把握し、更らに勢の振はぬ北方政權を仆し得べき可能性を當時既に豫想された、されば諸外國に依る國民革命軍政府の公式承認は結局は何時かは到來すべきものであつた。然し一

英國の國民政府承認

國の駈離れた南方政府の承認と云ふことは直ちに他國の重大利害にも關係する、それを全く他國と無交涉に一國が率先して承認すると云ふことは、あの際に英國の取るべき處置では無いと批難された。然しながら英國としては如何にもして排英運動を緩和させねばならぬ、排英運動の緩和には其の主として行はれて居る南方の權力者たる國民革命軍政府との良好な關係を作らねばならぬ、それには南方政府を早きに臨んで事實上承認して、其好感を贏ち得ることが捷徑である。そこで英國は漢口に代表者を派遣して武漢政權との間に列國に先んじて公式な交涉を開始した。其手始めは彼の英國の對支提案の武漢政府當局への公式な提出であり、次いでは漢口及九江兩地に於ける英國專管居留地に關する武漢政府との正式交涉である。排英運動緩和の手段として見れば英國の列國に最先駈けの國民政府の承認は必らずしも效果が無かつたとは曰はぬ、武漢に於ける支那側の狂暴に對して危惧と憤怨とを懷くに至つた列國の態度に付いて、內心甚だしく不安に陷つて居た武漢政府に取つては、英國……最も多く被害を受け、最も多く反武漢政府たるべき英國が其政府を最先に承認したと云ふのであるから、武漢政府は恐らく胸をなで下ろしたことであつたらう。況んや兩政府間最初の條約たる漢口及九江英國專管居留地取極が國民政府に取つて甚だ好都合のものであつたに於てをやである。此條約は千九百二十七年二月中旬に駐支英國公使の代

漢口九江英國租界回收取極

理者としての英國公使館附の參事官「オーウエン、オマレー」と國民政府の外交總長陳友仁との間に結ばれたものである。其の中の漢口專管居留地回收取極の內容は、英國當局は土地規則に據し納稅者年次總會を開いて、英國租界局を解散し、租界地域の行政は之れを新設さるべき支那側の工部局に引渡し、引渡迄は租界の警察、公共營造物及衞生事務の處理は當時租界管理中の支那官憲に依つて行はれる、國民政府は英國租界參事會の解散後速かに支那側の市政局を設け、行政規則は國民政府から英國側へ通告されねばならぬ、そして此規則は漢口に在る五つの外國專管居留地及從前外國專管居留地であつた地域が一つの市政區となる迄有效であると規定し、九江專管居留地に付ても殆んど同一內容の回收取極が間もなく調印された。此取極交涉に至る迄の經緯が前顯の通りであるとすれば、取極內容が支那側に取つて有利なものであることは始めから分かり切つて居た、兩地專管居留地英國官民に對するあれ程迄の狂暴を極めた支那側の行動が全く不問に附されて、從前の樣に謝罪だ保障だと云つた條件を拔きにした邊りは、英國の對支新政策の特色でもあり、又如何に英國が全支那に亘つた排英運動に困り切つたかの證左でもある。而して英國側の此態度は少くとも國民政府當局をして對外交涉の勝利として好い心持にさせ、一部の排英主義者の感情を和らげ、少くとも不愉快な懸案の解決を來したことは疑ないが、英支外交

の大局から見れば、毫も改善されずに、却つて益々排英の氣運を高めるに至つた。其の理由の一つは、前にも述べた通りに、排英運動の主導者が中國共產黨員であり、中國共產黨員は共產「インターナショナル」の訓令に從つて英支の妥協を防止するに百方手を盡して居たことに在る。理由の第二は、此の結着が支那の國民運動に更らに油を注ぐ結果となつたことである。惟ふに過去多年の間支那官民に依つて唱導され、而かも失敗の歷史許り繰返して來た外國租界回收が、武漢地方の民衆の暴力に依つて一朝にして實現されたのは、手段の善惡は別として兎にも角にも國民運動の華々しい成功である。やれ巴里平和會議だ、やれ華盛頓會議だ、やれ關稅會議だと曰つた機會に支那政府が鳴物入りで眞黑になつて主張した此外溢利權の回收は、不幸にして或は暗から暗に葬られ、或は主義上の承認と曰つた樣な外交的辭令を受けるに止まつた事跡と、直接行動による成功とを對比して、大衆運動者は自分達の力を過信し、此勢で進んで行けば、專官居留地は物かは、一切の外溢利權は手に唾して拔く可しと考へたから堪らぬ、彼等の狂暴は此成功に依つて益々度を加へるに至るのは、寧ろ自然である。此虛に乘じた武漢政府當局や、共產黨の連中は益々排外熱を煽つた、そして矢張り鋒鋩を此事件以來主として英國に向ける策戰を續けた。次に共產黨員の勢力は曾に武漢政府部內で大に振ふに至つたのみならず、其の最も多く覗つた大衆方面

に於ける勢力も之れが爲めに益々進んだ。共産黨員は英國專管居留地回收の成功を以て共産黨の努力の結果だとして、盛んに黨勢の擴張に利用し、宣傳之れ力め、或程度の成功を收めた。本來武漢政府は國民黨左派と共産派とから成立つて居る政府であることは前述の通りであり、右派の南京政府と對抗した丈けに、一時武漢政府の諸施設や主義主張は非常に左傾して、共産主義政府と何處が違ふかの分らぬ程に赤くなつて居た。例へば同政府成立直後に制定した國際祝日の內に一月十五日の「カール、リープクネヒト」、及「ロザ、ルクゼンブルヒ、デイ」、一月二十一日の「レーニン」祭、五月五日の「カール、マルクス」祭、十一月七日の露國革命日祭などを加へたことから見ても直ぐに肯かれる。それ丈けに共産黨の武漢政府內に於ける勢力は誠に隆盛であつた。然るに今や漢口及九江に於ける英國專管居留地が主として共産主義者の主導の下にある大衆運動に依つて成功したとなると、其の勢が益々盛んになるのは自然である。彼等は旣に其最も得意とする大衆政策に依つて、工人及農民の間に相當の勢力を得ては居たが、租界回收成功の機を逸せずに益々得意な宣傳を以て大衆を益々引付けて行つた。そこで千九百二十七年の春になると、全國總工會の會員數なども急に激增して、無慮二百五十萬人と號され、工場勞働者に對する武漢政府の把握は益々堅くなつたが、他方農民方面の勢力も亦大に振つて、湖北丈けでも農民協會聯合會は五百萬の會員を持ち、更に廣く武漢政府治下各省の農民協會員は總數實に五百萬人以上に上ると曰はれ、國民革命軍が揚子江地方に出た頃から此等農工勞働者は矢繼早に各地で大會を開いて氣勢を揚げ、更らに五月には汎太平洋勞働會議を漢口で開いて、米國や日本印度などの勞働者をも招いて、無產勞働者の爲めに大に氣を吐いた。此等の諸會合は素より共産黨員丈けの會議では無いが、大會の準備から綱領の起草から會議の主宰迄が、主として共産黨員に依つて成された爲めに共産黨員の勢力は此等の會議に依つて益々際立つて加はつた、中國共産黨の第五回大會の漢口に開かれたのも此頃である。斯くて共産黨の勢力が大に加はつたことは、「ソヴイエト」露國側の武漢政府に對する勢力の大に加はつたことを意味し、現に其頃の「ボロヂン」や「ロイ」等は同政府の首腦者を事實手足の樣に使つて居た。而して「ソヴイエト」露國側の武漢政府に於ける勢力の擴大は、排外就中排英運動が益々根强くなることを示して居る。此點から見れば英國の對支政策の緩和宣言は甚だ時機を失したと曰へば云へやう。「ソヴイエト」露國が國民革命軍政府と提携する以前に此種の宣言が英國から出たならば、或は英支關係に何等かの改善を齎らし得たかも知れぬが、國共合作が旣に出來て、共産「インターナショナル」を經ての「ソヴイエト」露國の息が廣東政府の有力者の上に掛かつて居ては、英國が如何に其態度を緩和しても、英支の關係が良くな

共産主義者の勢力武漢政府に振ふ

英國の對支新政策提唱失敗の原因

りつこは無い。「カラハン」宣言と前顯英國政府の對支政策宣言とを見比べれば、何れが多く支那人の希望に合し、何れが多く自由主義的であるかが分かり、支那人の英國に近寄らずに、「ソヴイエト」露國に好感を持つ理由が分かる。斯くて英國の對支穩和政策は香港經濟封鎖を解くに功が有つた丈けで、全局に於て大體失敗に終つたと見て良からう。時恰も江西省に孫傳芳軍を破つて、連り

蔣介石軍上海南京を陷る

に長江沿岸各地に進出した蔣介石軍は上海南京等の諸要地を陷れた、其頃は蔣介石一派の右派は既に汪兆銘等武漢の左派と相對立し、中國共產黨は武漢派と手を握つて、蔣介石一派の右派掃蕩を堅く相約した頃であつたから、兩派の間には主義政見も、外交手段も餘程變つて居る筈である。然しながら蔣介石一派も武漢派と對立する迄は中國共產黨及之れを道具とする「モスコウ」の共產「インターナショナル」と久しい間の聯合關係に立つたものでもあり、蔣介石部下の若い士官の多數は黃浦の軍官學校の卒業生で、「ガロン」以下の「ソヴイエト」露國人教官等に依つて共產主義の理想を吹込まれた若い血に燃ゆる人達であり、軍の內に居る多數の國民黨代表中には、名義は國民黨の代表でも、事實は共產黨の代表であるものが相當多數に上つて居た關係などから、南京武漢兩派は左右の色こそ持て、事實上は共產黨の勢力に依つて動かされる團體と視做されたから、廣東や漢口や長沙方面に於ける國民革命軍政府の赤化の激甚なるを見て、內心大に恐れを抱いたのは、決して英國一國丈けでは無い。そこで蔣一派は上海南京に於て重大な外交問題に直面すると、是非とも其共產黨的色彩を去る必要に迫られ、屢々共產黨攻擊の聲明も出せば、事實上南京上海等に於て共產黨連中の逸軌的な行動を取締り、又は清黨運動に依つて共產黨の政府部內に於ける勢力を根絕しやうとも試みた。一部では之れを以て馴れ合ひの詭計であると考へたものもあり、或は又南京派の共產黨員壓迫が、窮餘の共產黨員をして戰亂の虛に乘じての暴擧を餘儀なくさせる危險を却つて益々多からしめるものとも考へた。從つて國民革命軍の長江進出は苟くも支那に利害關係を有する各國をして多少とも懸念を禁ぜざらしめた、而して此懸念が英國に取つて最も大きかつたことは過去二三年間の支那の排外運動が主として英國に向けられて居たこと、漢口に於ける專管居留地奪回が專ら英國居留地のみに向けられ、他國居留地は平穩平日と餘り變らなかつたこと、排英宣傳中には英國各地專管居留地、威海衞、九龍等の英國租借地及香港の回收を最も強く主張されたことなどから見ても察せられる。そこで英國は愚圖々々して居ては支那に於ける優勝地位が保持出來ぬと考へた、其の爲め英國は支那に先手を打つて、出來得る範圍で此地位を保持すべき策略を廻らすことを緊急事と考へた。然るに英國が此地位を保持して來た重大な原因は、英國官民の力の入れ方其他の主觀的理由を別とすれば、矢張り香港の領有を第

蔣派の共產黨壓迫

國民政府に對する英國の危惧と其對策

英國の支那側利權回收運動に對する方針

一とし、上海居留地に於ける英國商人町の造成を第二とし、長江内水航行業に對する英國商人の優勢を第三とし、長江各沿岸の樞要な地區に多數の專管居留地を持つて居ることを第四とす。其他の客觀的事由は此等の事由に比すれば寧ろ重要さに於て遠く及ばぬものとされて居る。右の内第四の長江各地の英國專管居留地の存在は交通機關の發達、商業中心點の移動、其他の事由から今日では昔に比すれば餘程重要さを減じ、又時勢から曰つても、此種の特權が支那の利權回收運動の目的物ともなり、帝國主義攻擊の目標となるから、何處迄も此特權を固執することが決して賢明の策で無い、然し英國は猶ほ專管居留地に未練が有る、出來得れば手放すまいと決心した。さればこそ英國は千九百二十七年一月の第二回對支宣言にも「各地の事情に應じて、或は英國專管居留地の市政を變更して以て舊外國專管居留地たる特別行政區域と合併し、又は專管居留地警察權を支那側に移轉する爲め交涉を開始する用意が有る」と曰つて居る。專管居留地を棄てずに特別行政區域と合同して、地區内行政權行使授與の方法に依つて、事實上最も多くの土地權と納稅義務とを有する英國人をして事實上行政の實權を握らせやうとの魂膽である、警察權のみを移轉して、他の地方行政權を英國に保留することに至つては、素より然りである、曰はば支那の遣口に先手を打つたものである。然るに此計畫は圖に當つて、漢口や九江等の强力に依つて支那側に回收された英國專管居留地は特別行政區域となつて、名は回收で事實上英國居留民や地主の地方自治權を留保することが出來た、名を與へて實を採つた形である。然し何分にも特別行政區域の行政は支那側の行政であり、專管居留地に於けるが如き專管國の行政權では無い、支那側の方針にして變更さるれば、特別行政區域内の土地家屋所有者又は居留者たる外人の行政參加權は何時制限され、又は廢止されるかが見當付かぬ。英國は漢口及九江兩專管居留地回收商議の際に、何とか此點の對策を講じ度いと試みたが、支那側の峻拒に遇つて、已むなく行政規則を單に支那側から英國側に通告する丈けで我慢をせねばならなかつたが、あの點に折合の付いたことは、英國に取つては誠に好都合で有り、他の諸地方の英國專管居留地に付ても、同樣の取扱さへ出來れば、英國は恐らく同樣に之れを支那側に返還するであらうと思はれる。話は少しく岐路に入つたが、英國が專管居留地政策に付いて緩和政策を取るに至つた根本の方針は恐らく右の通りであり、從つて支那各地の英國專管居留地が支那の工部局に引渡される日は遠くはあるまい。又前顯長江内水航行權の問題は將來の英支通商條約締結の際の重大問題として殘されて居るが、若し英國にして此權利の何等かの形を以てする繼續を實現し得すとすれば、長江流域に於ける其の優越地位は相當脅威されるに相違なく、千九百廿七年一月の對支宣言に此事に全然觸れることを避けた理由

内水航行權問題に對する英國の態度

が首肯される。然るに支那側は外國人の內水航行權を全然否認する態度に出て居るから、相當解決上の困難を伴なふは必定である。然しながら英國とても從來の特權を其儘保持することの困難と不得策とを知つて居るから、兎も角も英國の長江海運利益を或程度迄保護し得る便法さへあれば、其所に妥協點が見出されるであらう。斯くて英國の長江沿岸に於ける優勝地位を築上げた大きな原因の長江內水航行問題と各地專管居留地問題とは、恐らく英支間の解決が左して困難では無いと考へる。然るに自余の原因即ち香港、九龍の領有と上海萬國居留地に於ける優勝地位の保持とは、今日殘存する最大の英國商人の活動地域とも曰ふべき長江沿岸に於ける商權維持を全く斷念せぬ限り何處迄も固持せねばならぬ重大利益である。香港、九龍と上海萬國居留地との間には重要性に輕重の差の有るは無論のことであるが、前者を本壘とすれば後者は前壘である、自余の各地の商權は上海と香港九龍とをさへ固く握つて居れば、自然に來る程のものである。從つて此本壘丈けは英國としては恐らく刀にかけても捨て得ぬものであらう。尤も其內上海萬國居留地は其名が萬國居留地と云ふ通り、英國丈けの專管行政權下に立つものでは無い、支那と關係諸國との間の特別協定に依つて、何れの國からも離れて、獨立の人格を有する行政自治團體が居留地內の行政を掌る、無論此團體に對しては上海領事團及北京外交團の監督權が認められて居る、支那側にも或程度の監督權が有るが、之れは大體から見て殆んど形式丈けのもので、事實は前記行政自治團體が全部の行政を專掌する。そして此團體の中心勢力は英國人で、居留地規則そのものから盡く英國に都合良く出來て居る、規則そのものに差別的規定は無いが、土地永租權なり、家屋の所有權なりの事實關係から英國人居留者が租界行政の實權を握る仕組に成つて居り、居留地の役人の首腦者及要部は殆んど全部英國人に依つて占められ、日米佛其他の諸國人は殆んど員に供はるに過ぎない現狀である。事情此くの如くであるから、上海萬國居留地は英國の專管居留地と曰ふことが出來ぬとしても、英國人專管居留地と曰つても別に差支ない。英國は近年漢口、九江の二要地の專管居留地を失つてからは、上海萬國居留地の有りがた味が身に染みて來る、日、米、獨等諸國の長江流域に於ける商權が活氣を呈して來ると、愈々上海に於ける既得利益の保持が必要となつて來る譯である。

香港九龍回收に對する態度

上海萬國租界問題と英國

英國の對支態度再び動搖す

英國が前揭の二回の對支宣言に依つて其對支態度を大に緩和したのは、元來が廣東及長江沿岸の商業利益が可愛いからである。支那の新興勢力たる廣東軍政府の將來に逸早く目を付けて、支那の國民運動迎合態度に出て、重要な縣案に付いて從來の主張を拋棄したのも其の爲めである。然るに支那上下の排英態度は以上の英國の妥協方針の爲めに殆んど影響されぬのみか、英國の態度

の妥協的になればなる程、中國共產黨や之れと氣脈を通じた國民黨左派の連中、及び此等の者の背後に在つて糸を繰つて居た「ソヴイエト」露國側は益々英支間の妥協に進むことの妨害に全力を注ぎ出した。之れには流石の英國も案に相違して、對支態度緩和に對する內部的な反對も、疑惑も出て來た、殊に在支英國人側の多數は政府の態度を以て甚だ不甲斐なしとし、軟弱外交を攻撃した。殊に國民革命軍治下の廣東、湖南、湖北三省に於ける極端な左傾的諸施設、及殆んど狂暴と迄の逸軌的な排外運動を目の當りに見せ付けられ、就中國民革命軍の上海方面奪取後の外溢利權回收運動が必然的に上海萬國居留地を最初の血祭とするものとの懸念高まり、千九百二十七年二月の英人經營上海怡和紡績會社職工二千五百名が突如排英暴動を起し、上海に於ける中國共產黨員其他の居留地回收直接行動の計畫が寄々進められるのを見ては、英國政府としては最早や此れ以上に我慢の出來ぬ點に達して居る。從來の退嬰主義を棄てて立止まらねばならぬ羽目迄引下がつて居る、それで英國は國民革命軍が南京上海方面に出る頃から折角の穩和態度を變更せねばならぬ時機に達しつつあつた。そこで英國政府は漢口專管居留地事件の少し後に幾度か重要閣議を開いて對策を講究した結果、再び態度を强硬にし、先づ長江沿岸在住の英國民に對しての引上命令となり、次で上海を列國共同防衛の下に置くことの提議となり、最後に二萬余の英軍の上

長江居留民引上命令

上海萬國居留地共同防衛提議

海上陸となつた。右の內第一は長沙其他の地方に於ける排英運動の極めて重大で、在留民が各地に散り々々になつて居ては萬一の場合如何とも手の下し樣が無いことからの保護策と曰ふ意味合の外に英國政府の態度硬化をも表徵して居た。第二の上海屬國居留地共同防衛の問題は、實は全く先例の無いものではない、遠い昔の長髮賊の時から上海の動亂又は其の虞の有る際に繰返されたもので、多くは列國の海軍陸戰隊の共同防衛の下に、居留地義勇團を配して、居留地境に土囊其他の防衛工事なども施して、內亂の居留地に及ぶことを防衛する爲めの列國一致の軍事行動であつた。若し此英國提議の際の事態が從來の樣な普通一般の內亂時であつたならば、列國も恐らく英國の提議に同意したであらうが、猛烈極まる排英運動の眞中であり、且つ英國が對支陸軍出兵を決心してからの提議である丈けに、事態は甚だ異常であつた。そこで列國は此提議に同意することを躊躇した、それも其筈、從來の樣に現に上海其他に居合はした少許の海軍兵を上陸させて、最少限度の防衛をするのとは事が違ふ。英國の提議に同意した國は當然英國の陸兵上陸なる先例稀なる措置に對して共同の責任を取らねばならず、又當時の狀勢から見て、出兵が必ずしも有效な居留民の保護となるものとも考へられず、本當に有效にするには、餘程の大兵が必要であつた。これが第一に忌であり、次に排英のとばつ散りを受けることが、當時の排英運動の性質と幾

烈さに照して愼重考量を必要とさせた。こんな事情から上海共同防備提議は關係列國間に甚だ不人氣であつた。英國は既に決定した支那への送兵はそれにも拘はらず實行して、上海萬國租界其他の在支利益の保護を期すると同時に、支那の力壓をも企て、千九百二十七年一月二十四日を以て印度歩兵三個旅團及海兵一萬合計二萬三千餘名より成る大部隊を上海防禦軍として支那に派遣することを發表した。此措置は支那各地に於ける排英運動をして益々盛ならしめたるは勿論、「ソヴイエト」露國側の中國共産黨利用の活動が急に勢を得た。「ランプソン」公使が前記第二次對支宣言を發表したのは此頃の事であり、威海衞無條件還付の聲明を發したのも此頃であり、英國系の在支新聞雜誌などで盛に英國の自由政策を宣傳賞讃したのも此頃の事である。英國の方寸としては自國の在支優越地位に害の無い程度の自由主義を採つて、支那側に恩惠を施す一方、支那側との武力抗爭も敢て意とせぬ態度を取り、恩威併び行はうとしたのであつたが、不幸にして此政策は甚だ不徹底なものであつたから、所期の目的が達せられ兼ねた。何故と曰ふに、第一に英國の自由主義なるものが極めて不徹底で、支那側の要望とかけ離れたものであつたことは、既述の通りであり、他方武力行使に付ても始めから確乎たる決心を持つて居たものと思はれぬことは、日本に對して共同出兵を要求したことがらでも見當が付く、苟くも英國が大兵を支那に送つて置いて後から他國を引張込むことに懸命になる、此處に態度の不徹底さが有る。又英本國内及自治領の勞働團體は對支出兵宣言と同時に絶對反對を聲明し、本國の勞働黨は對支出兵反對の全國的示威運動をする、濠洲海員組合「ヴィクトリア」支部は軍隊並に軍需品輸送船乘組拒絶を決議する、「カナダ」勞働黨は英國の「カナダ」への出兵勸誘を拒絶し、出兵に極力反對すべきことを宣言する、其他の各團體にも此强硬手段に反對の氣勢が揚つた。之れを見た支那側が英國の强硬態度を馬鹿にして、益々排英運動を煽り、出兵其ものを最も有力な排英運動の理由に差加へた。

然るに其後國民革命軍の進擊と伴なつて上海附近の平和が現實に破られて來ては、列國も亦各自國の利益擁護の爲め先例に依つての海軍陸戰隊を上海に上陸させるの已むなきに至つたから、英國の出兵に對する内外の反對氣運も幾分薄らいで來た所へ突發したのは彼の南京事件である。此事件は英國の對支出兵を正當付けるに或種の理由を與へ、殊に同事件の爲め英佛米三國軍艦が砲口を揃へて南京の國民革命軍を攻擊したことのため、一般輿論は再び一般的排外運動に轉化するに至つた、英國に取つては誠にもつけの幸であつた。

茲に順序として南京事件を說くこととする、南京の孫傳芳軍が蔣介石軍と南昌に戰つて一時之を破つたものの、孫軍は之れが爲め非常の損害を蒙つて、其後の蔣軍の行動を阻止する力なく、

英國遂に二萬の海陸兵を上海に送る

英國の恩威併行策も効果なく排英運動一層盛となる

南京事件　排英運動を一般排外運動に轉ず

南京事件當時の支那内亂狀況

孫は北京の張作霖に救を求めて、山東に居た張宗昌の南下となつたが、それでも蔣介石軍の攻撃に堪へかねて、千九百二十七年の三月二十一日には上海城頭高く青天白日旗翻り、翌々二十三日には國民革命軍は早くも南京城外に押寄せた。此時は直魯聯合軍は到底自己に成算なしと見て取つて、既に退却を開始して居たが、國民革命軍の南京城外到達と同時に、聯合軍内に裏切者も出來て愈々狼狽し、南京城内の支那官憲は倉皇として逃走し、未だ城内に在つた聯合軍隊の一部も亦同日午後から夜にかけ、戰はずして下關浦口方面に潰走し、城内は爲めに非常な混亂に陷つた。

南京城内の混亂と日本在留民の避難

此時南京在住の日本人の大部分は萬一に備へる爲めに領事館に避難して居たが、それは國民革命軍の暴行よりは寧ろ聯合軍敗退兵の掠奪暴行を恐れたからであつた。然るに豫期に反して聯合軍は比較的平穩に退却したので、邦人一同は僅かに愁眉を開いた、此時遲く國民革命軍の一隊は將校指揮の下に我領事館に現はれて種々惡罵を加へ、且つ警戒の我兵に暴行し、一方支那軍の別隊は急に赴いた江岸の帝國軍艦からの派遣隊の入城を阻止して銃器を沒收し、我水兵を支那軍營に抑留する等形勢極めて不穩となつた、此等の支那兵が國民革命軍正規兵であることは勿論である。

帝國領事館支那兵に掠奪さる

斯くて漸く直魯聯合軍の虎口を脫した無抵抗の我南京居留民は、比較的に統制と規律とを持つものとして、始めは警戒の要なしとして餘りに意に介しなかつた國民革命軍からの危險の急迫を感じ非常な不安に陷つた。果然翌二十四日多數の支那兵は帝國領事館目掛けて殺到し、狂暴阿修羅の如く、朝の七時から午後の一時迄餘り廣くもない領事館構内を偶から偶迄破壞掠奪して、館内一物を止めざるに至らしめ、又在留民はあらゆる凌辱と脅迫とを受け、負傷者すら有つた。其際帝國領事館内には少數の護衞兵員も有つたが、上長の無抵抗命令を嚴守して、彼等の爲すが儘に手出しをしなかつた、若し手出しでもしやうものなら恐らく南京在住邦人は全滅の悲慘に遇つたに相違ない。國民革命軍の暴行殘虐は我邦人に對すると同時に、歐米人に對しても亦行はれた。

在南京歐米人亦其厄を受く

英米領事館は掠奪され、兩國領事官は負傷し、金陵大學の米人教師一名、震旦大學の佛人教師二名等は何れも慘殺された。於是外國軍艦は兵力で在留民を軍艦に收容し、且つ英米二國は城内を掩護的に砲撃した。

事件は計畫的の暴行

以上が所謂南京事件の概要である、此掠奪が突發的のものか、計畫的に行はれたかは、本事件の性質を說く上に於て極めて重要な點であるが、諸般の事情から判斷して計畫者が豫定の計畫を實行した點丈けは明亮であり、その計畫者が中國共産黨で有つた事も疑無いと思ふ。前にも述べた通り共産黨及國民黨左派は以前から蔣介石一派に對して甚だしき反感を有し、殊に蔣が愈々南京を乘取る少し前からは、反感が敵對となり、兩者は到底事を共にする事が出來ぬ程の間柄になつて

終つた。それと云ふのも一つは勢力爭ひであり、一つは蔣介石の「ソヴイエト」露國からの顧問及中國共產黨の連中に對する壓迫に對する反撥である。此二つの原因の何れから見ても、武漢派は南京派の成功を妨害する必要が有る、蔣が愈々南京を略取して、江蘇浙江其他の長江下流の富有な各省に號令するとなると、蔣の勢力が益々固くなる、武漢地方と江蘇浙江方面とでは、經濟力も財力も違ひ、地の利も違ふ、武漢も富有な市邑には相違ないが、江蘇浙江のそれに比すれば物の數では無い、そこで蔣一派が此地に據れば武漢派は到底其の敵で無い、そこで早きに臨んで蔣を打倒せねばならぬと云ふのが、勢力爭ひから來る論法である。中山艦事件と云ひ、黨勢整理案と云ひ、廣東上海の「クーデター」と云ひ、蔣の反共產主義態度は議論の餘地が無い、國共兩黨の合作は未だ繼續して居る筈であるが、武漢方面でこそ共產黨の連中が一時は殆んど暴君の威を振ひ得たが、南京派治下では何かと云ふと直ぐに共產黨を壓迫する、蔣介石が北伐に出る時から、軍事占領地帶に於て蔣は軍民兩權力行使を國民黨の中央執行委員會から委任さして、實權を一人に掌握し、共產黨の連中は殆んど中央の政治に與る事が出來なかつた。此事態は彼等をして非常に憤慨させ、蔣介石打倒の相談が武漢方面では勿論の事、蔣のお膝下でも共產派に依つて寄々爲され た。武漢派が討蔣方針に腹が決まると、上海方面の共產黨の連中は之れに呼應して色々と策動し

武漢政府の蔣排斥手段

た、それには共產黨連中の最もお得意とする勞働爭議による內部攪亂であつた。然し江蘇浙江地方には武漢方面に於ける樣に、農民や工人やの爭議訓練が全然出來て居なかつた、何故此の訓練が出來て居なかつたかを說くには、話しが少し前に遡るが、蔣介石と孫傳芳とが江西省で相對峙して居る頃、國民革命軍は矢張此內部攪亂の手段を講ずる爲め、上海及南京に於ける共產黨の連中を利用して見たが、孫は共產黨が大嬉丈けに平常から大きな壓迫を加へて居て、一寸手が出ぬ、それでも全國學生聯合會や、海員工會や其他の團體の內に居る共產主義者の細胞を極力活動さして見た。於是孫は軍警を使つて、全國學生聯合會を封鎖し、又佛國租界にある國民黨上海市黨部の搜査、海員工會の閉鎖を斷行し、更らに集會游行禁止命令を下し、上海南京方面の陰謀關係者を續々檢擧する、取締振は誠に森嚴なものであつたから、流石の共產黨連中も大に勢力を此地に張る事を不可能とされた。其後孫が敗殘してから左傾分子の活動は再び相當勢を盛返したものの、孫に忌と云ふ程叩かれた後とて、兎角に氣勢が揚らぬ、殊に湖南湖北等諸地方に於ける如き共產派の農民運動は、江蘇、浙江方面に於ては殆んど曰ふに足るものが無かつたから、蔣介石打倒の爲めに利用し得べき此等左傾團體の根底が甚だ覺束ないものであり、之れに加へて蔣介石は孫傳芳にも增して勞働爭議を壓迫し、早くも南昌に居る頃から苟くも軍政治下に於て勞働爭議を起すも

のは、反革命と看做して嚴罰に處すると云ふ命令迄も出して居る。此等の事情の下に於ては工人運動に依る內部攪亂が甚だ困難となる、そこで武漢派は他の方法を考へた、それは蔣介石をして外國と事を構へさせ、外國をして之れを牽制させる事より外に良法が無い、幸ひ蔣介石軍中には共產黨と或程度の了解の有る多數の靑年士官が居る、又軍に附屬して居る黨代表の少なからざる部分もそれであり、下士卒中にも此連中が居る、此等のものと聯絡を取つて、戰爭に付き物の暴動掠奪等の機會を捕へて、外國人に對して事を構へる事は、比較的容易な業であつた。蔣軍も此不慮の出來事を防止する手段を全然講じないとは曰はぬが、戰爭の後などには人心が兎角常軌を逸したがる、勢に引摺られてつい行き過ぎる事は有りがちの事である、此の故に共產黨の連中の煽動が共產黨に共鳴して居る連中を動かしたことは論が無いとして、共鳴もして居らず却つて之れに反感を持つ士卒迄も引摺られて行つた。共產黨の計略は圖に當つてあの事件を突發させ、蔣介石派は之れが爲め非常に重大な外交事件に直面せざるを得なくなつた。これが南京事件が決して支那戰爭に附物の突發的のもので無い一つの有力な論據であるが、其他暴行掠奪兵が將校指揮の下に組織立つた行動をしたこと、平服の便衣隊風の者が雜つて指揮をして居たこと、實に多數の掠奪品は用意の自動車、馬車、馬などで別に周章てた風もなく搬出されたこと、南京在住外國人

掠奪暴行が秩序的

家屋が城內外各地にバラ〳〵に散在して居たにも拘はらず、三四時間の短時間に一軒殘らず襲はれたこと等も、此事件が計畫的のものである一つの證據と見られて居る。之れに對して南京政府は始めは反革命派が山東軍敗退の混亂に乘じ、無賴の徒を煽動して遣つたものだと公表したが、後には共產黨の煽動であることを公然承認して居る。例へば千九百二十九年五月の南京事件解決の日支交換公文にも「該事件は調査の結果完全に共產黨が國民政府南京建都以前に於て煽動して發生せしめたるものなるを實證し得たり」と曰つて居る。

諸外國の態度極めて強硬

南京事件の計畫的な非文明行動に對しては、列國の態度期せずして強硬となり、英米二國軍艦は在南京革命軍に對して砲火を開く一方、長江沿岸各地方各自在留民に對して漸次引揚を命令し、我國も先づ居留民の引揚準備を命じ、次いで便宜上海に引上げさせ、各國は各々南京政府に對して嚴重な抗議を提起し、其際の各國の態度は強硬さに於て甲乙なく、事態極めて重大となつた。於是國民革命軍は急に緊張して切りに關係列國に對して謝罪の意を表したが、具體的の善後處置に付ては毫も言ふ所が無かつた。關係諸外國中には軍事行動を以てしても列國の要求を貫徹すべしと主張するものさへあつたが、日米兩國の強硬な反對の爲め軍事協同と迄は行かなかつたが、軍事行動に亙らぬ程度で列國の協同が珍らしくも此事件で見らるゝに至り、四月十一日在漢口日

五國同文通牒

英米佛伊五國總領事は國民政府外交部長の陳友仁に對し、又同時に在上海五國總領事が國民革命軍總司令としての蔣介石に對して同文通牒を發して嚴重な抗議を申出でた。そうなる迄には各本國政府は或は直接に或は在北京外交團に於て 共同利益の擁護の方法に付き隔意なき協議を遂げたことは勿論である。此同文通牒は先づ國民政府に對して、一、虐殺傷害侮辱並に損害に付き責に任ずべき軍隊の指揮官及び之れに關與した者に對して嚴重な處罰を加へること、二、國民總司令は文書を以て謝罪し、該文書中に將來は外國人の生命財産に對する一切の暴行煽動を行はない旨の明約を含ませること、三、人的傷害及び物的損害に對し完全な賠償をすることの三個條を要求し、且つ國民政府當局が速かに此要求に應ずる意圖を明らかにし、關係國政府をして滿足せしめるのでなければ、關係國政府は其の適當と認める措置を執るの已むを得ざるに至るかも知れぬと附言し、且つ此同文通牒に關して、五國政府から各聲明書を發した。之れは南京事件の概要を說明した上「日、米、英、佛、伊各國政府は斯くの如く其の代表者及平和に適法な職業に從事した國民に對して明らかに豫謀された暴行に鑑み、責任ある國民政府當局に對し、之れが滿足なる匡正に付いて要求を爲すを必要と認めた。列國間に協定した要求條件は穩當を旨としたもので、此の際自國の威嚴と國際團體内の友邦に對する義務とを認識する 何國の政府と雖其の體面上匡正を爲し

五國政府の聲明書

得べき最小限度のものに過ぎない」と曰つて、最後に「是等の要求は支那國の主權又は威嚴を傷ける趣旨でなく、寧ろ現在の友好關係を破壞し且つ友邦列國々民に對する支那國民の不信增惡及兇暴を煽動しやうとする行動に依つて南京事件を惹起させるに至つた 支那内外の勢力に對して之を爲すものである」と聲明して居る。此政府聲明中特に注意すべき點は、右要求が支那の主權又は威嚴を傷ける趣旨なしと辯明した點、及南京事件を起させた 支那内外の勢力に對して爲されたものであると言つて居る點である。前者はさらでだに支那各地に瀰漫して居る反帝國主義運動が列國の共同要求に依つて油を注がれる事に備へたもので、後者は中國共產黨及其の國内共鳴者を指すと同時に共產「インターナショナル」及之れを利用して支那に不軌を企てて居る「ソヴイエト」露國方面をも包含させる意味である。然るに反帝國主義運動豫防の言辭は殆んど其効なく、英米兩國軍艦の南京砲擊事件は非常に大袈裟に吹聽され、此砲擊が兩國民避難所に對する國民革命軍の攻擊防止上必要已むを得ぬ處置であつた事などは全然考慮に入れられずに、直ぐに帝國主義國の支那侵略の手段でもあるかの樣に宣傳され、之れに次いで南京事件に對する各國の態度の硬化と云ひ、各國が居留民保護の必要からの在支海軍力の充實と云ひ、在留外國人や其他の對支强硬主義と云ひ、何れも反帝國主義運動の有力な材料とせられ、南京政府すらも南京事件解決の一條件

南京事件を起さした内外の勢力

として不平等條約廢棄を申出し、從來の排英運動は忽ちにして一轉して、一切の不平等條約國に對する反抗運動となり、排日、排米の議論は急に盛になつた。然るに南京事件の少し後に起つた漢口日本專管居留地事件が起るに至つて、此一般的排外運動は再轉して排日運動と成り、我山東出兵に至つて愈々排日の火の手は各地に非常な勢で盛返して來た。

漢口日本專管居留地襲撃

漢口日本專管居留地事件は千九百二十七年四月三日の出來事である、同日は恰も神武天皇祭で休日上陸中の漢口警備の我軍艦乘組の一水兵に對する支那人小兒の言動から現場附近の支那人との間に爭となり、多數支那勞働者は同水兵を毆打し、偶々市中に居合はした他の二三の我水兵に對しても彼等は暴力を加へ、更らに大擧して我專管居留地内に殺到した。於是在漢口帝國總領事は支那當局に對して嚴重な取締を求め、當局は早速鎭撫に着手したが、猛り狂つた群集は當局の命を奉ぜず、多數糾察隊員は我專管居留地内に入込んで群集を指揮し、日本人と日本人家屋とに對して大規模で殘虐な暴行を加へ、猶ほ我水兵數名を散々毆打の上總工會に監禁し、我副領事を毆打負傷せしめ、又一隊は我總領事館警察署内に闖入し、侮辱と脅迫とを續け、形勢は實に刻々に險惡を加へた。於是警備の帝國軍艦から陸戰隊を上陸せしめて、漸く群集を四散せしめ、支那側も亦軍隊を專管居留地の周圍に配して警戒したから、一時事態平穩となつて、陸戰隊も本艦に引揚げた。然るに今度は間もなく支那軍隊自身が專管居留地の掠奪を開始したので、陸戰隊は再び上陸し、居留地の要所要所の警備に付いたので事は漸くにして落付いた。

在留邦人引揚

此不祥事の結果我總領事館は四月四日を以て漢口在留邦人婦女子全部に引揚を命じ、次いで同月九日には婦女子以外の在留者全部に對して成るべく引揚歸國方を勸說した。引揚日本人總數は千八百人許り、急場の事且つは空前の混亂不安の際であるから、多數は實に着のみ着の儘ですごすご引揚げた、而して邦人の避難後の殆んどガラ明きの日本專管居留地は又しても支那人の掠奪に任かすの外はなかつた。

漢口事件の近因

漢口事件が何の爲に起つたかの最も近い原因の一つは、强力に依つてさしもの英國專管居留地を奪取した事に味を占めた支那側が、殘つた日佛兩專管居留地を同樣手段で奪取しやうと機會を待つて居た事である。漢口には元々支那町に直ぐ接しての英國專管留居地、それに並んだ露、獨兩國專管居留地、其次が佛國のそれ、一番端つこが日本の專管居留地の順に、五ケ國の專管居留地が相並んで居たが、其内獨逸の分は獨支開戰に依つて回收され、露西亞の分は露西亞革命後少し經つて支那は露國正當政府の出來る迄の期間管理し、千九百二十四年の露支協定で正式に支那に回收し、英國專管居留地も亦前述の通り回收したから、支那側は支那町から續いた三つの專管居留地を一とかたまりに手に入れた、殘る所は日佛兩國のそれである、何とかして之

れを回收しやうと企てるのは無理からぬ事である。日佛兩國も支那の國民要望にして合理的のものであり、合理的の手段を以てするものならば、之れを容るるに吝でないとは兩國が屢々色々な機會に聲明して居るのだが、支那側は英國租界で味を占めて、廻り遠く見える普通外交手段を以ての回收を欲せず、日本水兵に對する子供の惡戲からあんな不祥事を起したのは誠に歎かはしい事である。其他に此事件を起した原因としては、南京事件に依つて示された狂暴性が知らず〳〵の間に武漢の人民に感染した事、南京事件以來英國のみに對する排斥運動が一般外人排斥の氣運に變つて、從來から最も多く目の敵にされた日本が自然矢面に立たされ、殊に漢口では日本租界が殘存居留地中の最大のもので、これが常に彼等の目の前にぶら下つて居た事等を擧げる事が出來るが、之れに加へて玆に共產黨の運動をも說かねばならぬ。元來其頃の支那に排英運動のみが盛となつて居た理由には、五卅事件なり、廣東、香港の抗爭なり、沙面事件、萬縣事件と曰つた色々の直接原因は有つたにしても、民衆運動を抑制して專ら排英のみに進ませたものは中國共產黨及國民黨極左派であり、其の背後には共產「インターナショナル」が有り、共產「インターナショナル」を指導する露西亞共產黨が有る。彼等の求むる所は世界共產革命であり、資本主義の打倒である。而して露西亞側の最も多くの重點を置いたのは英國である、英國をして波斯、印度、「アフガニスタン」及極東に於ける地步を失はせる事が、英本國を弱らし、其の資本主義を壞滅に導くべき最有効の手段とされた。されば支那に於ける國共兩黨の合作以來、露西亞共產黨は共產「インターナショナル」を利用し、同「インターナショナル」の支部たる中國共產黨に對して排英運動を高潮し、爾後の帝國主義國に對する攻擊を差控へよと命令し、中國共產黨は此命令に從つて民衆を指導して來た。處が此統制を亂したのは南京事件と武漢南京兩派の對立である。「ソヴイエト」露國なり、共產「インターナショナル」なりが如何に排英のみに支那民衆運動を指導しやうとしても、大勢の趨くところ之れを如何ともする事が出來ぬ。之れに加へて此頃になると武漢政府內部に於てすら共產派の行動に對しての不滿が漸次强調され、就中實力派の共產派に對する反感が弗々と表はれ出した。當時共產黨は工人及農民の間に或程度の根底を据えては居たが、まだ〳〵地步が本當に堅くなつて居らず、工人軍や農民軍の組織もまだ進捗して居らなかつた。そこで若しも實力派が共產派を押潰すことにでもなると、共產「インターナショナル」邊りの素志が全く達せられなくなる處が有る、そこで共產派は益々農民軍の組織に熱中すると同時に、共產派が蔣介石に對して執つたと同樣の手段に依つて、唐生智等武漢實力派をして外國と事を構へさせ、以て之れを牽制する手段として、南京事件以後起つた一般的排外氣運に乘じ、日本租界に偶然出來た小事件を

此所にも共產主義者の陰謀あり

利用して彼の狂暴を敢てするに至つたものと考へねばならぬ。當日暴動の音頭を執つた糾察際が多數共產黨員を抱擁して居ること、唐生智等が事件の擴大を恐れて群集取締の爲め軍警を派出したに拘はらず、糾察隊員其他が軍警の鎭撫を無視して益々暴動を煽動したこと等も此の目で見れば成程と思はれる。斯くて漢口事件は大事件となり、それが支那各地に白髮三千丈式に宣傳せられ、一般排外運動が排日運動に轉化し始めた。

一般排外運動漢口事件から排日運動に轉ず

漢口事件に依つて誘致された排日運動の眞只中に濟南事件が起つた。國民革命軍が南京を略取した後、南京事件や其他の事故の爲めに其の北進は一時停頓したが、それもほんの一時、千九百二十七年五月中旬から國民革命軍は津浦、京漢の二線の兩道併び進み、一擧北京を屠らんとし、北軍の旗色日々益々惡くなつた。此交戰地帶中我邦人の最も多く居住し、且つ最も多くの經濟的利益を持つ地方は津浦沿線の濟南である、此地の形勢如何は山東全省に於ける邦人の安危にも大關係が有る、然るに此方面の戰況は日に日に北軍に非にして、僅かに山東省境に於て守りを立てて而かも敗退は最早時日の問題となつた、若し北軍が津浦線方面で徐州の守を失すれば濟南は直ちに戰亂の巷となる、南軍が海州方面を略すれば、膠濟鐵道沿線が直ちに混亂することは分かり切つて居る、斯うなると一番困るのは日本である、靑島には一萬有餘の在留民が居る、濟南には二千の邦人が居る、膠濟沿線各驛にも亦相當數の日本人が在住する。國民革命軍當局は屢々聲明を出して、占領地帶の外人の生命財產の安固は責任を以て保證すると曰つて居るが、南京漢口兩事件の先例は支那側の保障に安心することを不可能ならしめて居る。南京事件直後南京政府は排外運動の再發は絕對に無いやうに取締ると曰つて居るが、同政府支配下の地方での排日運動は却つて日々益々盛になつて來て居た、現に千九百二十七年四月には上海で日本陸戰際に對して鐵砲を打掛けた事件がある、五月には上海の南軍が不法にも日本人關係の絹糸紡績工場を封鎖した事件が有る、南京でも南軍は南京事件の爲めに領事官が一時引揚げた跡の我領事館を無斷で占領して、どうしても返して呉れなかつた事例もある、漢口でもあの狂暴が有つた、此の情勢の下で革命軍政府の安全保障聲明に信賴しろと云つても、到底安心の出來やうが無い。萬一南京漢口兩事件が山東で繰返されたとしたならば、日本人の生命財產は風前の燈、二十年も三十年もかかつて築上げられた山東に於ける經濟的權益は根こそぎに成る。又一方京漢線方面でも南軍が漸次北軍を壓迫して、京津地方の治安も甚だ心許なく、同地方邦人の生命財產權益の保護は焦眉の急に迫つた。

山東戰亂と邦人の生命財產の保護

そこで日本政府は自衞上已むを得ざる緊急手段として、山東省に陸兵を派し、天津方面に增兵する方針を立て、それ〳〵實行した。天津方面守備兵の增援は千九百一年の北京最終議定書で認め

日本政府山東出兵に決す

た程度のものであるから、理論上問題は無いとして、山東に陸兵を送つたことに付ては相當考慮すべき數多の點が有つたのだが、現地に於て邦人の利益を保護する爲めには他に方法が無いので、我政府は此權宜の處置に出づるを餘儀なくされた。山東派遣軍は混成一個旅團、千九百二十七年六月に青島に上陸した。山東派兵に對する日本政府の方針は、五月二十八日の聲明に明らかにされて居る。曰く「支那に於ける最近の動亂殊に南京漢口其他の地方に於ける事件の事跡に徴するに、兵亂の際支那官憲に於て保護十分するを得さりし爲、在留帝國臣民の生命財產に對する重大なる危害を被り、甚だしきは帝國の名譽毀損の暴擧を見たり。從つて現下北支の動亂切迫の際此の種事件再發の虞なきを保せず、今や右戰亂は濟南地方に波及せんとし、同地在留帝國臣民の生命財產の安全に付き危惧の念措く能はさるものあり、同地には帝國臣民の居住するもの二千の多數に上り、而かも同地は海岸を去ること遠き奥地に在るを以て、長江沿岸各地に於ける如く海軍力に依り之れを保護すること到底不可能なるに依り、帝國政府に於ては不祥事件の再發を豫防する爲陸兵を以て在留邦人の生命財產を保護するの已むを得さるに至れり。然るに右保護の爲派兵の手配を爲すには相當日子を要し、而かも戰局は刻々變化しつつあるに顧み、應急措置として在滿部隊より約二千の兵を不取敢青島に派遣し置くことに決せり、右陸軍力に依る保護は固より在留邦人

日本政府の聲明

の安全を期する自衛上已むを得ざるの緊急措置に外ならずして、支那國及其の人民に對し何等非友誼的意圖を有せざるのみならず、南北兩軍何れの軍隊に對しても、其の作戰に干渉し、軍事行動を妨礙するものに非ず。帝國政府は斯の如く自衛上已むを得ざる措置として派兵を行ふと雖も、初めより永く駐屯せしむるの意圖なく、同地方の邦人にして戰亂の患を受くるの虞なきに至らば、直ちに派遣軍全部を撤退すべきことを玆に聲明す」と。之れに依つて我政府の態度は明瞭であるが、此出兵に對しては國內に於てすら囂々たる異論百出し、殊に在野黨たる民政黨は之れを以て不必要に日支關係を惡化する無謀の處置として、强硬な反對態度に出でた位であるから、支那側の反對は素よりのことであり、南方政府も北方政府も口を揃へて强硬抗議を提起し、民論亦非常に喧しく、排日氣勢は更に頓に强くなり、南方政府管下各地に於てはそれが最も甚だしく、國民黨中央黨部は各地方黨部に對して對日經濟絶交を嚴命し、中國共產黨も動く、工人團體も學生團體も動く、此等の運動は何れも官憲の指示又は煽動の下に爲されたもの丈けに、一時は非常な勢で各地に漫延し、示威運動、演說會、傳單配布等は勿論、日貨取引停止等をも實行した。支那側の山東出兵反對には出兵其のものを不法なりとする主權論もあれば、反帝國主義主張もあれば、從來支那に一時的名義でした列國の出兵が長引いて、領土併呑等の具に供された例が必ずしも絶

排日頓に盛となる

無でなかつたことから、日本に山東併合の野心ありと邪推した向が支那人丈けではなかつた。且又南方政府は之れを以て國民革命軍の北伐行動を阻止して、當時北京に在つて日々敗戰の報を得て焦慮して居た張作霖を援助するものであるとも解したから、日本政府が憎くて堪らない、彼れや此れやで排日運動が政府當局により直接間接に指導もされ、又煽動もされるに至つたのである

濟南進兵

が、日本政府は之れを意とせず、七月に至つて遂に兵を濟南に進めた。當時南京政府は甚だ苦しい立場に在つた、日本の山東出兵方針と同時に急に氣を良くした張作霖は此時と許り討革軍を津南、京漢兩路から南下させる、南京武漢兩政府の武力衝突は遂に開始される、腹背敵を受けて居る、其時其際惡く排日を煽動すれば日支間に由々しい大事となるを慮れ、日英の提携をも顧念し、且又共產黨の攪亂策をも考慮した揚句が、一旦官製排日運動は起しては見たものの、立入つた指導も出來ず、他方中南部支那各地商工民が南京漢口兩事件の際の罷市罷工、對日經濟絕交等で相當大きな打擊を受けた直後とて、彼等は排日運動を嫌つた。是等の事情から第一次濟南出兵に基く排日運動は聲の大きかつた割合には酷くは無かつたが、此頃になると排英運動は全く影を潛めて、排日丈けが各地に猛威を振ひ出した。一方戰局は如何と曰ふに武漢南京兩派の衝突を利した北軍は再び盛返して長江沿岸に出る、蔣介石は閻釋山の取做しで北軍に休戰を申込む、次で蔣は下

山東形勢緩和と撤兵

野を宣言して鄕里に歸ると曰ふ始末で、日本の虞れた山東及京津地方の混亂は一寸遠退いた。そこで日本政府は撤兵に決し、八月三十日を以て「最近戰局の變轉と共に山東方面の事態安定に向ひ、當分邦人戰亂の禍を受くる虞なしと認めらるゝを以て、帝國政府は最初聲明の通り此の際我が派遣軍の引揚歸還を決行することとせり」と聲明し、同時に「將來支那に於て獨り同方面のみならず、多數邦人居住の地方の治安定まらず、爲めに禍害再び邦人に及ぶの虞ある場合には、帝國政府として機宜自衞の措置を執るの已むを得ざるものあるべし」と警告して撤兵を實行した。斯くて日本政府は最も手極良く撤兵を實行し得たから、排日運動も其後幾分下火となつたが、支那の戰局は千九百二十八年に至つて再び變轉し、蔣、馮、唐の三者に加へて、山西の閻釋山迄が北軍攻擊に協力し、北軍は各所に敗れて、京津地方及濟南は再び危機に瀕し、膠濟鐵道沿線亦戰亂の危險に曝されたから、日本は同年四月再び靑島に兵を進め、次いで濟南へ進軍さした。此第二次の出兵目的も全然居留民の保護に在つたことは勿論であり、北京政府も南京武漢の兩政府も抗議をしたことは前回同樣である。而して其際の南方政府の態度は北伐を急ぎ、日本と事を構へるを不利益とし、又共產黨の內部攪亂策に乘ぜられることを虞れもし、日本軍と事を構へることの重大なる結果をも考慮し、旁排日を手控へ、中央黨部の如きも「日本今回の出兵は田中內閣の

戰局逆轉と再出兵

支那側愼重

專斷に出たもので、必ずしも日本民衆の意思ではない、罷工、罷課、罷市等の如き後方擾亂の機會を生ずべき一切の行動は此際避けねばならぬ」と決議し、官民共に餘程愼重の態度を取つたから、排日排貨運動も幸ひ甚だしくならずに居た。然るに其後間もなく北軍は遂に濟南を拋棄して北退し、五月一日を以て南軍は濟南に入城した。南軍の入城後蔣介石は、我派遣軍當局に對し、治安維持並に外人保護に關しては絶對に責任を負ふから、濟南商埠地の日本軍の警戒設備を撤去して貰ひ度いと懇請した。守備軍の方では南軍の秩序が思ひの外に整つて居るのに安心し、其請を容れて守備を撤した。ところがそれから間もなく南軍の一部と我兵とは遂に衝突して、戰火は漸次擴大し、其間支那兵は無辜の在留民多數を殘殺し、殘虐實に見るに堪へざるものが有つた。それから間もなく派遣軍と南軍司令部との間に休戰の取極が出來、商埠地の支那兵は全部城內に引揚げて事態一時平穩に赴いた。そこで我國は先方に對して處罰、謝罪、損害賠償及膠濟鐵道の一時的管理を要求した、ところが先方の態度は甚だしく安當を缺き、誠意ある回答を與へず、加之濟南城內の南軍は屢々我國に敵對した、そこで我軍は遂に濟南城を包圍して之れを降した、是れが所謂濟南事件である。然るに此の事件發生以來同地方の事態は惡化し、既に派遣した僅かな兵力では到底居留民保護に萬全を期し得ぬやうになつたのみならず、山東鐵道も隨所に破壞され、

濟南事件

交通の確保を期し難い狀態となつて、日本政府は更らに山東方面に增援隊を派遣した。それが所謂第三次の山東出兵である。而して濟南送兵と濟南日支軍衝突事件が如何に排日排貨を激成したかは想像に難くない、國民政府は始めは排日の民衆運動の制肘を試みたが、遂に民衆に迎合した。國民政府の排日方針は、(一)北方軍閥を除去して後日本に當ること、(二)國貨提唱と對日經濟絶交を實行すること、(三)共產黨の活動を防止することの三點に在つて、此趣旨は屢々公式に又は非公式に政府當局に依つて聲明された。之に力を得て、學界、商界、工界は夫々組織立つた對日經濟絶交運動に沒頭した、就中上海が其中心地で上海市學生聯合會、反日運動委員會、上海商會反抗日軍暴行委員會、上海工界對日外交後援會等が上海各界反抗日軍暴行委員會を總本部として活動した。五月九日に前揭上海各界反抗日軍暴行委員會の爲した排貨大綱決議には「各界代表者の名義を以て通告を發し、即日各商店をして日貨の購入を停止させ、若し奸商私かに違反すれば嚴重處分する」とある。之れ以來排日貨は日に益々盛となり、實行協議は每日の樣に各所に開かれ、殆んど凡ての團體は一致して日貨購入を全く停止し、且つ手持日貨は上海各界反抗日軍暴行委員會に登記を命じ、未登記日貨の賣買は禁止され、登記濟みのものでも、救國基金と稱する多額の納付金を徵收して、事實上販賣を不可能ならしめ、未登記日貨の告發者には多額の賞與を與

第三次出兵

排日運動益猛烈

へ、更らに日貨檢査辦事處を組織し、各埠頭、停車場等には學生團其他が每日出張つて日貨の檢査を嚴密にした。こんな險惡な空氣の中に來たのが五卅事件の記念日である、排日排貨の氣勢は彌々以て物凄いものとなつた。共產黨連中の乘ずべき間隙は自然其所に生じ、後方攪亂の運動は排日が盛になるに伴れて益々甚だしくなつた、日本上下の對南京政府の感情も何時迄も冷靜で居る譯には行かなかつた。國民政府は民衆運動に迎合しながらも、內外諸般の事情を考量して、之れを或程度に止めねばならぬと考へたから、政府は中央黨部として、各團體代表者に對して、民衆は政府の苦衷を諒知して一致北伐に努力し、然る後對外的行動に出でよと諭さしめ、日貨檢査や排日標語の貼付を停めさせやうとしたが、民衆は毫も此方針に從はず、日貨の檢査は益々嚴重となり、日貨の强奪や、所謂奸商の私罰など相次いで行はれ、上海には全國反日大會も組織され、武漢、南京、浙江、山東、上海の五地方代表を主席團として、對日經濟絕交勵行、國產奬勵、關稅自主權回復、國產品に對する課稅輕減、對外條約の全部的廢棄、山東日軍即時撤兵、旅大回收等の各項を決議した。而して排日運動は素より上海以外の各地でも盛んで、日貨檢査、日貨登記、救國基金徵收、日本人銀行取引停止、奸商處罰等は日に〳〵行はれ、而かも排外運動に度々の經驗を積んだ丈けに、方法は益々巧妙となり、各團體は聯合して、やれ日貨檢査條例だ、密告條例だ、奸商懲儆辦法だと曰つた法令類似の規約迄も發布し、違反者に對してはどし〳〵私刑を行なひ、其猛烈さと組織立つたことは實に未曾有であつた、そして其の遣口には皆日本を敵國視して居る。

日本と滿蒙の平和

濟南事件後の排日の猛烈さは以上の通りであつたが、一方其後の戰局は益々北軍に不利にして津浦、平漢兩戰線とも連戰連敗して、最早到底京津地方を維持し得ぬ形勢となつた。其の結果戰禍が滿蒙地方に及び、之れが爲め我國の權益が甚しく危殆に瀕することは必定である。戰禍の滿蒙に及ぶ形式には色々あらう、或は敗殘の北軍が途々大掠奪をやることもあらう、南北兩軍の實戰も有らう、東三省中心勢力の倒壞に基く地方爭亂となることもあらう、形式が何れであつても滿蒙の平和の破壞は直ちに我國の重大利益に深甚なる危險を來し、朝鮮の治安にも少なからざる影響を蒙らし、在滿二十萬の帝國臣民の休戚にも關係する、二十億圓餘の我滿蒙投資も極めて不安全となる。元來日本の滿蒙に求むる所は、其の豐富なる物資に依つて、國內の食料と工業原料の供給源泉とすることである、之れが爲めには滿蒙の開發され、滿蒙の文化の向上され、同地が邦人安住の地となることである。滿蒙は支那の領土として開發等の諸施設が盡く支那側の措置に一任されねばならぬことは當然である、我國が滿蒙の開發を云爲する

ことは毫も支那の主權を侵して、我自ら之れに當らんとするのでは無い、條約、國際公法及國際情誼の許す範圍内に於て滿蒙開發に助勢し、援助し、協同するのである、此地方の開發に依つて我國の死活の大問題たる人口食料問題解決の一助とすることである。然しながら我國は素より之れに依つて滿蒙の資源を獨占するの意思も無し、意思が有つたとしても、實現は不可能である、滿蒙の物資が世界各國に依つて利用されることは極めて望ましきことである、然るに滿蒙の開發の最重要の前提要件は同地方の平和維持である。支那各地が第一革命以來累年の内亂に荒らされて、人民は文字通り塗炭の苦みを嘗めて居るに拘はらず、滿蒙の天地は日露戰爭以後は二十數年の久しきに亘つて不斷の平和を樂しみ、同地方の開發は異常の發達を遂げ、人民の福祉は實に數層倍數十層倍して居る。此平和が誰のお蔭かと問ふ人あらば予は大部分日本のお蔭だと曰ふに躊躇しない、支那全部の平和は我等の最も希求して已まぬ所であるが、支那は何時も此世界的の希求を裏切つて來た、他國が支那の平和を維持する爲めには、從來色々な考案が外國人の間に試みられた、支那共同管理の如きは其の一つであつたが、此等の考案は常に支那主權の侵害を來すべきものとして、今日迄責任ある者にして實行を夢見る者は全く無く、結局は支那自身が自身の平和を招來するに力めるより外に途が無いと云ふ結論に到達して居る。滿蒙も支那の領土である以上、亦同樣でなければならぬ筈であるが、此等の地方は我國の領土との接觸、我國の重大利益の存在等の事實の爲め、一般の支那領土とは違つた國際關係に立つて居ることは前來の說明で大體分かると思ふ。此見地から日本は日露戰爭以後引續き滿蒙の平和に對して積極消極の施設をして來た、それに依つて日本も益し、支那も益し、且つ諸多の開係國も益を受けて來た、此問題丈けは單純な主權論丈けでは解釋が出來ぬ、過去の沿革も考へ、日滿の特殊な政治的軍事的並に經濟的關係をも考へねばならぬ。然るに國民革命軍の勝利は正に戰禍が滿蒙に及ぶべき危險を招來した、そこで日本政府は北京の張作霖、南京政府外交部長黃郛、山西の閻釋山、河南の馮玉祥に對して滿蒙治外に對する我國の決心の程を文書を以て通告した、これは千九百二十八年五月十八日の滿洲覺書なるものである。曰く「永年に亘る支那動亂の結果、一般國民の生活は極度の不安と困憊とに陷り、支那在留外國人亦居に安んじ業に從ふに由無き狀況に在るを以て、戰亂が一日も速かに終熄し、統一せる和平の支那を見るに至らんことは、外國人の齊しく熱望する所にして、殊に支那の隣邦として利害關係特に深き帝國の翹望して措かざる所なり。然るに今や動亂京津地方に波及せんとし、滿洲の地も亦將に其の影響を蒙らんとするの虞有るに至れる處、抑も滿洲の治安維持は帝國の最も重視する所にして、苟くも同地方の治安を紊し、若くは之れを紊すの原因を爲すが

如き事態の發生は、帝國政府の極力阻止せんとする所なるが故に、戰亂京津地方に進展し、其の禍亂滿洲に及ばんとする場合には、帝國政府としては滿洲治安維持の爲適當にして且つ有效なる措置を執らざるを得ざることあるべし、然れども交戰者に對し嚴正中立の態度を持すべき帝國政府の方針に至つては固より何等變改なき次第なるが故に、右の如き措置に出づる場合に於ても其時機と方法とにつきては、兩者に對し何等不公平なる結果を生ずるに至らざるやう周到の注意を拂ふの用意あることを確言す」と、日本政府の所謂「滿洲治安維持の爲適當にして且つ有效なる方法」とは具體的に何を意味したかに付ては、的確に之れを現はすべき具體的材料が無いけれども、兎も角も南北兩軍に對して不公平とならぬやう十分注意して爲される處置である以上は、如何なる方法をも辭せぬ意味で有つたと考へられる、而して其の我國の自衞上緊急已むを得ぬ程度のものであるべきは當然である。

右覺書に對する支那側の反對

此五月十八日の聲明に對しては支那側から强硬な反對が來た、北方政府は之れを以て主權侵害であるとし、外國人の生命財産の保護は支那政府に於て責任を以て當ると曰ひ、南方政府は「東三省方面の治安問題に對しては國民政府は適切なる方法を講じ、內外人士をして凡て安全の保護を得せしむ、是れ國民政府本來の責任なるが、唯貴國覺書中東三省の治安を維持せんが爲に或は已むを得ずして適當且有效の措置を執るべし云々とあるところ、此等の措置は支那の內政に干涉し、且つ明らかに國際公法上列國相互に領土主權を尊重する原則に違背し、國民政府の斷じて承認し難い所である」と抗議して居る、何れも主權論を根據として居る。然るに日本として滿蒙の治安の亂るゝことを傍觀默視し得ぬ事情は前に述べた通りであるから、日本は此抗議を省る遑なく各種の準備を進めた。あの際に一番手近かな滿蒙動亂防止方法は南北兩軍をして戰爭を熄めしめることである。張作霖は之れより先き自發的に和平通電を出して居るが、これは敗戰の到底避く可からずと見ての形勢挽回策であつたから、通電は遂に何等の效果をも齎らさず、南軍は雪崩を打つて北進した。其際日本が双方に戰を熄めよと勸告しても到底應ずるものでもなし、又其時の狀態の儘で戰を止めたとすれば、南軍に不公平の結果となることは明らかである。そこで一番公平な、そして實行可能性の有つたことは、張作霖に關內引込を勸說することである。日本側が此措置を執つたかどうかは判明しないが、少くとも張作霖顧問の邦人等から張に對して退去を勸誘したことは事實である、頽勢に退機を捜して居た張は、之れを潮に全軍を引いて關內に引揚げた、幸ひ引揚げ時機が早かつたから、南北兩軍が京津地方で矛を交へるにも及ばず、戰禍が滿蒙に及ぶこともなくして、銘刀は鞘を拂はれずに濟んだ。

日本側滿蒙治安維持の準備を進む

張作霖の都落ちと共に國民革命軍は遂に支那本部を少くとも形式上統一した、同軍の廣東を發してから玆に僅かに二年である、極めて急速な武力統一である。殘る所は東三省丈けであるが、これも張作霖が關內引込の途奉天附近南滿鐵道と京奉鐵道との交叉點附近で橫死を遂げてから、此方面にも南京政府との妥協氣運が日に〳〵濃厚に成つて來た。張作霖の後を繼いで東三省保安總司令となつた張學良は、永らく父に從つて京津等の各地に轉戰したが、父程の野心も鬪志もなく、曰はば父に引張られて維命維隨で戰爭をして來たと曰ふに過ぎなかつたから、父なき後の東三省の最高權力者と成るに至つて、彼は和平を以て其の方針とした。彼は何日か著者にこう語つたことが有る、「自分は父の爲し來つたことに對して彼此曰ふ意思は無いが、近年東三省の人民は戰爭の爲めに非常な苦しみを嘗めて居る、支那本部が國民革命軍の手で統一された今日、東三省が獨り戰爭を繼續することは其時機で無い許りか、人民をして此れ以上の苦しみを嘗めさせるに忍びない」、これが彼が保安總司令に就任してから間もない頃の事である、彼は父の死後意早くも和平に傾いた證據である。彼の言動及び彼周圍の要人秘書等から直接予の聞いた意見を綜合するに、彼は南京政府が東三省の自治を認めて呉れるならば、そして人事其他の按配で南方勢力を直接東三省に延ばして呉れさへせねば、何時でも南北妥協に應ずる意思であつたと推せられる。山

南北妥協の氣運動く

東直隷に破れて當時灤河方面に在つて兵を率ゐて昌黎秦皇島方面の南軍と對陣して居た張宗昌及堵玉樸の主戰論が、一時妥協の障害と成つて居たとは有るが、彼等が日に益々勢擧まり、遂に大連方面に逃出してからは、東三省內は全く平和の氣に籠められて居た。然るに彼等に取つて最も心配の種となつたのは日本の態度である、日本の意向を無視しての南北妥協は將來事の紛糾を來す種となると考へたのは、張學良一人では無い、南京政府すらもそう思つた、そこで一方南北妥協の交涉を進めながらも、日本の意向に探りを入れることに相談が極まつた。何故彼等がこんな考になつたかの理由の一は、一言すれば當時の田中內閣の積極政策に對する顧念からである。一體國民革命軍や國民政府は南京に落付いた少し後迄は、外國からは非常に嫌はれて居た、五卅事件、南京事件、漢口事件等々は國民政府の排外運動の現はれと見られ、國民黨の左傾就中中國共產黨との合作に依つて、「ソヴイエト」露國と固く握手してからは、「ソヴイエト」露國に對する危惧と嫌惡とは直ちに國民黨及び國民政府にも移された。それにも拘はらず國民政府は一時は「ソヴイエト」露國の革命當時の處置に做つたやうな行動を取り出し、不平等條約の一方的廢棄宣言と云ひ、各般の條約違反の處置と曰ひ、外國人の生命財產に對する暴力的壓迫と云ひ、何れも外國側をして風聲鶴唳ならしめた。此の意味に於て日本も最初は國民政府に對して甚だしき危惧を持つて居

南北妥協と日本側の輿論

た。從つて其勢力が東三省に及んで、此地に南京上海と同じ樣な政治を布かれたとすれば、我重大なる既得の權益に對して害が有つても益が無い、然し國民政府と雖內外の事態が落付けば、常道を踏む政府となるに極まつて居るにしても、兵馬倥傯の際は諸事が兎角に手荒なものである、殊に當時の國民革命軍政府の對外的遣口は誠に憂慮に堪へぬものがあつた、そこで東三省が何れは南京治下に入るにしても、事態がもう少し落付いてからでなければ不安心である。そこで滿蒙に重大利害の有る一外國として見れば支那本部の事態がもう少し定つてから南北合一に進むことが望ましいことであつた。又南京政府は支那本部を統一したとは曰ひ條、國內には同政府の勢力の確立を喜ばぬ分子が少なからず有つたと同時に、共產「インターナショナル」は中國共產黨に對して蔣を叛逆者と呼びて其の討伐を命令すること屢々であり、此等內外諸勢力の策動は國民革命軍の北平攻略後更らに甚だしくなつて來て居たから、當時としては南京政府がどの程度迄此の異分子を料理して行けるかゝ全然不明であり、從つて其の勢力はまだ〳〵不安定と認められて居た。然るに東三省にして南京政府の治下に入るとしたならば、萬一同政府にして崩壞でもしやうものなら、場合に依つては戰禍が東三省に及ぶこと無しとは斷言が出來ぬ、それやこれやから日本官民の間には南北妥協は時機を見た方が良いと云ふ考が起つて居た、新聞や雜誌やなどにも此種の意見が現はれた。然るに一方張學良としては意が既に妥協に決しては居るが、日本側に此種の意見の有ることを耳にもして居る、又南北妥協が日本の權益に深い關係の有ることも篤と知つて居る、然るに當時の田中內閣は三度の山東出兵をして居る、五月十八日の宣言もして居る、張作霖歿後關東軍司令部を旅順から奉天に進め、奉天集兵もして居る、遣口が誠に荒つぽい、うつかり南北妥協でもしたら、どんな事が持ち上がるかも知れぬと云ふ懸念が强かつた、そこで南北妥協は日本の態度を搜つてからにした方が安全第一である。於是學良は千九百二十八年七月十九日に在奉天日本總領事の意見を求めた、之れに對する回答は時機尙早論であつた、無論之れは先方から進んで意見を求めて來たからの退引ならぬ個人としての忠告である。そこで一時妥協中止と決まつたのが同月二十二日である。然しながらこれは寧ろ形式的に日本側の意向を尊重する措置で、妥協の根本方針は既に決定し、南北双方からの交驩や、使節の往復は漸次表立つて來て居たが、とう〳〵同年の暮の押迫つた二十九日のことで、白日靑天族は東三省各地に一齊に揭揚された。斯くて支那の統一は蔣介石の手によつて成就された、之れから支那が漸く對外的に新局面を開くことゝなつたことは次章に說く所である。

南北妥協成る

第二章　北伐完成後の國際關係

國民政府の對外方策は北伐進行中と、其後とで餘程調子が變つて居る。北伐進行中は國民政府の外交の遣口が非常に亂暴で國際慣例も無視する、國際條約をも無視する、そして餘程に危險性を伴なつた排外運動が無遠慮に行はれた。此等の事情の概要は前章に說明した通りである。然るに北伐が完成して、支那本部全部を南京政府の手に收めてからと云ふものは、遣口が餘程穩健味を加へて、段々と外交の定石を打ち得る餘裕が出來て來た。何故の此變化かに付ては色々と考究の餘地が有るが、北伐進行中にあれ程迄に亂暴な外交を敢てした原因として擧ぐべきものに二つある。其の一つは國民黨の黨勢擴張の必要から來た更始一新策であり、第二は其の繼續とも見るべき同黨と中國共產黨との握手である。元來國民黨は其始めは殆んど孫文の私黨とも曰ふべき一種の秘密結社から發達した政黨である丈けに、少くとも孫文の存命中は同黨の主張は常に孫文及本當の共周圍の人々の意見で決められ、依然たる孫文私黨の臭を持つて居た。尤も國民黨が第一革命以來勢力を增大し多種多樣の分子が入黨してからは、黨員は必ずしも全部孫文の門下生や崇拜者許りでは無かつたから、黨內の意見や主張には常に一致を缺いて居たけれども、孫文周圍の連中が何と曰つても矢張り中心勢力で黨の方針の決定は此等のものに依つて爲されて居た。然し第一革命以後は永く悲況にあつた結果黨紀が甚だ紊れ、中心勢力の威力は餘りに振はなくなつて居た、黨には曾に黨內統制の力が無くなつて居たのみならず、對黨外關係にも非常に無力で、軍閥の機嫌を損ねると國民黨は常に酷い目に遇つて、散々に踏付けられて居た。國民黨が議會などで大勢力を得た時代は多くは軍閥との妥協の存續して居る時代であり、妥協が破れると軍閥は勝手に無遠慮に之れを叩き付けて行つたから、仕舞には廣東省の一角に漸く餘喘を保つ程の體たらくとなつた、而かも此廣東に於てですらも、孫文は常に同樣な憂目に遇つて、孫文及其一派が地方軍閥の利益擁護に役立たぬとなると、恰も弊履の如くに棄てられて居た。されば之れが更始一新は孫文の久しく抱懷された理想であり、之れあるが爲め彼方の軍閥此方の實勢力と渡り步いて活路を求めたが、實勢力者には表裏變轉極まりなきものが有つて、彼等との提携乃至妥協は到底當てにならずと痛感して、黨の基調を民衆に措き、軍閥又は實勢力者とは相調和せぬ此方面を背景としての黨勢擴張に突進を決心した。斯くなる迄には「ソヴイエト」露國の勸誘が與つて力が有つたとは曰ふものゝ、兎にも角にも國民黨は軍閥や舊勢力に愛想をつかして、「ソヴイエト」露國

北伐完成前の外交は定石はづれと其理由

國民黨の更始一新策

國民黨の民衆政黨化

の例に倣つて社會大衆を對手とした政綱政策を進めた、其の結果政策政綱が自然左に傾いたことは素よりである。三民主義は孫文政治の根本方針であり、國民黨々是の核心であるが、此主義は孫文の作成物である丈けに、孫文は國民黨の勢力擴張の爲の新生面を開く必要から三民主義を非常に左傾的に解釋實行した、其の爲めに當時の國民黨の主義は餘程共產主義に近いものであり、孫文自身も三民主義と共產主義とは決して相容れぬものでは無いと公言して、三民主義の着物の中に共產主義に近い左傾方針を包んで居た。加ふるに次章に述べるやうな、中國共產黨との合作が出來、國民黨の實際上の政治は、合作直後共產黨員として國民黨に加入した連中に依つて行はれ又は指導され、是等共產黨員は露都の共產「インターナショナル」の指導に依つて動いて居たのだから、國民黨の諸施設は愈々共產黨に近付いて來た。其の結果は彼等の外交に反映し、條約の廢棄主張ともなり、不平等關係を暴力に依つて解消すべしとの主張ともなり、外債廢棄主張ともなり、排日ともなり、「ソヴイエト」露國の主義方針が其儘支那に取入れられたかとさへ疑はれる程の時機もあつて、內治的に赤かつたと同時に、外交方針及其の遣り口が一寸見には痛快な程に亂暴であつた。おまけに國民革命軍北伐軍が最初から目覺ましい成功を收めたから、國民政府の鼻息は甚だ荒く、傳統も沿革も外交の繼續性も、彼等の目からは全々無價値無意味で、猛然として

中國共產黨と國民黨との提携

列國側の足並シドロモドロ

利權拋棄競爭

「ソヴイエト」露國の蠢動

國民政府外交方針變更の必要に迫らる

彼の民族自決主義、反帝國主義の實現へと猪突した。其の結果が漢口英國專管居留地の强力奪回等となり、兎にも角にもそれが思ふ通りなると彼等の鼻息が彌が上にも益々荒くなつた。一方國民黨では黨の要部は勿論のこと、革命軍の多數士官は盡くこれ若年者、年少氣銳はお定まり文句である、革命の血に燃えては、理窟も因襲も超越し、兎にも角にも自分達の利益と思ふことは、遠慮會釋もなく無條件に强行しやうとした。然るに之れに對する列國の態度如何と見るに、協調も無ければ、聯絡も無い、國際猜疑と自慾の滿足との爲めに、極めて不徹底な政策を取つて、一時は國民黨に對して毀物に觸れる樣な態度を取り、遂には利權拋棄の競爭迄もしていつた。それが益々若い支那官民をして有頂天ならしめたのは當然である。而るに此關係を大に喜んだのは「ソヴイエト」露國で、其手先たる中國共產黨員をして益々對外硬就中帝國主義國の尤と思はれて居る英國排斥に突進せしめ、且又國內の藩閥勢力の打倒の爲めあらゆる援助と指導とを彼等に與へた。中國共產黨員の活動は乃ち國民黨の活動となつて現はれ、國民革命軍が廣東を出て、福建、江西、湖南の三路並び進んだ頃の國民政府の對外硬と云つたら實に物凄いものであつた。

然るに此强硬な對外態度は、國民革命軍が外國と交涉の比較的少ない地方に活動して居る間は、寧ろ一種の宣傳として外國を忌がらした程度で、實際問題は殆んど起らずに濟んだのだが、彼等が

北伐軍長江進出後國民政府外交の實際問題に直面す

湖南を略して長沙に出た頃から漸く外國との實際的接觸が起り、外國側は彼等に依つて支那に於ける一般外國人の生命財産の危險をすら現實に見せ付けられた。然し長沙では外國人の利益關係と曰つても極めて薄く、商業の杜絶、外國商館の休業の已むなきに至つた樣な事情は有つても、それは從來も內亂事に有り勝ちな事として見逃された。然るに國民革命軍の漢口に至るに及んで、玆に直ちに困難な實際上の外交案件を頻出し、更らに上海南京を略取するに至つては此關係が益々顯著となつて、國民革命軍並に國民政府に對する外國の氣受極めて不良で、事件の進展如何に依つては支那は遂に外國を全部敵とせねばならぬ羽目にさへ陷る危險が容易に感知された。其結果國民政府は從來の生一本な外交政策の猪突的な實行に進むとが決して支那を幸福にするものでは無いことを知つた。殊に北伐が漸次京津地方に進み、更らに滿蒙をも窺ふに及んでは、日本との利害衝突に直面せざるを得ぬこととなつた。玆に外交政策轉換の必要が出て來た、從來の外交政策の無妥協な遂行方針に或程度の變更を加へねばならぬ必要が出て來た、丁度惡戲盛の我慢な子供が物心が付いて遠慮心が出來、反省心が出來て、無暗矢鱈な我儘が却つて自分の目的を達する方便ではないと考へる餘裕が出て來たやうなものである。政策轉換には更にもう一つの理由がある、それは國民政府の當局者の思慮の安定である、彼等が廣東を出た頃は、軍人でも文人でも、

國民政府當路者の思慮の安定

何れも革命軍人であり、革命文官であり、無一物で天下國家を望んだ若人であつた。それが成功して彼等が武漢や南京に落付く頃は、往時の淸貧な革命運動者にも地位と金が出來た、往時の革命青年も今や一個の成金青年となり終せた、人は境遇に支配される、僅かに一年か二年前の國民黨要部も國民革命軍の士官も今や守勢に轉じて、恒產が出來て恒心が出來た、これが政策轉換の第二の原因である。第三の原因は國民黨と中國共產黨との關係の變化である、此邊の詳細は次章に讓つて中國共產黨は先づ右派の蔣介石一派と分かれ、次いで左派の武漢政府とすら絕緣せねばならなくなつて、國民黨及國民政府內に於ける中國共產黨系統の分子は皆凋落して、黨內左派は一時全く影を潛めた、其の結果は黨と政府との方針も左から右へと轉廻した、此轉廻には無論色々な階段が有るが、國民政府が兎も角も左から段々右へと傾き、對外態度が之れに從つて急進から漸進へと變つて行つた。第四の理由は國內鬪爭の消滅である、元來國民黨の民衆背景政策が主として黨勢擴張の一つの手段であつたことは前述の通りであるが、扨て北伐完成によつて國民政府が全支那を其の權力下に收めては、それ以上黨勢擴張の必要が差詰めは無くなり、反帝國主義運動、民族解放等の民衆引付策の必要が著しく減じ、此等政策實現の方法としての對外硬も急進も外國との無妥協も餘り必要でなくなつた、北方政府の無くなつた其際は、國民政府の民衆引付策も自

國共兩黨の分裂

國內鬪爭の消滅

列國協調打破の必要

然異ならざるを得ぬ。第五の原因は國民政府の亂暴な外交方策と、打續く色々な排外事件が殆んど全部の外國を向ふに廻さねばならなくしたことである、殊に南京事件直後は日英米佛等の諸强國は何れも共同して支那に當り、態度も亦極めて强硬であつたことが、國民政府をして非常に憂慮させた、從來の國民政府の遣口であつたところの各個各個の國を目標としての排斥運動は、これが爲め全く目的を達し得ぬのみか、列强の强大な聯合の力に對抗することゝなつては一大事である。そこでどうしても列國の聯合關係を打破せねばならぬが、其の爲めには列國協同の根本原因たる國民政府外交に對する共同的な懸念を取り去らねばならず、それにはどうしても外交を常道の上に戻さねばならぬ、何時迄も外國を敵として、其利益を支那民族運動の犧牲にすることは、却つて列國側の抵抗を大きくし、目的達成の障害となる、之れでは政策の轉換も餘儀ないではないか。

國民革命軍北伐進行中と北伐完成後との國民政府の外交方針の相違した理由は大體前述の如くである。然し玆に附言せねばならぬことは此方針の變化が北伐完成に依つて突如として起つたと曰ふのではない、完成前にも妥協に傾きかけた點が有り、完成後も依然として荒つぽい遣口を續けた點も有る、從つて嚴格なる意味からは北伐完成を政策轉換の劃期標準とすることが正確でないことになる。玆に云ふ所のものは唯大體の傾向がそうであつたと曰ふ事を示す爲めの便宜上の分章であることを斷つて置く。扨て次には此變遷の有樣を具體的に述べる順序となるが、之れを一々說明するの煩を避け、最も重大な外交問題で、支那の國際關係を知るに資する二三の問題丈けを取つて說明する方が却つて便宜と思ふ。

南京事件善後交涉

北伐完成前後の國民政府の最大の外交案件は北伐進行中に於て發生した色々な暴動事件の善後措置であつた。南京事件、漢口日本專管居留地事件、濟南事件等の善後協定即ちそれである。此等の事件は殆んど時を同ふして起つた丈けに、外國の利害は期せずして一致し、殊に南京事件の際の如きは英米兩國軍艦の南京城壁保壘の共同砲擊となり、日、米、英、佛、伊五個國の同文通牒となり、歐洲大戰以來久しく打絕えた列强の協調氣運が頓に濃厚となつた、國民政府の南京に落付いてからの第一の外交問題は之れに對する處置であつた。當時は共產黨に煽られた排外熱の餘勢がまだ〳〵强く、外國側の要求と云へば一も二もなく拒絕することが、最も多く支那民衆の人氣に迎合する所以であつたから、前顯五ケ國同文通牒に對する國民政府の回答は甚だしく不滿足なものであつたが、若し徹底的に南京事件に對する責任を回避するとなると、列强の協調氣分が益々濃厚になる許りである、目先に國民政府承認の大問題を控えて居ては猶更ら之れがこわい、

何とか國内の人氣を損せぬ方法で對外態度を緩和し、以て列強の國民政府に對する信用を立て直すと同時に、列強の協同を破るべき方策をも立てねばならぬ。そこで國民政府は前記諸事件に付ては飽迄關係諸國に對して各別の交渉を進め、其最も極まり易い方面から風潰しに極まりを付けることとしたが、扨て困ることには南京事件を以て國民政府其のものの責任とすることとなると、輿論が承知せぬ、新らしく出來た許りの新政府が、初つ鼻から此大責任を負ふとなることは甚だ苦しい、然し之れを負はぬとなると列國が承知せぬ。そこで國民政府は其の中を取つて事件發生の責任は共產黨に在るが、國民政府は國交を敦篤ならしめる爲めに、押して其の責任を取るのだと云ふ形式を整へる趣旨で交渉を進めたが、國民政府の成立以來の建前として、之れ丈けで鬼を付ける譯には行かぬ、不平等條約の改締問題を何とかして之れに結付けねばならぬ、此外英米兩國に付ては南京砲撃に對する反對責任の問題をも決定せねばならぬ、斯くすることに依つて民國政府は民衆の人氣を害せぬ程度に於ての列國との妥協が計られることになる、此方針に依つて各國各別の交渉を進め、且つ相互に相牽制させる手段をも講じた。然し列國の國民政府に對する懸念は可なりに深く、早急に其の解消を期することは不可能であつた。そこで國民政府の焦慮にも拘はらず、列國の協調は中々破れず、交渉は各別になされても解決の方針等に付ては或程度の知

南京事件責任歸着點

照や了解を續けた。國民政府は愈々焦つて速決を可とし、列國中最も話の進み易く、且つ他國との聯絡を餘りに好まぬ米國との交渉の速進を期した。其結果千九百二十八年四月三日に米支取極が突如として發表され、支那側は「本事件は調査の結果國民政府南京建都前全く共產主義者の煽動に依りて起つたものであることが判明したが、右に拘はらず國民政府は本事件に對して責任を負ふ」と斷はつた上、米國々旗及米國政府公式代表者に對する非禮、米國領事館の蒙つた財產上の損害、在留米國人に對し加へられた身體上の傷害及物質上の損害に付外交部長は國民政府の名に於て遺憾の意を表し、且つ國民政府は米國人の生命又は正當な利益に對し再び斯くの如き暴行又は運動の行はれないことを特約し、猶ほ本事件に參與した特定師團の軍隊を解散し、犯行に加はつた兵士及び其他の者の處罰の爲、有效な措置を執つたことを通告し、損害賠償を承諾して、損害の審査と賠償額の査定の爲、米支共同委員會を設けることに折合が付いて、事件そのものの解決が付いた。之れに關聯して右取極と同時に米支間に二つの他の取極が出來た。其の一つは條約改正問題に關するもので、外交部長から「平等及領土主權相互尊重を基礎とする現存條約改訂及諸懸案解決の爲に更らに措置を執らんこと」を提議し、米國公使からは「合衆國政府及人民は支那國民自身の健全なる國民生活を發達せしめ、且つ例外的性質の義務に拘束された主權に對する

米支間南京事件解決取極成る

米支間條約改訂問題に關する交換公文

要望を實現しやうとする支那國民の希望に對し滿腔の同情を有するものである。之れが爲め米國政府は初期の條約中に斯かる條項の挿入を必要ならしめた諸多の狀態の改善が不必要又は不適當となつた條約の規定を正當な形式に依り、且つ相互の同意を以て改訂する機會の時々與へられんことを希望する。此目的の爲め米國政府は、支那國が其の希望する條約關係の修正に附隨して當然負ふ事となるべき各種の義務を、誠意を以て現實に履行すべき事を保證するに足る程度に於て、支那國民を代表し、且つ實際の權力を行使する政府の發現するに至ることを希望する」と回答して居る。米國の不平等條約改訂問題に對する態度は大體之れに依つて判明するが、從來列國が取つて來た態度と主義に於て毫も變つた所が無い、此趣旨ならば華盛頓會議の時も、五卅事件の後にも、其他の場合にも各國に依つて幾度も聲明された所である。支那側は無論之に滿足では無かつたのだが、此點を餘り押して居ると南京事件の速決が不可能となる、列國の協同が恐ろしい、他方此問題に付て兎も角も米國から此程度の證言を得れば、それが實際は從來のと實質に於て何等相違が無いとしても、民衆の人氣を繫ぐ所以ともなる、そこで此程度に折合つて了つた。更にもう一つは米國の南京砲擊問題であるが、支那側は之に對して米國から遺憾の意を表明して呉れと申入れたが、米國は唯之れを米國領事、其家族、館員其他の多數の米國人が避難して居た家屋を

南京城砲擊問題解決

不規律な兵士の襲擊から免れさせる爲の掩護砲火で、右人員の生命を切迫した危險から救ふ唯一の手段であり、又生命の現實的な危險の中にあつた他の南京在留本國人の撤退を可能ならしめたものであつて、此れ以上他に方策が無かつたものであると曰つて居るに過ぎぬから、別に遺憾の意は表して居らぬが、兎も角も米國から當時の事情を公信を以て疏明させた。英米兩國軍艦の砲擊は支那側に非常な忿怒心を惹起し、民衆は兩國に對して罵詈を極め、新聞雜誌等の論調の過激さも亦非常なものであつたのだから、支那側としてはそれで滿足が出來ぬのであつたが、速決の利益の爲めに我を折つた。此等の解決方法から見て、支那政府が如何に南京事件の解決を急いだかが分かり、殊に米國に付て先づ問題の結着に力めた所以も判定が付く、米國との交涉成立は他の諸國との交涉をトン〳〵拍子に進めさした。英國との間には同年八月に、佛伊兩國との間には同年十月に夫々解決が付いた。文句は皆少し宛違つて居るが、內容は大同小異と云つて良い。斯くて支那が米國との交涉を速進させたことが、列國をして爭つて支那との懸案の解決に向はしめ、而かも解決公文の內容を仔細に觀察して或種の國際猜疑迄も加はつて居たことを見ると、國民政府の列國協調打破の策略は成功であつたと見て良い、殊に其後の我國の山東出兵となつては、支那側は未曾有の排日運動を起して、愈々列國の協調を叩き毀すことに成功した。山東問題に關聯する

英支、佛支、伊支等諸取極成る

列國協調打破策兎も角も成功す

排日運動の特に激烈であつた理由に、列國協調の打破策として國民政府が最も多く力を之れに入れたことのあるのを看過すことが出來ぬ。國民政府が此の排日の際、國民に對して暫らく隱忍せよと云ひ、恰も之れが防遏に力めたかの樣な態度を取つたのは、敵本主義であり、「カムフラーヂ」であり、政府自身が排日に表面立つて指揮する代りに、國民黨をして此任に當らしめて居るのは、「ソヴイエト」=露國が共產「インターナショナル」を利用して居る智惠に倣つたものである。

日支間南京事件解決遲延の理由

之れに反して日本と支那との南京事件解決は他國に比して非常に永引いて、漸く千九百廿九年の五月になつて鬼が付いた、其間二年有餘の年月を算して居る。此解決遲延には大きな理由がある、或は不平等條約改訂に關する支那側の要望に對する日本の態度を云爲する人も有るやうだが、それは極めて皮相の觀であり、之れが幾分なりとも解決を遲延したとしても、それは寧ろ極めて小さな原因であり、支那側の要望に對する我國の態度は英米佛等諸國に比して決して彼に不利益なものでは無く、先方も充分之れを知つて居たのだから、此點は餘り双方の合意を妨げる原因とはならなかつた。それよりも大きな原因は一つは山東出兵及濟南事件の發生であり、一つは支那側の反間苦肉の策である。山東出兵に付て見れば、第一回の出兵は丁度米支間の南京事件解決の公文が交換されてから數日の後であつたが、當時日支間の交涉の結着も餘り困難でないとの見込の立つた頃である。然るに山東出兵は支那官民の對日感情を忽ちにして極惡化した、此時此際の日本との間の南京事件の解決は國民政府に取つては少くとも對內策の上から見て得策なものでなかつた、當時日本との話合が最後の段取に行つて居ないことを幸として、先方は事件の交涉を打切つて終つた。濟南事件の起るに至つて、猶更ら排日氣勢高まり、事件解決の望みを薄くしたことは否む可からざる事實である。それに支那側は此時迄も列國間の協調を打破するに浮身をやつし、日本の出兵や濟南事件を利用して、列國の日本に對する接近を防止し得べき最も有效な手段として、大袈裟な官製宣傳を世界中に飛ばした。著者が見た支那文の著書や「パンフレット」で濟南問題に關聯し日本を誣ひ、日本を罵つて、列國の對日反感を挑發するに全力を注いだものは、著者の見た丈けでも數十種に上つて居る。此等の文書中に「日人日として華人を殺さざるなし」とか、「山東全省碧血海の如し」とか云つた惡宣傳で、日本に對する列國の增惡心を挑發して餘す所が無い。又政府は排外排貨を嚴に日本に限り、飛ばつ塵りの他に及ぶことの無い樣に色々と周到な注意を拂つて居た、嘗て單一な排英運動に依つて列國を英國に近付けさせなかつたと同一の方策を我國に對して繰返したのである。支那側が此時に當つて日本との間に南京事件の解決を

急ぐ理由は毫も無いのみならず、之れを遲延させることが國策であつた、然しながら支那も何時迄も此態度で日本を向ふに廻すことが出來なくなつた。それは濟南事件以來日本兵が濟南に駐屯して居ることである、之れには南京政府も色々な意味に於て困り拔いた、これはどうしても日本をして撤兵せしめねばならぬと痛感した、そこで前顯反日宣傳と同時に日軍即時撤退の爲めの種々な措置をも講じて見たが、日本は濟南事件の解決が付く迄は兎も角も駐兵させると出た、支那は之に對しても大に怒つて見たが、日本側は動かぬ、困つた末が先づ濟南事件の急速解決となつた。これは千九百二十九年の三月二十八日で、日本側からは「國民政府に於て日本軍の山東撤去後全責任を以て在支日本國臣民の生命及財産の安全を保障せらるるに於ては帝國政府は現に山東に在る日本軍を本件解決に關する文書交換調印の日より向ふ二個月間に全部撤去す」べき旨を申入れ、國民政府は「支那に於ける外國人に對し、國民政府に於て國際公法に照し責任を以て保護すべき旨は曩に聲明しある所にして、今後國民政府が日本在留民に對し保護を爲すべきは實に當然の次第である」と回答し、日本軍撤去の際に於ける引繼の措置に付いては、日支兩國各々委員を任命して現地で商議辨理すること、濟南事件の發生により日支兩國の受けた損害問題に付ては双方から各同數の委員を任命し、日支共同委員會を設置して、實地調査の上決定すると等をも定め、事

濟南事件先づ解決

國民政府切りに日本政府の積極策を顧念す

件は玆に落着し、撤兵も豫定通り實行された。

濟南問題の發生から解決迄の一年間は支那の列國反間苦肉策時代であつて、而かも其目的の大半は達成された、殊に田中內閣の積極政策の宣傳は、事實ロほどのものでは無いのだが、不幸にして日本の對支政策に對する列國の危惧を挑發するに餘りあつたから、支那は此虛に乘じて盛んに活躍して列國協調打破に力めた。然しながら當時支那側の最も恐れたのは、かくすることによつて餘りに日本の感情を刺戟することが、其の滿蒙に對する進出に火を付けはしまいかと曰ふことである、支那側は山東派兵そのものからが既に日本の侵害主義から出たものと見た。千九百二十八年五月十八日の滿洲治安維持に關する日本政府の聲明も、張作霖の爆死事件も、關東軍司令部の奉天移駐も、獨立鐵道守備隊の補充も、盡く滿蒙侵害の目的からされたものと見た、又其頃滿鐵と東三省當局との間に交涉されて居た吉會鐵道敷設問題さへもがそれであると考へた、間島地方朝鮮人の吉林各地への移動も皆それであるけれども、彼等は日本の政策と云ふよりは、田中內閣の懸聲に驚き且つ怖れた、田中內閣の懸聲と云ふよりは寧ろお提燈持ちのお手柄振つた法螺に脅かされた。之れが爲め支那政府は、滿蒙に於ては出來得る限り日本の要求を容れぬ方針の下に、巧妙に鐵道交涉を遷延し、且つ切りに日本に尻尾を摑まれぬことに

苦慮すると同時に、日支間の懸案解決をも急いだ、其結果出來たものが南京漢口兩事件の解決である。南京事件解決に關する千九百二十九年五月二日の日支公換公文の內容は米支取極と大差なく、唯不平等條約改訂問題に關する文書の取かわしの無いことと、事件の際の南京砲擊に加はらなかつた日本は、此事件に關する何等の合意をも必要としなかつたことの二點に於て相違して居る許りである。漢口事件の解決も亦同日付の交換公文で付けられて居るが、之れに依つて支那側は、「本件は調査の結果共產黨の煽動に依り發生せるものなること實證せられたるが、國民政府は中日間の友好關係に鑑み、本件を以て頗る遺憾となす」と聲明し、同時に日本人の受けた損害を賠償する義務を負ひ、損害の程度及賠償額査定の爲め中日調査委員會を設けることとなり、猶ほ日本は「事件發生の當初に於て中國人民にして傷害を受けたる者に對しても相當の撫恤を與へる」ことを承諾して、玆に漢口事件は全部解決されることとなつた。南京事件と曰ひ漢口事件と曰ひ、事件發生の當初に於て日本側から提出した解決條件が、此最終的解決條件と大きな相違が無かつたのに對し、劒もほろほろの挨拶で、全然交涉開始の誠意すら見せなかつた支那側が、玆迄歩み寄つたことは、其の對外政策の變轉を物語る一つの雄辯な證據である。

次に國民政府の外交政策の變轉を示す重大事件は、何と曰つても不平等條約廢棄問題である。

南京漢口兩事件解決

不平等條約廢棄問題の沿革一瞥

支那側の南京條約以降の片務的な不平等な條約關係を脫して、双務平等公正な國際關係に入らうとの努力は今更ら始まつたことではない、此れを沿革的に玆に說く遑は無いが、其の特に目立つて來たのは巴里講和會議の時からで、續いて華盛頓會議にも支那全權は之れが爲め不斷の努力をした、然るに巴里會議には諸般の事情から支那は其目的に向つて一步をだも進めることが出來なかつた、華盛頓會議では風向が巴里會議の時よりは餘程支那側に良く、順風に帆を上げた調子にグン〳〵と其の理想の境地に進みかけ、列國利益範圍の拋棄、在支外國郵便局の廢止、關稅自主權、治外法權、租借地其他の問題に付て或程度迄の成功を收めた。次で支那政府は五卅事件の際にも亦不平等條約問題を列國に提議し、此時の列國の態度は支那政府が條約上の責務を遂行し、條約に依り保障されて居る外國人の權利利益の保護に任ずる意思と能力とを表示する程度に應じて、條約改正問題を考慮してやらうと曰ふに一致し、曰はば條約改正の主義には各國共贊成したが、其當時としては尙早論であつた。實際當時の支那では外國人の權利利益は殆んど至る所で侵害されて居る狀態であつた、五卅事件や臨城事件は其の尤たるものであつたから、列國は不平等條約の改正は主義としては異存が無くとも、此種の不安が支那から除かれねば、到底支那側の要望全部に應ずる譯には行かなかつた。然し支那に於て外國人の權利利益が十分保護される時期の來る迄

待つとしたならば、恐らく非常に遠い將來であらうし、支那の國民的要望の達成時期も亦從つて何時到來するか分らぬ、これは甚だ支那に取つて氣の毒でもあり、平等條約國が漸次增して來て居るその當時の支那で、日英米佛等の諸國が何時迄も不平等關係を株守するのは得策でも無いから、列國は支那側の外國人の權益保護の意思と能力との程度に應じて、部分的に先方の希望を容れる態度を採つたのであつたが、然し五卅事件に關聯する此外支の交渉が、遂に支那關稅特別會議及治外法權委員會の開催を促進することになつて、華盛頓會議で決められて、主として支那側及佛國側の事情の爲開會を長く遲延されて居た此二會議も遂に開催されるに至つた。然るに特別關稅會議に於ては會議の目的が目的丈けに一切の國民的要望が論議される機會が無かつたが、それでも關稅問題就中關稅自主權及自主權回復に至る迄の過渡的協定稅率、特定國との間の特別協定稅率等に付て、華盛頓會議時代には殆んど想像もされぬ事項迄も相談され、列國側は誠意を以て支那の國民的要望に對したから、關稅問題の關する限りは支那も年來の希望を達成し得たかに見えたが、不幸國內戰爭は會議の繼續を不可能ならしめ、千仞の功を一簣に缺いた。然し此時代に於ける支那の要望は國際法と一般外交の常道とから離れず、關係國との協定に依つて漸進的に目的の境地に達せんと力めた。而して列國は何れも支那の立場に同情して、出來得る限り其の要望を

容れる用意を持つことを示した。治外法權委員會も亦支那各地の司法制度等を愼重綿密に調査の上所謂勸告事項なるものを各自本國政府に致し、例へば支那の司法の運用は之を裁判機關に委ね、政府の行政其他一切の文武官憲の不當な干渉に對して有效に保護せらるべしとか、支那政府は支那國の現存の法制並に司法及監獄の制度改良の爲の民商刑法、銀行法、破產法、特許法、土地收用法、公證人法等の完成實施其他司法上の特定施設をなすべしとか、其他色々の勸告事項を決議した上、「委員は本勸告事項が相當に實行せらるるに至らば諸國に於て其の各自の治外法權に關する權利を拋棄することを得べきものと認む、治外法權拋棄の上は關係國の人民は一般の國際慣行に從ひ及公正且衡平なる基礎に依り居住及營業の自由並に利權の享有を支那國の一切の部分に於て享有すべきものとす」と勸告した。此委員會の決議も一言すれば支那の司法制度が改善されることの條件の下に治外法權撤廢方を各國に勸告して居るのである。尙ほ委員會は前記勸告事項の全部が相當に實行される時期以前でも、其內の主要な事項が實行されれば、關係國は支那政府が希望するに於ては漸進的計畫（地理的、部分的又は其の他）に從ひ治外法權撤廢を考慮するを妨げぬと決議して、支那の要望に對して相當の好意を示して居る。支那側も亦之れに滿足の意を表して、司法制度の改革を約して、漸進的撤廢に進まんとしたが、之れも關稅會議同樣內亂に依つ

不平等條約問題解決手段に關する支那側態度の變化

諸外國の態度に對する支那側の不滿

「ソヴイエト」露國の活動

て當局が全然變り、支那側の此等不平等條約問題に對する觀念も非常に變つて來た。

不平等條約問題に對する支那側の觀念が漸進的から急進的に、關係國との協定主義から一方的廢棄主義に、穩和手段から過激手段に變つて來たのは、特別關稅會議の末期頃からであり、「ソヴイエト」露國の裏面的活動が此變轉に對して一部の責任を取らねばならぬ。支那は列國を對手に外交手段に依つて不平等條約を改訂する方針で久しく終始して來たが、支那內部の事情就中支那當局者の極まりなき更迭、內亂、土匪の跋扈其他の理由に基づく外國人の生命財產の不安固、列國間の利害の衝突等の事由から思ふ樣に捗取らず、關稅自主權の關する限りは相當の成功を收めかけた特別關稅會議も、あの體たらくでおヂヤンとなると、支那側に取つては早急に目的を達し得べき目途を失つて失望した。これには支那自身としても內省すべき幾多の事由が存して居るのだが、そんな事を考へる者は達觀の少數者のみで、他は多く一途に關係外國に不滿を懷いた、不滿は遂に忿怒となつた、其間に處して色々な內政問題がからみ付く、此の關係に目を付けたのは「ソヴイエト」露國である。此邊の事情は何れ次章に概說する積りであるが、「ソヴイエト」露國は世界革命運動の歐洲方面に於て失敗するや、直ちに眼を東洋に向けて、東方民族を歐米資本主義から解放してやると云ふ立派な旗印で大に此地方に活動し始めた。而して支那は彼等の最も重

「ソヴイエト」露國大に中國共產黨を利用す

若い支那と「ソヴイエト」露國との合流

きを置く所謂半植民地國である。千九百十九、二十兩年の二度の「カラハン」宣言を手始めに、「パイクス」「ヨッフエ」「カラハン」等の腕つこきを順次に支那へ送つて、所謂小「ブルヂョア」革命を煽動さした、小「ブルヂョア」革命運動とは支那の一派の「ブルヂョア」階級を利用して先づ支那の革命を成就せしめ、其間自國の勢力を固くして後、全支那を赤化せしめやうとする運動で、當面の目的は支那の無產階級との聯合に依つて、支那と日本及び歐米諸國とを離間することで、終局の目的は支那を「ソヴイエト」聯邦に引入れやうとするに在る。されば「ソヴイエト」露國は先づ支那に軍閥打倒運動と反帝國主義運動とを起さんとして、自己の援助と指導とに依つて作り上げた中國共產黨を使つて有らゆる方面に猛運動に取掛らしめた。而して此の二大「スローガン」は歐洲大戰以後特に著しくなつた支那の民族思想と最も良く適合して居るから、中國共產黨の運動は、共產主義に贊成するものとせぬものとに論なく、支那上下の心を固く摑んだ、而かも中國共產黨の目的達成手段は急進的であり、無妥協であり、革命的であり、熱血的である丈けに最も多く若い支那人の人氣を博し、學生其の他の若い「インテリゲンチヤ」は中國共產黨との協同戰線に立ち、若しくは黨員としての活動に躍進した。「パイクス」や「ユーリン」の公使時代の若い支那と「ソヴイエト」露國との合流は斯くして形成され

た。而して此の合流は其後益々擴大されて、工場勞働者の多數及び一部の農民方面をも包容するに至つた。支那の民衆運動は益々露西亞式となり、色も著しく赤くなつた、そしてあらゆる方法を用ゐ、あらゆる機會を利用して支那に騷擾を起さしめ、騷擾毎に民衆を反帝國主義運動に向はしめ、藩閥勢力打破を高唱せしめ、而かも其の運動方法は益々組織的となり、此等二大綱要が益々急進的に主張された。五卅事件の際の民衆運動と云ひ、南京漢口兩事件と云ひ、濟南事件と云ひ、あらゆる對外案件に關する運動は、案件そのものの解決に對する强硬主張を含むと同時に、事件と直接の關係の無い反帝國主義運動が何時も之れに加はり、藩閥勢力打破の運動が加はつて居た、純然たる經濟爭議に於てすら、事の苟くも外國に關するものは常に反帝國主義運動を伴なつた。

藩閥勢力打倒と反帝國主義運動

然しながら此等の民衆運動は何時も政府からの彈壓を蒙り勝ちであつたが、當時の支那政府は基礎の極めて薄弱なるを常とし、思ひ切つた處置が出來ず、人氣をひどく大事がつて、民衆運動に對して徹底的な彈壓を加へ得ず、愛國運動を押へるは宜しからずと曰つた口實の下に、民衆運動が政府自身の利害若しくは政府の後盾たる實力把持者の利益を大に害せぬ限り、多くの場合殆んど見るべき取締を加へないのみか、時には却つて之れを煽動利用し、之れが爲め民衆運動は彌が上に逸軌的になり、狂暴性を帶びて來た。然しながら民衆運動と北京に在つた支那政府とは一體では無かつたから、民衆が不平等條約の一方的廢棄を叫んだり、稅權の即時的無條件回收の即時實行を叫んだりして居ても、政府は常に外交關係に制せられて、漸進的回收方針で交涉を續けて居た。民衆は之に對して非帝な不滿を感じ、茲に中國共產黨と國民黨とは期せずして反政府反對の立場に有つた國民黨は自然此攻擊に參加し、茲に中國共產黨と國民黨とは期せずして反政府態度に於て一致した。次いで國民黨が孫文傘下に國民革命政府を廣東に立てゝから、南北兩政府の分立となり、北方政府は保守主義の政府であり、南方政府は革命主義の政府で、南方政府の依囑する所は所謂軍閥の勢力で、北方政府の依囑する所は社界大衆で、兩者は勢力の根底から違つて來た。殊に孫文が國民黨を改組し、中國共產黨と合作し、「ソヴイエト」露國と聯契してからは、南方政府の左傾は殊に著しく、孫文の晩年段祺瑞及張作霖との妥協に傾いたことも無いではなかつたが、孫が北京で客死してからと云ふものは南方政府は一時全く中國共產黨員に依つて動かされ、其橫暴比なき迄に至つたことがある。此時頃の南方政府の不平等條約問題態度は極めて急進的で、一方的廢棄の「ソヴイエト」露國の態度に全く傾いて來た、後蔣介石は共產派を壓迫し出して、左右兩派抗爭となつたけれども、少くとも蔣が南京に出る頃迄は對外方針となると左

民衆運動狂暴性を帶ぶ

北京政府の漸進的撤廢方針と共國合作

蔣介石の急進論

派のそれと甲乙無く、不平等條約撤廢に付ては飽迄急進方針を取つた。現に蔣が廣東から江西に出た頃、彼は豪語して、南方が最後の勝利を得たならば、直ちに現行條約の廢棄を斷行する、條約の漸進的改訂では到底滿足が出來ぬ、飽く迄其の廢棄を主張すると曰つて居た。然るに其後南京方面に出て愈々外交問題に直面してからは、外國を一纏めに敵とするやうな從來の政策は、苟に成功の望みが薄い許りか、却つて甚だしき危險を包藏することを知ると、前々からの對內的宣傳や口約に制せられて、口には依然として強いことを言つて居ても、又實際強そうな處置を取つて居ても、始めの樣な無鐵砲が出來兼ねて困つて居るらしく見える。例へば蔣介石は國民革命政府が南京に落付いてから後の千九百二十八年一月にこう云つて居る、不平等條約廢棄は平和的交涉によつて行はるべきものであるが、外國が廢棄交涉に應ぜず、又々交涉不調に終る場合には、事情變更を理由として、一方的廢棄を聲明するものであると曰ひ、同年の國民黨第四次全體會議でも、國民革命の根本目的は民族の平等及國家の獨立であつて、一切の不平等條約廢棄は此目的達成の唯一無二の手段であると曰つては居るが、更に進んで支那が急進的に且つ無準備に目的達成を期することは至難であるとし、且つ平等獨立の地位に達することは理論上正義と博愛の精神との普及を意味するけれども、實際に於ては國力の表現に外ならないと曰つて、國民に臥薪嘗膽を說い

蔣の態度變る

千九百二十八年六月國民政府の對外宣言

て居る、彼の即時廢棄の往時の主張と對比すれば、國民政府の態度は自ら明瞭となる。

國民政府は斯くの如くに對外觀念を變へては居るが、從來屢次爲された不平等條約の一方的廢棄の國民への公約の手前、北伐が完成した以上、如何にもして少くとも此公約實行の形を作らねば國民の信望を繫ぐ譯には行かぬ。そこで千九百二十八年の六月に、國民政府は所謂對外宣言なるものを發表してこう曰つて居る、「國民政府の唱導する國民革命の根本目的は新國家の建設にある、現に軍事時期終結し專ら新國家建設の時代に到達した、新國家の建設に依つて國民政府の對外關係は一新紀元を開き、中國は八十餘年間も束縛されて來た不平等條約から解除されねばならぬ。之れに就ては屢々宣言を發して友邦の諒解を求め、千九百二十六年以來友邦當局は之れに同情して新條約締結の意思を表示した。今や中國統一完成の初めに當り一步を進めて正當の手續に依り新條約を締結し、平等及相互主權尊重の趣旨を完成する事を希望して已まない」と、此宣言は形式は不平等條約に代るべき新條約締結交涉方に付き列國を招請したものとなつて居り、現に國民政府は此意味を在北京各國公使に通達して居る。然しながら當時國民政府創設匆々で、列國は未だ同政府を承認せず、又同政府が果して長く其地位を保ち得るや否やに付ての懸念も有つたから、列國が此招請に對してオイソレと應ずべきもので無いことは、苟くも外交に關はつて居る

者には直ぐに判斷が付く、國民政府當局は素より之れを察知しての招請であり、又單に新條約締結交涉に入ること丈けでは、國民政府としての從來の言質上到底止まることの出來ぬことも亦識者を待たずして知るべきであつた。そこで此邊の情僞に多少でも通じて居る人々は、之れを以て第二段の方策の伏線であると推測し、支那政府は久しからずして少くとも形式的には不平等條約の一方的廢棄らしく見える何等かの措置を取るに相違ないと睨んだ。然るに前記の列國招請に拘はらず其後六ケ月は徒らに經過して、豫想されたことではあるが條約改訂交涉は何等捗取らず、國民政府の外交政策に對する國內の不平は弗々と起り始めた。國民政府は取つときの政策表示の好時機と見てか、千九百十八年の七月七日に所謂臨時辦法宣言を發表した。其要領は「外支間條約中既に滿期となつたものは當然廢棄して別に新條約を締結し、未だ滿期に至らざるものは正當の手續を以て解除し、重ねて新條約を締結する、而して舊條約の既に滿期となり新條約の締結されないものは、臨時辦法に依つて處理する」と云ふに歸する。右臨時辦法の要領は「支那駐在の外國外交官及領事には國際公法の附與する待遇を與へるが、其他の在支外人の身體及び財產は支那法律の保護を受くべきもので、在支外人は支那法規の支配及び支那の裁判所の管轄に歸し、又輸出入貨物に對する關稅は國定稅則に依つて徵收する、國定稅率施行前には現行の章程に照して

臨時辦法宣言

辦理する」と云ふのである。國民政府は此方針を各國に通告もし、新條約締結交涉の開始をも提議した。之に對する列國の態度も利害も細末の點に於ては必らずしも一致しなかつたが、兎も角も支那の新興政府の新方針に付ては何れも多大の同情を持つて居た、支那は之に乘じて條約改訂の交涉開始に努力したが、列國は如何に支那に同情すればとて、支那の思ふ通りに治外法權も稅權も直ちに拋棄するには支那の事情が餘りに不安定であると考へ、或程度の保障又は條件が得られねば、支那の要望には應じ難いとした。此氣勢を見て取つた支那は不平等條約を全體として改訂しやうとしても到底急速に目的を達し難いと知り、さればとて無論其儘成行に任かせることは絕對に出來ぬ相談であるから、其內で財政的に是非共急いで解決する必要のあり、又列國の利害の不一致其他の理由から解決が他の諸問題に比して稍容易な關稅問題を分離して解決しやうと決心し、其の下心を一二の關係國にも打明けた樣子であつたが、間もなく米國に對して此方針に依る交涉方を正式に談判した。玆に此問題に關聯して說くべきことが一つある、それは支那側の關稅附加稅不當徵收のことであるが、其最初の徵收は廣東の國民革命政府のやつたもので、これは華盛頓會議で決めた普通品二分五厘、奢侈品五分の特別附加稅の範圍ではあるが、關係列國との同意なしに決行したものであるから、曰ふ迄もなく不當課稅である。廣東革命軍政府が何故に此不當

列國の態度

支那が關稅問題切離方針を取るに至つた理由

關稅特別附加稅增徵問題

を遺つたかの理由には色々ある、第一は當時の廣東政府は北伐完成の後に一切の不平等條約廢棄の下心で居たことである、何れは廢棄する條約として毫も現存條約の權威を認めなかつたことである、始つから新らしい國定稅率を賦課しなかつたのは、廣東政府に其準備が無かつたことと、列國に比較的響きの良さ相な華府會議決定を其儘襲用することが、北伐と云ふ大事業を目の前にひかへて居る同政府として得策と考へたからである。第二は北伐其他の理由から財政窮乏を告げ、殊に廣東香港間の經濟封鎖抗爭が廣東政府の財源を枯渇させ、對內的のあらゆる財源を漁つた末が此關稅增徵と云ふことに決意したのであつた。廣東政府が思ひ切つて此荒療治をし出しても、列國は一寸手の下しやうもなく、事實上之れを默認するの已むなきに至つたと見ると、財政窮乏の點では廣東政府と甲乙なく、始終之れに苦しみ拔いて居た北方政府に同樣の處置に出づべき好箇の口實を與へた。然し北方政府は其對外關係から突然加稅實施も出來ず、一應は關係諸國に對して南方政府の例に倣ひ度いとの意を通じ、次いで各稅關に增徵方を訓令した。之れに對して列國は條約論を正面から振かざして强硬に反對した國も有り、反對は反對として公然之れを聲明し、實際は成行に任かせる外は無いと曰ふ議論もあり、其他色々の意見が有つた樣だが、何分廣東では現に實際徵收をして居るところと稅額も同じなれば、徵稅方法も同じである、廣東政府の處置に對してぶつ〳〵は言ひながらも如何ともしない、列國が北方に對してのみ斷乎として之れに反對することは公正を缺くと云ふ議論もあり、英國の如きは、對支政策緩和聲明でも旣に華府會議附加稅の卽時無條件承認を提唱して居る位であるから、列國の意見の纏まり樣が無い、そこで列國は各自の適當とする措置を取る外は無かつたが、結果は南北兩政府の增徵を默過することとなつた。獨り我國は斷然此の處置に反對し、安東及大連の兩稅關では所謂實力通關によつて舊稅額丈けを供託して力を以て兩稅關の通關を敢行した。目的は素より條約の神聖擁護である、苟くも國際條約に依つて明らかに定められてある事柄を、締盟國の一方に依つて勝手に改變し又は廢棄され得るものとすれば、國際平和も國際信義も有つたものでない事は言ふ迄もない。華府會議附加稅の徵收に付ては我國も同會議に於て主義として之れを承認した國の一つであり、今更ら之れに反對の有らう筈がない、支那特別關稅會議の際も我國は率先して其實施を提唱し、それが爲めに色々列國の意見取纏めに努力し、列國中最も自由主義の意見と態度とを表明した國であるから、廣東、北京兩政府の加稅の內容に付ては毫も反對が無かつた、唯問題は條約の威嚴を何處迄も保たねばならぬと云ふのがポイントである。支那にして若し正當の手續を履んで華府會議附加稅實施を提議し、正式に我國の承諾をさへ得て呉れれば、問題もなく我國はそれに應じたに極まつて居

る。然るに廣東政府は何等此事なく、北方政府は列國に對して承認方を求めたことは求めたが、其結着を待たずに附加稅のあの徵收である、我國が敢然として反對したのは當然であるのみならず、東洋の平和を確保し、東洋人の國際信賴を保つ上に於ても必要であつた。安東及大連丈けで實力通關をした理由は實力の行使し得る地域であつたと云ふことで盡きて居る、理論からすれば他の一切の港に於ても斯くあるべきものであるが、政策上かくすることが甚だ面白くないことは言ふ迄もない。

無理押が利くとの信念

財政上の壓迫

華府會議關稅特別附加稅の强制徵收に對する列國の態度が甚だ軟弱で、我國以外は認諾の態度を示し、支那側は列國に對しては無理押をすれば仕終うせると見ると、手荒な處置に對する一種の自信力が出た。且又新政府には新政治が必要であり、其後軍事が幸ひ收まつたとは曰ひ條、過去現在將來に亘つての軍費と政費とに多額の金が要る、其資源として最も有力なものの一つが關稅である。現に特別關稅會議の際列國は支那政府と協議の上七種の差等稅率を設けて、一億二千萬兩の增收を見込んだ程である、此時の稅率は比較的に低いものであつたから、稅率の定め方に依つては二億や三億の增收は決して難事では無い、こんな事から支那側は先づ關稅自主權の回復に向つて全力を注ぎ出したのであつた。而して支那の此計畫は外國側に存する利害の不一致の弱點をうまく突いたから比較的に容易に列國との間に取極が出來た。其最初のものは千九百二十八年七月の米支關稅條約で、一、米支間に從來締結され、且つ現に効力を有する諸條約に揭げられた一切の規定で、支那の輸出入稅、戻稅、通過稅及噸稅の稅率に關するものは之れを失効せしめ、完全な國家の關稅自主權の原則を適用する、但し締約國の一方は他の一方の領域內で、前記の事項並に之に關聯する一切の事項に關して別國に許與される待遇に比し、差別的ならぬ待遇を受けることを條件とする。二、何れの締約國の人民も他の締約國の領域內で其の輸入及輸出に際し、どんな口實を以てするも、該國の人民又は別國の人民の納付する所と異なるか、又は之より高い何等の關稅、內地課金又は租稅を徵收されることが無いであらう。三、前二項の規定は千九百二十九年一月一日から實施される、但し之れは華盛頓での批准交換が該期日迄に行はれた場合に限り、然らざる場合は批准交換後四月を以て實施される、と云ふ三項を規定した。此條約の從來の條約の關稅條項と異なるところは、片務的が雙務的になつたことである、自主權の承認は今更らのことでは無い、關稅會議でも米國は他國と同樣にこの自主權を原則的に承認し、其他の機會に於ても屢々聲明して居るから、何等目新らしいもので無いが、而かも此承認が最惠國待遇を條件として居るのであるから、事實上は千九百二十九年一月一日から施行される望みなんかは始めから無い、曰はば

千九百二十八年七月米支關稅協定成る

米支關稅協定も結局は原則的承認

之れも一種の原則的承認である。從つて支那としては此條約に依つて直ちに增稅と自主權回復の利益を得ることは出來ず、實質的の利益の享受は後日に取殘されたが、それでも之れが他の諸國を引摺つて行く手段ともなり、更に內政方面には至大の好果を齎らすこととともなり、米國としても主として形式的ながら支那に或種の恩惠を賣ることとなつた。次で千九百二十九年十一月には白耳義「ルクゼンブルグ」國同盟との間の暫定通商取極中で關稅問題をも規定した、規定の內容は大體米支關稅取極に類似のものである、又同年十二月には英支間の關稅取極が出來、佛、西、葡、丁、蘭、伊、瑞、諾、其他の諸國とも之と前後して大同小異の取極が出來た。此內には關稅のみに關する條約もあり、其他の事項を含むものもあるが、兎も角も關稅問題の關する限り國民政府は部分的に又は暫定的に不平等條約改締の目的に進み得たことは事實である。唯條約効力發生の時期が最惠國待遇保障に依つて將來に取り殘されたから、千九百二十九年一月一日から關稅自主權を恢復すると云ふ條項が無意味になつた迄である。

米支協定の効果

白支、英支其他の關稅協定續々成る

然らば我國は此問題に付いて如何なる處置を取つたかと云ふに、我國は最も早く支那に關稅自主權を主義として認めた國の一つであり、殊に特別關稅會議の際は會議劈頭から自由主義を最も多く發揮し、會議最初の我全權の演說中にも關稅自主權回復に關する支那の國民的要望の實現を目的とする合理的計畫に對し同情的且援助的考慮を加へるに躊躇しないと聲明し、會期中他國に率先して自主權享有の原則承認に斡旋し、其結果千九百二十六年十一月十九日の各國代表會議で「關係國は支那の關稅自主享有の權利を承認し、又現行條約上の關稅制限を撤去し、且つ千九百二十九年一月一日から國定關稅法を實施することに同意し、又支那は國定關稅法の實施と同時に釐金廢止を實行すべきことを聲明す」る旨の決議が成立した。此條項決定迄には關係諸國の間に隨分強硬な反對も有り、一時は到底成功覺束なしとさへ考へられたのを斯く迄に持つて來たのは、支那側委員の熱心の致す所であることは勿論であるが、日本側が列國の議を纏める爲めの非常な努力が無かつたならば、到底決議成立に至り得なかつたと思ふ。著者は關稅會議の事を考へる毎に、我最も敬愛する故佐分利貞男氏（當時は全權事務總長）の中正公平な對支態度を思出さぬことは無い。尤も右關稅自主承認條項は其後同會議に協定さるべき他の事項と共に本會議で調印される條約中に挿入される筈のものであつたから、關稅會議の中止と共に右條項は暗に葬られて終つたが、日本の支那關稅問題に對する方針は此時から一貫して變ることなく、國民政府が出來ても亦依然として此方針を持した、治外法權其他の不平等關係にある諸事項に對する我國の態度も他の諸國に比して毫も遜色なき自由主義を抱く事も亦屢々公式に聲明された所である、五卅事

日支關係如何

件の際の我國から支那に送つた公信丈けを見てもそれは明白である。我國は斯く支那の國民的要望に對して極めて同情ある態度を持して居たからこそ、早くも關稅會議の少し後から此主義に依つて通商條約全部の改訂の爲め北京政府と交涉を重ねたのであつた、然れども我國の方針は通商條約の全部的改訂に在つて、關稅等に付き個別的協定を爲すを不得策としたから、北京政府との交涉も通商條約そのものの改訂交涉であつた。而して我國が國民政府と此問題に付いて始めて正式交涉に入つたのは千九百二十八年七月の國民政府からの通牒に基いたのだが、此通牒に依つて國民政府は日支通商航海條約を滿期無效とし、新條約締結迄は七月七日の臨時辨法を適用することを通告し、猶交涉の爲め全權を派し、最短期間內に平等且相互主權尊重の精神を以て新條約を締結するからと申出でた。我國は素より平等新條約の締結に異存は無いが、先方の主張たる明治二十九年の日支通商條約の滿期失效は日本政府の到底承認し難いものであつたから、交涉の開始は勞頭から停頓して終つた。玆に條約解釋論をする積りは無いが、日支通商條約第二十六條には條款改正提議權のことを規定して、何等廢棄又は失效の規定が無い。そこで日本政府は國民政府に對して條約失效の主張に明白に反對を表明し、且つ臨時辨法などと云ふ一方的措置で日支通商關係を律せんとするのは猶ほ有效な現行條約の失效を强ひんとするもので、實に條約の正文に違反し、法

日支通商條約の效力問題

臨時辨法適用は不法不當

理解釋上將又國際慣行上有り得べからざることに屬するのみならず、國際信義を無視する暴擧であるとして、絕對的な反對を表明し、他方條約改訂商議そのものに對しては、日本政府は其の從前から屢々聲明した通り支那國民の輿望と日支間各般の密接な關係に鑑み、之れが商議に應ずるの誠意と用意とを有することを告げ、臨時辨法實施主張の撤回を勸告し、猶ほ「然らずして國民政府は依然現行條約の失效を主張する態度を固執するに於ては、帝國政府は條約改訂の商議に應ずること能はざるのみならず、更に國民政府に於て飽迄其の所謂臨時辨法を一方的に强行する如きことある場合には、帝國政府は條約上の權益擁護の爲め其の適當と認むる措置に出づるの已むなきに至ることあるべきを玆に宣明す」と念を押して居る。然しながら支那側は飽迄も自說を固持して下らず、爲めに通商條約改訂商議に入ることも出來ずに、双方の條約論戰が幾度か繰返された。然しながら民國政府がこんな問題に引かゝつて議論を重ねて居る間に、財政上の壓迫が日に益々加はつて、浙江財閥其他からの內債も意の如くならず、外債商議も亦思に任せず、是非共關稅收入の增加を圖らねばならぬ羽目に陷つた。處が米、英、佛其他の諸國とは關稅自主權承認の取極が出來ても、それは何れも最惠國待遇を保障して居る關係上、日本との商議が條約失效問題で捗取らずに居ては、關稅增徵の望が無い。そこで支那側は兎も角も關稅收入增加の爲め差詰め

日本政府國民政府に臨時辨法主張撤回迄條約改訂商議に入らずと通告

支那の新國定稅率の承認を求め、我國も大局的見地から之れを承認し、千九百二十九年一月末に至り暫行的措置として同年二月一日以後支那國改訂輸入稅率即ち七種差等附加稅の實施を認め、國民政府は兎も角も關稅に依る歲入增加の目的は達する事になつた、然し此れは他の外國と支那との取極のやうに關稅自主權を承認したと云ふのではなく、唯支那の稅率の適用を承諾した丈けで、支那の稅率は依然として協定稅率たるを失はぬものである。其後一方に於ては日支通商條約の商議に入る爲めに色々と話も進められたが、例の條約廢棄問題の爲め進捗し兼ねた。然るに其後間もなく日支關係が餘程良くなり、南京、漢口兩事件解決の見込も立ち、國民政府は條約廢棄問題に付き日本側の主張を事實上承認する意向を示すに至つたので、在支日本公使館から同年四月二十六日を以て支那政府に覺書を提出し、條約廢棄問題に對する日本政府の見解を繰返し、同條約は條約の文句上失効したものでないことを告げると同時に、國民政府の情勢變遷の原則に基く條約廢棄主張に對しては、此原則が國際間に於て法規上の原則として確定せるものでないこと、及び若し此原則を認めるならば、殆んど總ての條約は何時でも條約國の一方的意思に依り廢棄し得ることとなる旨をも指摘して、之れに反對し、日本は條約廢棄問題に對する從來の主張を扞げることが出來ぬが、他方速かに日支通商航海條約を改訂し度いから、新條約の完全に成立するまでは現行條約の條項に依り兩國の關係を律せんとする誠意を披瀝して、現行條約改訂の提議をするならば、日本政府は改訂交涉開始を受諾しやうと申入れた。之れに對し國民政府外交部は翌日附で回答を在支日本公使館に出して居る。之れに依ると國民政府は條約の效力問題に付ては前說を主張するが、本問題に關する法理上の爭執は既に貴我の諒解が有るから之を論じないと曰つて、誠意を示したから、日本政府は玆に國民政府との間に通商條約改訂の商議に入ることとなつて、同年五月支那政府は日支通商條約草案を提出した。然るに其後彼我の間に種々偶發事故發生して、條約交涉も豫期の如くに進捗しなかつたが、同年十二月支那側は主として財政上の理由により通商條約中特に關稅問題に付き至急解決し度い意嚮を示した。日本としては依然條約を全體として商議する方針であつたが、支那側の事情を諒とし、關稅問題を切離して交涉することとし、千九百三十年一月十六日から交涉を進め、五月六日に關稅協定の調印を了した。

日本遂に支那國定稅率を承認

條約效力問題に對する日支了解成る

日支通商條約改訂交涉始まる

日支關稅協定

關稅自主權承認

日支關稅協定本文、交換公文及議事錄から成り、本文は其の第一條を以て我國の輸出入稅率、戻稅及通過稅並に噸稅に關する一切の事項は各其の國法に依り律せらるべき旨を規定し、支那の關稅自主權を正式に承認した、其の結果支那は關稅の全部が協定稅率で動きの取れぬ境遇から兎も角も脫却し得た譯である。其第二條は輸出入貨物に對して課せられる關稅、戻稅、通過稅、

其の他類似の內國課金及噸稅並に右に擧げた各種課稅に關聯する一切の事項には即時且無條件の最惠國及內國待遇附與を規定したもので、輸出及輸入に付いての比較的細かい最惠待遇附與の規定が有る。此二個條が關稅協定の本體とも云ふべきもので、第三條以下は寧ろ技術的な條項である從に從に說明の要を認めない。次に附屬公文の第一で日支双方の特定貨物に付いて特別稅率を協定し、日本國領域內の生產又は製造に係る綿製品、水產物、小麥粉、雜品の對支輸入に對しては向ふ三ケ年間（雜品は一年間）の最高稅率を定め、支那國領域內で生產又は製造に係る夏布、絹織物及刺繡布にして日本へ輸入されるものに付ても亦同樣の規定を設けた。此稅率協定は所謂互惠稅率協定で、關稅特別會議以來我國は此問題に非常に重きを置き、遂に協定の成立を見たのは誠に喜ばしきことである。支那側は互惠稅率には獨り日本に對してのみならず、凡ての國に對して强硬に反對して來たものである。其結果英國の如きは遂に互惠稅率要求を引込めた程のものであつた、それにも拘はらず支那が我國に對して遂に之れを承諾したのは財政上の理由が有るには有つたが、日支國交の大局に顧みての大讓步であつたのであらう。右の外附屬公文は鮮滿陸境による輸出入貨物に對する支那側關稅三分の一減の制度を之を廢止した、此制度は大正二年鮮滿國境通過貨物關稅輕減取極及大正八年間島地方陸境關稅輕減に關する交換公文で設定されたもので、他方英佛兩國と支那との間にも亦陸境關稅取極が有つたが、後者に付ては英佛兩國との新關稅取極に依つて、英支間の分は千九百二十九年二月一日から、佛支間の分は三月三十一日限り之れを廢止することに決めた。然るに日本との間には前揭條約廢棄問題の紛爭等から久しく何等の取極をなす運びに至らなかつたのに業を煮やし、我國とは何の相談もなしに支那は同年二月廿五日から陸境特惠稅率を廢止することを突然告示した、そこで日本は已むを得ず安東で實力阻止の擧に出でたのであつたが、一般關稅協定の際に此問題が再び商議され、遂に千九百三十年九月十六日から之を廢止することになつたのであつた。次に關稅協定附屬文書で規定した重要な事項は釐金の廢止である、釐金廢止約諾が關稅增徵の條件として「マツケー」條約に始めて規定された、特別關稅會議に於ても自主權回復問題に關聯して、千九百二十九年一月一日迄に釐金廢止の決議となり、關稅會議不成功の結果それが出效に至らなかつたことは周知の事であるが、關稅協定交涉の際も自然廢釐が問題となり、遂に我國は公文を以て釐金、常關稅、沿岸貿易稅、通過稅及之れと類似の內國課金を成るべく速かに廢止するや否やに付支那側の態度を質し、支那側は之れに對して右急速廢止に付き折角努力中であること、及釐金に付ては支那政府は既に千九百三十年十月十日から之れを廢止する爲め國民政府令を發し、夫々手配中である旨を回答して居る、それと同時に無

即時無條件の最惠國條款挿入

互惠稅率協定成る

國境關稅減課廢止

釐金廢止問題

擔保又は不確實な支那の債務整理に關する協定をした。

支那は斯くの如くにして漸くの思ひで、關稅權に付いては其不平等關係を脫却し得たから、國民政府は日本との協定が濟むと殆んど直ぐに國定稅率を改正して、關稅自主權國としての最初の手ならしをした。支那の今日迄の關稅率は總協定稅率の時代は勿論、彼の七種差等稅率時代でも、新國定稅率施行の後でも、主として財政上の見地からの稅率の變動が有つたに過ぎぬが、將來は愈々內地產業保護の爲めにする稅率の加味される程度が恐らく年々增して來るものと考へられる。

支那國定稅率改訂

扨て支那は斯くて關稅權は回收し得たが、然しそれは不平等條約問題のほんの一部に過ぎない、其の次に努力されねばならぬ事は治外法權の撤廢である。支那政府に取つて關稅問題と治外法權問題とは重要さに於て甲乙前後の有るべき筈がなく、一切の不平等條約關係を一時に解決し度いのだが、關稅問題には速決の必要と事情が有つた事は旣に說いた、國民政府としては此問題が片付くと飽迄も治外法權問題に驀進せねばならぬ、そこで同政府は英、米、佛、蘭、伯、諾の六ケ國に對して千九百二十七年四月二十七日附を以て、此問題に關する通牒を送つた。此通牒の劈頭に於て國民政府は支那が巴里會議及華府會議に於て治外法權撤廢の希望を開陳したこと、支那の統一と國民政府の建設とに伴なつて關稅協定が出來て國交上の新時代に入つたことを告げた上、在支外國人

治外法權撤廢問題

千九百二十七年四月二十七日國民政府通牒

は司法事項を友好的平等の關係に置くことによつて支那に於ける其物質的幸福が一層促進されるであらうし、次いで治外法權は舊時代の遺物である許りか、支那の國際團體員としての進步を不必要に遲延させる制度であること、並に近年支那の司法制度の完備し、外國人の保護に缺くることなき事を說いた後、司法權の制限を一日も速かに撤廢せんとする支那の要望を表明し、且つ之れに對して即時同情ある考慮を加へ、支那をして其の領域內にある凡ての國民に對し、正當に裁判權を行使せしむる準備を整へることが出來るやうにして呉れと申送つた。此通牒には治外法權の即時撤廢の意味を明確には述べては居ない、即時同情ある考慮を加へて呉れ、支那に治外法權撤廢の準備を進めさせて呉れいと云ふに止まつて、果して關係諸國との協議に依つて撤廢を期する積りか又は一方的宣言に依る積りかは明言しなかつたが、通牒後間もなく發表された外交部長王正廷の聲明によると、國民政府が今回列國の內英、米、佛、蘭、伯、諾の六ケ國に對してのみ此通牒を發したのは、此等六國と支那との條約が猶ほ存續して居るからであるが、扨て嘗て支那で治外法權を享有したのは全部で十六ケ國、其內日本以下八ケ國は條約滿期の國で、旣に無條約關係に有るから別に撤廢に關する通牒を發する必要が無い、自余の二國は間もなく滿期となるか、又は旣に他國と共に治外法權を取消すことを旣に承諾した國であると云つて居る。此宣言から察する

通牒の意味合

と、國民政府は條約滿期以前の國に對しては一方的廢棄を不穩當と考へ、兎も角も其の承諾を得て治外法權を撤廢しやうとしたことは明白であると思ふ、關稅自主權問題に關する國民政府の措置から見てもそうでなければならぬ、然しながら國民政府は非常に撤廢を急がねばならぬ境遇にあつた、此事は前通牒文の中にも大體想像の付く樣に書いてある、然るに當時の事情から冷靜に考へるならば此問題は關稅問題の樣に比較的簡單に片付くものでない。そこで此通牒の有つた當時から外交通の間には交渉が長引いて國民政府の思ふ樣に行かぬ場合の同政府の措置振に付て色々の臆測も有つて、或は關稅自主權問題で用ゐた臨時辨法の方略を此問題に付ても亦取りはしないかとの懸念も相當強く、諸外國はかゝる場合の對策に付て色々と頭をひねつて居た。それは兎も角として前記四月二十七日付國民政府通牒に對する六ケ國の態度如何と云ふに、各國共極めて愼重に考慮し、夫々八月中に回答を發して居る。英國の回答には英國は千九百二十六年十二月の對支宣言及翌年一月の對支提議に依つて、支那國國民の合法的願望に合致しやうとする希望を有する事の具體的證據を與へたと說いた上、同一の方向で現在如何なる手段を採る事が出來るかを確かめる見地から、支那國政府と共同して治外法權問題の全般に亘つて之れを審査する意向であると告げた後に、治外法權撤廢に關する稍々具體的な意見を表示して居る。即ち英國は支那が泰西

支那政府の通牒に對する列國の態度

英國の時機尙早論

の法律原理を表象する法典を發布したこと丈けで治外法權撤廢を承認することは出來ぬ、爲政者も一般民衆も泰西の法律原理を了解し、且つ之れを受諾すること、及裁判が軍憲其他の集團及團體の手に依る干涉及指圖から免れることが肝要であると云ひ、尙ほ支那政府に對しては法權が撤廢されても尙ほ英國人の生命財産の安全を期し得べき具體的方法の提案を求めた、曰ふ迄もなく即時撤廢尙早論である。米國の回答も亦時機尙早論で、華盛頓會議の決議に基く支那司法制度調査委員會の報告書を採用し、該委員會の勸告が今尙ほ完全に實現されない今日の支那には對外國人關係訴訟を滿足に裁判し得る法廷が全く缺如して居る、故に米國政府としては該委員會の勸告の大部分が採用實施される迄は治外法權を撤廢することが出來ぬが、司法制度の改良進歩を條件として、地方別又は事項別に、又は双方に付漸進的撤廢を行ふ爲め交涉に應ずる用意ありと通告して居る。佛國も亦支那司法制度調査委員會の勸告に從ひ司法制度の改革に着手することが、治外法權撤廢の前提要件であるとし、右の如き改革が完成し、且つ現實に運用されるに到つて始めて治外法權が撤廢さるべきものであるとし、猶ほ撤廢の義務的對價として支那全土に於ける居住權、不動産所有權、營業權等に付き支那人が佛國で享有するものに匹敵するものを得ねばならぬと云つて居る。其他の

米佛兩國は支那司法制度調査委員會の勸告の大部分採用を撤廢條件とす

佛國の求めた代價

三國の回答も亦即時無條件撤廢に反對の意を表して居る。支那は列國の態度が極めて強硬であることに驚いて、九月の第二回の通牒となり、更らに十一月の第三次通牒となり、其都度各國から夫々回答を發して居るが、要するに支那側の即時無條件撤廢に對して、外國側は漸進的撤廢を主張し、双方の意見の合致は到底不可能なるを思はしめた。支那側は交涉の進捗せぬことに付て大に焦慮し出した、そして一方的廢棄の非公式宣傳らしいものが、其頃から新聞雜誌等に弗々と出始め、千九百二十九年十一月十二日の上海諸新聞には、南京政府が千九百三十年一月一日を期して治外法權撤廢宣言を發することに決意した旨を報じ、更らに同月三十日收回法權準備委員會は國民政府が領事裁判權撤廢問題に關し英米駐在公使をして兩國政府と交涉せしめつゝある外、其他の各國とも目下交涉中であるから、司法院及外交部も積極的に法權撤廢準備をして、明年元旦には右撤廢を宣布し、宣布の方法は國民政府之を決定すべきであると決議し、十二月四日の中央政治會議でも、翌年の元旦から治外法權撤廢を一般に宣言して居る。斯くて國民政府は精々撤廢準備を進めると同時に、屢々其旨を宣傳したのは、一つは關係諸外國に對する交涉促進の一方略とするに在り、一方では之れを對內策に利用したものであることは勿論である。然るに國民政府の此種宣傳には對內的には非常な好反響を與へ、國民政府の人氣は益々加はつたが、關係列國側の態度は餘り芳ばしいものでは無く、千九百二十九年の夏頃から在支列國公使方面からの反對意見が弗々と現はれ、內には非公式に政府から支那側に一方的廢棄の不得策を說いた向もある。然しながら國民政府は後退の意思なく、又今更ら後退は出來ず、千九百二十九年十二月頃に先づ在外使臣をして各國政府に對して、千九百三十年一月一日から一律に治外法權の撤廢を斷行する旨を通告せしめ、次で同月二十八日を以て撤廢令を公布した。其の大要に「凡そ統治權の完全な國に在つては、其國に在留する外國人民は、本國人民と同樣に其國法律の支配及司法機關の管轄を受くべきものであるが、支那は領事裁判權の束縛を受けてからもう八十餘年に及び、國家の法權は外國人に及ぶことが出來ぬ、玆に我が固有の法權を恢復する見地から、民國十九年一月一日以降凡そ支那在留の外國人民にして現に領事裁判權を享有するものは、將に一律に支那中央政府及地方政府が法に依り頒布する法令規章を遵守すべく、行政院をして主務機關に轉飭し、至急實施辦法を起案し、立法院に廻付して審議させることとした」と云ふのである。此命令の發布から四日目に王外交總長が新聞に「ステイトメント」を發表して、命令の趣旨を敷衍說明して曰ふのには、領事裁判權は實に尋常の外交問題に比すべきでない、其支那人民に關係する所極めて深酷なるものが有るから支那政府に取つては同時に一重大內政問題である、然るに支那政府には民國十九年が最も重要な時

國民政府切りに對列國通牒を發す

支那の即時撤廢主張と列國の漸進主義

支那側一方的撤廢を仄かす

同收法權準備委員會決議

列國何れも一方的廢棄に反對の意向を洩らす

治外法權撤廢令公布

期であるから同年元旦から領事裁判權を撤廢して支那の主權を恢復することに決した。支那政府は各關係國の已に表示したる同情と確實なる聲明とに鑑み、此等の各國は前述の原則に付支那と意見を異にすることなかるべきを深く信じ、且つ政府の現に準備中の辨法に對して若し意見あらば、相當期間內に共に審議しやうと思ふ。故に國民政府今回の命令は實に一種の段階であつて、常に誤解を生じ易い原因を除去すると共に、內外人民の良好な關係を增進しやうとするに出たものである。と、此王部長の聲明を見て直ぐに感ぜられる事は、治外法權を一方的に廢棄することの正當な理由を見出すに困つて、此權利は外交問題であるが同時に重大な內政問題であるとの極めて苦しい理窟を付けて居ること、及一方的廢棄とは言ひ條外國側との相談の餘地を作つて、協議による廢棄の意向を夫れとはなしに洩らしたことである。現に之れより少し先きに國民政府から關係諸國に對して法權撤廢に關する交涉開始方を求めて居り、又右決定と同時に國民政府は在外使臣をして其駐劄國に對して公式に治外法權撤廢令公布の事實を通告せしめると同時に、同令實施に關しては列國と商議し度いから速かに全權委員を任命して吳れと申込んで居る。實施に關する商議とは取りも直さず撤廢實行が國際商議の結果に依つて決せられる意味で、此點から見て前顯支那政府の一方的治外法權廢棄命令は、對外的と云はんよりは、寧ろ內政上の必要から爲された一種の策略でもあると見る方が確かであらう。右國民政府の治外法權撤廢令發布に關する列國の態度は殆んど例外なしに絕對反對であつた。先づ英國の態度から述べると、同國は支那の第三次の治外法權撤廢交涉督促の通牒に對して既に一方的廢棄に强い反對を表明し、國民政府まで公文を以て、治外法權問題を漸進的に解決する爲めに必要な司法上及行政上の調整が友誼的商議に依つてのみ實現され得ること、千九百三十年一月一日迄に交涉を纏めることなどは出來得べきことで無いから、英國は同日を以て主義上治外法權の漸進的撤廢の手續が開始された日と見做し、細目協定の爲め交涉を開始する用意あることを告げて居るが、それにも拘はらず國民政府が撤廢命令を出したのを見ては、英國の主義は毫も變らぬが、兎も角も出來得る限り急速に交涉に入ることを得策とし、支那政府に對して公文で申入れた事に依れば、英國人民の地位特權に關する條約規定は、交涉の結果關係條約の修正に付き兩國間に意見の合致を見る迄は完全な効力を繼續する次第を一切の地方官に嚴命せよと要求した上、千九百三十年の一月初旬から愈々南京で交涉を開始した。又佛國は國民政府の廢棄命令に對して抗議し、双方の協議を以てせずに二國間の條約を勝手に廢棄するを違法であるとし、右命令は佛國國民の關する限り適用のないものと認め、斯くの如き國際義務違反に對しては佛國政府は自國民の權利保護の爲行動の自由を持つと宣言した。支那が現に

撤廢令に拘はらず國民政府列國に交涉開始を求む

治外法權撤廢令に對する英國の態度

佛國は撤廢令佛國人に適用なしと答ふ

各國皆反對

條約關係の存續するものと認めた其他の四ケ國の態度も亦皆一方的廢棄を違法とすることに意見が一致し、或は其旨を公然支那側に通達し、或は條約の解釋論を基礎とし他日實際問題の生じた場合に抗議する方針で一時撤廢令を默殺した。而して支那が條約滿期と認める國の態度は、條約の正文上滿期となつたことの明らかな國に付ては、治外法權に關して何等法的根據が無いのである から問題は無いが、既に支那側との間に治外法權撤廢を條約を以て承認した諸國、例へば白、丁等の諸國は態度必ずしも合致せず、或は直ちに撤廢の細目交涉に入つたものもあり、或は法文の規定上(例へば千九百二十八年十一月の白支新條約には、千九百三十年一月一日から治外法權撤廢を認めると同時に、附屬交換公文を以て、右期日前に支那政府は白耳義國民に對する裁判權の回收に關し白耳義國政府と細目協定を爲すべく、右期日迄に前記協定成立の運に至らない場合には、白耳義國臣民は爾後現に支那國に於て治外法權を享有する列國の過半數が之れを拋棄するに同意すると同時に、直ちに支那國の法令及裁判權に服すべきものであると云ふ意味の規定がある)所定の期日迄に組目協定が出來ず、又華盛頓會議參列諸國の間に治外法權が未だ撤廢されぬことの理由で、一方的廢棄命令は各自國民には全然適用が無いと解釋した國もある。斯くの如くにして國民政府の法權撤廢命令は對內關係に於ては相當の效果が有つたが、對外的には却つて列國をして支那に對する反感を挑發し、其態度を益々强硬にしたのが落であるが、それでも實際上の交涉を急がせた一原因となつたことは否むことが出來ぬ。然しながら外支双方の根本方針が急進と漸進とに分れて居る以上、双方又は一方からの歩み寄りが無い限り交涉進展の見込の無いことは勿論である。

第三章　露國の亞細亞への再歸

看板の塗替

最近支那の國際關係に最も大きな影響を與へた事柄の一つは露國の亞細亞への歸來である、帝制の侵略主義的露國が「ソヴイエト」共和國露西亞になつて、看板が被壓迫民族の解放なる立派なものに塗り代へられ、再び亞細亞大陸へ喰入つたことである。

世界革命が目的

「ソヴイエト」露國の國是は世界革命の實現であり、萬國の無產階級を統一して、勞農獨裁の世界國家を造ることである。今更ら「レーニン」だの「トロツキー」だのの、「ソヴイエト」露國建設以來の革命鼓吹の行動を批判する迄も無く、「ソヴイエト」露國の首腦者は常に此理想實現の爲めに邁進し、目的に手段を擇ばず、粉骨碎身の跡は誠に物凄いものである。彼等の目的とするものは世界の全部の赤化で、獨り極東には限られて居らぬ、然しながら其內でも彼等の最も重きを置くは歐洲の赤化である。されば「ソヴイエト」露國は建國早々から世界大戰後の世界的不安に乘じて殆んど歐洲の凡ての國凡ての地方に其魔手を伸べ、戰前からの共產主義は勿論のこと、新附の同志等は之れが爲めに勇往直進した、就中世界大戰の時帝制露國の敵側に立つた中歐同盟國人にして、戰時中俘虜として露西亞に在つた者の內で、「ソヴイエト」露國の主義と制度との前に赤色教育を受けて歸國した多數の人々は、新たなる無產運動指導者として極めて重要な役割を演じ、「バイエルン」や「ポーランド」や其他二三の國で一時彼等の運動は成功して「ソヴイエト」の建設を見たけれども、世界不安の落付き、反動勢力の勃興、共產運動の未熟其他の理由から折角出來た二三國の「ソヴイエト」政府も敢へなく顚覆する、其他の國でも政府當局から手酷い彈壓を受けて芽の出る遑が無い許りか、「ソヴイエト」露國の無遠慮極まる赤化宣傳と革命煽動とは各國を驅つて對露聯合に進ましめ、「ソヴイエト」露國は遂に周圍の諸國から經濟封鎖を喰つて大に困り抜いた。當時「ソヴイエト」露國は所謂戰時共產主義時代で、土地產業の國有制度を實行して、農民には自ら耕作し得る程度の土地を分與し、作物の自家消費量以外は全部之れを國家に沒收する制度を取つて居たが、此制度は農民から耕作に對する興味を奪つて農產物の產額が非常に減少し、加ふるに國內の大不作も有り、露國民は食ふに物なく、着るに衣なき苦しみを嘗めて居た際であるから、前記の對露經濟封鎖は甚だしく露國を苦しめ、內亂至る所に起つて、流石の「レーニン」も遂に新經濟政策の採用の餘儀なきに至つた位である。されば此頃になつては「ソヴイエト」露國は內部の整理に忙がしく、歐洲諸國に對する赤化宣傳及共產革命運動成功の見込

「ソヴイエト」露國歐洲赤化に失敗して東方に轉ず

が無くなつて居た。然るに亞細亞地方は如何と云ふに、世界大戰以來殊に盛になつた民族思想が歐米諸國の政治上並に經濟上の羈絆からの脫却運動を益々熾烈ならしめ、波斯と曰はず、印度、「アフガニスタン」と曰はず、何れも民族解放の聲に滿ち充ちて居た、「ソヴイエト」露國の喰入るには持つて來いの好機會である。そこで露國は千九百廿年六月の共產「インターナショナル」第二回萬國大會に於て早くも民族及植民地對策基本案を作り上げて、同「インターナショナル」の對弱小民族及對植民地政策の根本義を定め、(一)民族の不平等狀態を打破する爲めには資本主義に打勝たねばならぬが、それには各國勞働階級相互の接近を圖らねばならぬ事、(二)「ソヴイエト」露國は植民地及被壓迫民族解放運動者を味方に引入れねばならぬ事、(三)「ソヴイエト」民族の聯邦を組織し、「ソヴイエト」露國を過渡的の中心團體とすること等を定め、其外共產「インターナショナル」が先づ支那及印度の革命運動との相互關係を付けねばならぬこと、歐洲資本主義國が植民地から搾取する暴利を奪ひ、世界革命の勝利を得る爲め、植民地と勞働者とが解放運動に協力せねばならぬこと、植民地革命は其第一步に於て外國勢力を驅逐することであること、東洋各地に勞農團體を組織して「ソヴイエト」共和國の建設に邁進させねばならぬこと等も定めて居る。此等の決議は「レーニン」自身の起草である丈けに、之れが「ソヴイエト」露國其後の對東洋方策の根幹と

「レーニン」の民族及植民地に對する基本案

成つた。此會議から間もなく亞細亞民族大會が開かれたり、其他の共產主義者の會合で、東洋進出の各種の決議や宣言が出來、他方東洋人を共產主義的に教育する東洋勞働者共產主義大學や孫逸仙大學なども設立されて、東洋に於ける共產主義運動の鬪士養成の爲め多額の金額を費やして居る、其志や知るべきである。

「カラハン」宣言が最初の公然の呼かけ

「ソヴイエト」露國の支那への呼かけは「カラハン」宣言から始まつて居る。第一回の「カラハン」宣言は千九百十九年七月二十五日に露都で發表され、「凡そ一切の民族は其の內部的生活の自由を持たねばならぬ、勞農露國は嚮きに帝制露國が日本支那及前同盟諸國と結んだ一切の秘密條約の無效を宣言した。之等の諸條約は帝制露國及其の同盟國が東洋の人民就中支那の人民を資本家金融業者及び露國將軍連丈けの利益の爲めに脅迫し、又は買收して彼等を奴隸にしたものである。「ソヴイエト」は千八百九十六年の條約、千九百一年の北京議定書及千九百七年から千九百十六年迄に日本と結んだ一切の協約を廢棄する目的で商議を開始することを勸誘する。「ソヴイエト」露國政府は支那から滿洲其他の領土を奪取した帝制政府の一切の侵略を拋棄することを充分了解させる目的で、東支鐵道及鑛山森林等の利權其他一切の利權を無代償で支那に還附し、團匪賠償金を拋棄し、露國人の治外法權を拋棄する。此等の目的の爲めに「ソヴイエト」露國は支那と商議

を開始したい」と曰ふのが其要領である。其翌年になつて更らに第二回の「カラハン」宣言が發表されたが、これは第一回宣言を更らに具體的にしたもので、内容に於ては兩者共大差の無いものである。一體「ソヴイエト」露國が東邦諸國に喰入る最初の手段は、何時も帝制時代の侵略拋棄と民族自決の擁護の聲明である。波斯にも此手を用ゐた、「アフガニスタン」にも此手を用ゐた。他國に付ては措て問はず、支那に關して此宣言を出した目的は何であるかと見ると、大體三つある。第一が支那の學生運動者を「ソヴイエト」露國と密接に結付けることである、當時支那では國民運動の最も盛になり出し、歐米帝國主義國に對する反抗氣運が擡頭し、殊に日支軍事協定や西原借款問題、山東問題等に刺戟されて、反日運動に最も多く精力を注がれた時であり、且つ之れが支那の内政問題にも聯關が有つて物情騒然たるものが有つた、此間に在つて學生は最も多くの直接行動の役割を演じたが、彼等の牛耳を取つて居た者は北京大學の學生で、而かも其内の共産主義者及同主義臭味の者は中國勞働組合書記部を作つて、此騒動に内に在つてに盛に同志を糾合し、反帝國主義運動及無產動運に從事して居た。「ソヴイエト」露國は最も多く此書記部に目をかけ、彼等の運動に對して種々間接な援助を與へ、之れを利用して支那赤化の中心團體とすることを最も手近な方法とした。然るに此書記部中には「ソヴイエト」露國に行つて來た主義者

學生運動者の籠絡

「カラハン」宣言の目的

中國勞働組合書記部の手入れ

も居るには居たけれども、全體から見れば雜多な分子の集合體で、「ソヴイエト」露國の思ふ通りに全部動くものでは無かつた。一體「ソヴイエト」露國の諸外國に於ける無產運動者を利用する方法は、各國の團體と聯盟關係に立つことを避け、常に露西亞の共產「インターナショナル」の支部として之れを自由に動かすことを理想とした。それであるから「ソヴイエト」露國から見れば中國勞働組合書記部は或程度迄は露國の對支活動に利用することが出來たとは云ひながら、他人行儀のお友達で、甚だ喰足らぬものであつた。そこで、露國は此書記部の共產主義者を中心として是非共自國藥籠中の團體を作ることを最も緊要事とした。然し「ソヴイエト」露國は帝制露國時代からの惰性もあり、赤色主義に對する一般的の嫌忌若しくは無關心もあり、支那の對露感情は決して良好なものではなかつた、「ソヴイエト」露國は是非とも之れが人氣轉換策を講じて、支那大衆の心を自國に引付けねばならぬ、それには當時支那の若い連中の夢中になつて居る民族運動を指導し、奬勵することが最も近道であり、支那の大衆の對露好感を築上げるには此方法以外に良法は無い、そこで彼の第一回「カラハン」宣言となつた。此宣言は「ソヴイエト」露國の豫想した通りに支那の若い人々の間に可なりの反響が有つて、親露風潮が支那人の一部に相當高まつた。そこで露國は此機を逸せず、矢繼早に第一回宣言を敷衍し具體的にした第二回の「カラハン」宣言を公

「ヤングチヤイナ」の人氣大に揚る

表した。第二回の宣言は第一回宣言と内容に於ては變化が無くとも、短期間内に二度も引續いての自由主義が一國の政府から正式に公表されたことであるから、支那人の對露感情は更に高まつて來たことは勿論である。但し支那人の人氣と云つても、露國の覗つたところは無産大衆であるのだが、當時の支那には無産大衆に「ソヴイエト」露國の自由政策を受入れ得る程の組織も訓練も無かつたから、結局露國は若い支那人有識階級の人氣を攫つたと云ふことになる。然るに當時の支那は學生運動の最も徹底した時代で、彼等は集團の力を以て政府をすら引摺つて行つた際であるから、此方面に於ける「ソヴイエト」露國の人氣の向上は露國に取つて極めて有利なことであつた。此氣勢に力を得た「ソヴイエト」露國は腕つこきの「マリーン」等を支那に送つて中國共産黨結黨に對する現場の指導に任ぜしめ、次いで之れを共産「インターナショナル」の支部として終つた。斯くて勞働組合書記部の利用から共産「インターナショナル」の支部としての中國共産黨の造成に進んだ「ソヴイエト」露國は、愈々支那に於ける活動の正系的な機關が出來て、後日の大活動の素地を作つた。元來共産「インターナショナル」なるものは、千九百十九年の「モスコウ」で開催の共産主義者國際會議で設立された世界各國共産黨の總本部であり、設立の形式から云へば各國の共産主義者が相談の結果出來上つたものとなつて居るが、事實「ソヴイエト」

中國共産黨結黨と其共産「インターナショナル」との關係

露西亞共産黨のお膳立てで、「ソヴイエト」露國の世界革命の道具として作られたものであり、此千九百十九年の會議で決められた共産「インターナショナル」の指導精神等にも、一切の國に對して露西亞を手本として無産階級政權を樹立せよと命じて居る。一體此「モスコウ」會議は名は國際會議であるが、實は「ソヴイエト」露國共産黨員に依つて萬事切盛りされて居たものである。次で千九百二十年の共産「インターナショナル」大會の時からは愈々「ソヴイエト」露西亞の指導地位は確認され、爾後共産「インターナショナル」の幹部及事實上の指導者は全部「ソヴイエト」露國人に依つて占められ、「インターナショナル」としての方針綱領及各支部に對する本部としての諸命令は、盡く「ソヴイエト」露國共産黨獨自の發意で發せられて居る。尤も苟くも「インターナショナル」と云ふ以上各國共産黨の「インターナショナル」に於ける發言權を全く否認することは出來ぬ。現に共産「インターナショナル」の最高機關たる大會には何れの國の代表者も出席して意見を述べ且つ採決にも加はることが出來ることになつて居るから、大會の決議は即ち各國共産黨の意見の合致したものであると云ひ得ることになつて居るが、實際はそうでない、例へば各國代表者の大會に於ける投票數は各國の黨員數と其國に於ける共産黨の政治的重要性とを基礎として大會で極めることになつて居る。處が今日共産主義の政治的に最も重要な地位を占め

共産「インターナショナル」とは何か

て居るものは言ふ迄もなく「ソヴイエト」露國であり、其他は之れに比べるとてんでお話にならぬ程の體たらくである、黨員の數に於ても「ソヴイエト」露國が懸離れて多數を句含して居るから、大會に於ける投票數は「ソヴイエト」露國側に於て大多數を占めて居る。加之主義者としての閲歴名望から曰つても、共産「インターナショナル」に於ける其後の實際の仕事振りから見ても、「ソヴイエト」露西亞共産黨の連中が國際機關であるべき共産「インターナショナル」を我物顔に左右して居ることは明白な事實である。共産「インターナショナル」最高機關が全然「ソヴイエト」露國側に依つて動かされて居ると同時に、世界大會の開催されて居らぬ間の最高機關たる共産「インターナショナル」中央執行委員會に於ても殆んど同様な關係が存續する。而して共産「インターナショナル」と各國共産黨との關係は本部と支部との從屬關係であり、支部は本部の命令に對しては絶對服從の義務を負はされ、各國の團體は本部の決定意見に對して異議を申入れることも許されなければ、批評を加へることも全く不法とされて居る、であるから共産「インターナショナル」の命令、言ひ代へれば「ソヴイエト」露西亞共産黨の專斷する命令とし曰へば、それが假令現場の事情に合はうと合ふまいと、實行が困難であらうと、なからうと、支部が何處迄も之れを實行する義務有りとされて居る。之れを「アムステルダム、インターナショナル」邊

共産「インターナショナル」と各國共産黨との關係は絶對命令服從の關係なり

りの各國勞働組合との間に平等な聯盟關係にあるものとは組織方法が全く違つて居り、後者の民主的組織に對して前者は飽迄專制君主式である。「ソヴイエト」露國の利益を基本とした所謂世界革命運動を以てして居る。さて活動せねばならぬ不利益な立場にあり、黨員も少なく、熱力も微々たるものであつたことは論が無いが、「カラハン」宣言に依り作り上げた支那の若い「インテリゲンチヤ」間の「ソヴイエト」露國の人氣を利用し、巧妙な宣傳と細胞組織とに依つて深く支那大衆に喰い入るべき根據が玆に成立つに至つた。「カラハン」宣言のもう一つの目的は歐米資本主義國の支那に於ける勢力の掃蕩である。「ソヴイエト」露國の支那への出現は他の諸强國に比すれば時期が非常に遲れて居る丈けに、尋常一樣の太刀打ちでは到底勝味が無い、そこで全力を擧げて此等の國の支那に於ける勢力又は地位を打毀さねばならぬ、それには此等の諸國の支那に於て現に取つて居る政策とは全く行き方を異にして、其の不人氣の裏を行かねばならぬ、百の努力もさしたる郊果の有らう筈が無い、之れが特

「ソヴイエト」露國の支那赤化の初頁に成る

歐米資本主義國の支那よりの掃蕩

に「カラハン」宣言を必要とした一つの理由である。蓋し歐米資本主義國の勢力を東洋から驅逐することは、曾に「ソヴイエト」露國の對東洋政策の實行に必要缺く可からざるのみならず、資本主義國の資源を涸渇せしめて、以て歐洲に於ける無產革命の實現を容易ならしめやうとの魂膽も多分に含まれて居ることも亦輕視することが出來ぬ。而して「ソヴイエト」露國の先づ攻撃の矢を向けた國は日本で、日本が西比利亞から全く撤兵してからは主として英國を目の敵にして攻撃し、支那の民論も亦大體之れに追隨して居た。此等の點に付ては大體本書第二章に述べたから繰返さない。第三の「カラハン」宣言の目的は「ソヴイエト」運動である。露西亞と支那との國交は革命以來全く絶えて居たのみならず、支那には革命後も依然として帝制露國から任命された公使や領事官が居て、從前の職務特權を行使し、相變らず白系露人が東支鐵道を管理し、又支那は白露人を矢張り立派な露國人として取扱つて居た。然るに此等舊露國官吏や白露系の露人は「ソヴイエト」露國とは敵味方同志であり、常に反「ソヴイエト」運動の原動力であつた、彼等は最早本國を持たぬ人々であつたが、支那が「ソヴイエト」露國の成立後も彼等に舊地位を認めて居た結果、彼等は支那政府から團匪事件賠償金の年次償還金や借款元利の支拂を受け、又は東支鐵道の益金の處分權を利用して、充分と迄は行かずとも、相當潤澤な

「ソヴイエト」露國の日英兩國攻撃

露支國交開始希望

支那に於ける白系露人の活動と「ソヴイエト」露國

運動資金を持つて、反「ソヴイエト」運動を續けた、それが赤露の支那に於ける活動を如何に妨害したかは多言を要せぬ。されば「ソヴイエト」露國は「カラハン」宣言によつて支那に近付き、國交を開始して以て之等白露系の露人の活動を不可能ならしめやうともした。

「カラハン」宣言の影響

「ソヴイエト」露國が「カラハン」宣言を出すに至つた主要な動機は以上の通りであるが、之に對する支那側の態度は、學生及國民運動に從事して居た連中其他の一部若い支那人の間の人氣を煽つたが、其外の方面には甚だ不人氣であつた、之れと曰ふのも彼等は「カラハン」宣言を以て支那赤化の準備行爲と認めたからである。殊に當時北京其他で實勢力を持つた人々には、「ソヴイエト」露國が甚だ嫌であつた、赤露は支那に於ける封建勢力の打破を支那共產黨に敎へ込んで居たこと、共產主義實行と彼等の勢力維持とが相容れぬこと、外蒙に於ける「ソヴイエト」露國の侵略方策を見て居ること等の理由から、「ソヴイエト」露國に對して好意を持つことが出來なかつた許りでなく、寧ろ白系露人を利用して「ソヴイエト」露國が西比利亞から南下することを喰止めるを利益とさへ考へた向も有つた、從つて「カラハン」宣言が出たからと曰つて、彼等は直ぐに露國と結付くには餘りに注意深かつた。又當時の「ソヴイエト」露國は內憂外寇交々至つて、國交極めて艱難の時代であり、政權を保持し得るものやら得ぬものやら皆目見當が附かぬ際であ

るから、迂濶に之れに接近することは末が恐ろしい、加之日英米佛等諸強國の對露態度は決して友好的のものではなかつたから、此方面の思惑や感情をも考慮せねばならなかつた、彼れや此れやから支那當局の對露態度は決して友誼的ではなかつた。然しながら其後「ソヴイエト」露國は愈々西比利亞を統一し內部關係も改善され、對外關係も幾分見直すに至つて、支那の對度も之れに連れて自然と變動し、支那は遂に帝制露國の外交官及領事官の職務執行を停止し、團匪賠償金の支拂を留保し、且つ天津及漢口に於ける露國專管居留地を將來露國に正當な政府の出來る迄一時支那政府に預かると曰ふ名義で之れを回收した。之れは「カラハン」宣言の直接の効果ではないが、此宣言が元になつて、之れを利用しての支那側の利權回收方策となつて現はれたものとすれば、必らずしも無關係では無いのみならず、爾後白系露人は活動資金を絕たれ、其の反「ソヴイエト」運動が急激に減却したことは「ソヴイエト」露國の覗つた壺である。而して「カラハン」宣言の覗つたもう一つの壺であるところの、歐米資本主義國に對する支那の人氣の變動の有無を檢するに、之に付いても亦或程度の成功を認めぬ譯には行かぬ。惟ふに歐米諸國の最近の對支態度は大體から見て現狀維持政策の範圍を出でないが、然るに「ソヴイエト」露國は「カラハン」宣言に依つて現狀の根本的打破を企て、資本主義國の打倒、帝國主義打破の旗印は、何れも此等諸國に對

支那政府帝制露國任命官吏の職務執行停止す

歐米資本主義國反對氣運益々高まる

する總括的な挑戰であり、支那人をして益々強く歐米諸國に對する反對運動に精進せしめたのであるから、列國は是非共之れが對策を講ぜねばならぬ羽目に陷らされた。然し列國間の協調は世界大戰直後から全く破れて居たから、「カラハン」宣言が出て、露國が支那に活動し始めたからと云て急に協調が出來ず、自然てんでんばらばらの對策となつた。然るに是等諸國の執つた對策なるものは支那に取つては甚だ不滿足で不徹底なものであつたから、徹頭徹尾自由主義をふりかざした「ソヴイエト」露國の壓倒的な宣傳に對抗し得るものは一つもない、高々が嫌々ながらも支那の御機嫌を取る位が落ちである。而かも此列國の銘々勝手な所謂對支自由政策は益々列國間の反感や誤解を高め、列國は支那に對する對策を講ずる以外に更らに列國相互の牽制や排除やさへも企てた例が決して少なくはない。それが爲め「ソヴイエト」露國の地位を益々有利になり、列國は自ら自分の威嚴と權威とを傷けたことが決して少ないとは曰はれない。

「カラハン」宣言の對支外交舞臺に於ける効果は大體以上の通りであつたから、「ソヴイエト」露國は第二段の方策として正式の代表者を支那に送つて、一方は支那との國交を回復すべき外交的任務を果させ、他方中國共產黨及其の周圍の連中を現場で指揮させやうとした。然しながら「ソヴイエト」露國の對支活動は活潑になればなる程、支那官憲及有產階級間の同國に對する危惧は

依然として強く、支那には露支國交開始の氣分も準備も出來て居なかつた、殊に「ソヴイエト」露國とは地理的に最も重大な關係を持つ可き滿洲の張作霖は非常な露國嫌であり、赤化宣傳防止を以て其最大の政策とさへ考へて居たから、兩國の國交回復の如きは同人に取つては誠に思ひもよらぬことであつた。そこで「ソヴイエト」露國は自ら其代表者を支那へ送つても、到底國交開始が出來ぬと見て、表面は「ソヴイエト」露國とは別個の存在を有する極東共和國から代表者を派遣するを便とし、同共和國代表者「ユーリン」の北京派遣方に付き、先づ同共和國をして支那政府に交渉させた。元來極東共和國は「ソヴイエト」露國が西比利亞統一の方便からと、對外政策の見地とから緩衝國として西比利亞地方に作つた一共和國であり、表面は共產主義國家で無い事にしてあるが、事實は「ソヴイエト」露國の傀儡であり、近き將來に於て「ソヴイエト」聯邦の一邦となる豫定で作られたのであるから、「ユーリン」は直接には極東共和國を代表し、事實は「ソヴイエト」露國を代表する筈のものであつた。然るに此の交涉を受けた支那政府は、露國の眞意を察して極東共和國代表者の受諾を欲せず、唯使者を庫倫に送つて、同地で「ソヴイエト」露國側の用件を聞くことにしたから、露國の謀略は一時不成功に終らうとした。然るに其後間も無く北京には安福派の政府が仆れて、直隸派政府之れに代り、對露態度にも自然變更が有つて、同政

「ユーリン」を支那に送る

府は遂に非公式の資格で「ユーリン」の入京を承認した。第二回「カラハン」宣言の出たのはそれから約一ケ月の後である丈けに、「ユーリン」の主たる任務は此宣言を道具に支那の極東共和國及西比利亞各地の他の政權との國交關係を開始し、間接に「ソヴイエト」露國との國交をも開くに在つた。而して「ユーリン」は極めて確實に此任務の遂行に力めたにも拘はらず、時未だ至らず在支約一年弱で何事をも爲し得ずして歸國した。之れに代つて來たのが「パイクス」一である、此時は支那側にも「ソヴイエト」露國に對する態度の緩和著しいものが有つたから、同人は「ソヴイエト」露國の初代の代表者として非公式に北京に乘込んだ。然し彼も亦「ユーリン」同樣對北京政府交涉に付ては外蒙問題に累せられて、何事をも爲し得ずに引揚げねばならなかつたが、支那共產主義者の操縱には或程度の功績を殘して居る。それは當時支那にあつた社會主義青年團から共產主義者以外の分子を排除して、少年共產「インターナショナル」は「モスコウ」に在つて、共產「インターナショナル」云ふ迄もなく少年共產「インターナショナル」の支部としたことである。

「パイクス」來る

支那社會主義青年團と少年共產「インターナショナル」との關係

の補助機關で、十四歲から二十歲迄の共產主義青年を基礎とする國際機關である。之れは各國に支部を置き、本部支部の關係は、共產「インターナショナル」と各國共產黨との關係と同樣に、命令絕對服從の關係で、青年「インターナショナル」と共產主義「インターナショナル」とは全く

從屬關係であり、後者は前者の指導と節制の下に立ち、共產「インターナショナル」の青年に關する仕事の一部を擔當して居る。此外共產「インターナショナル」の補助機關としては共產主義少年同盟の中央機關たる國際少年事務局、「スポーツ」を利用しての共產主義宣傳機關の赤色「スポーツ、インターナショナル」、共產主義勞働者團體の世界的の中央機關として、赤色勞働組合「インターナショナル」、同主義婦人の國際機關たる國際婦人書記局などが有り、此等諸機關の支部の支那に出來たのはこれよりは少し後の事であるが、「パイクス」は前記社會主義青年團を「モスコウ」に結付けた位の仕事しか出來すに歸國した。彼は何故に仕事が出來なかつたかと曰ふに、夫れは全く外蒙に對する「ソヴイエト」露國の侵略の爲めに外ならなかつた。「ソヴイエト」露國が西部西比利亞を略すると、共地で白系軍を率ゐて居た「セメヨノフ」の部將「ウランゲル」は遂はれて外蒙古に逃込んだ。實は「ソヴイエト」露國としては此種の事態の起ることを久しく覗つて居たものであるから、「ウランゲル」の入蒙は露國に絶好な外蒙干涉の口實を與へ、「ソヴイエト」露國は近く其の使嗾によつて出來た外蒙革命黨から「ウランゲル」軍掃蕩の爲め露西亞に援兵を求めさせた。赤衞軍參謀本部は豫定通りに西比利亞駐屯赤軍司令官に對して外蒙出兵を命令し、急速な動員を開始した。然るに「ウランゲル」が入蒙後同地駐屯の支那軍に敗れて終つたから、「ソヴイエト」露國の侵略

イエト」露國は無念にも赤衞軍を外蒙古に入れる口實が無くなり、不得已右出動命令を一先づ取消し、改めて「ソヴイエト」露國政府から支那政府に對し、將來外蒙に「セメヨノフ」黨が侵入することが有れば、露國は喜んで討伐を援助しやうと申入れたけれども支那側は反對を表して、事は其れなりになつて終つた。然るに「ウランゲル」は再び勢を盛返して入蒙し、遂に庫倫を陷れ、更らに西比利亞に進擊した、好機は再び來た、赤軍は邀擊して大に「ウランゲル」軍を破り、敗軍を逐ふて一擧にして庫倫に入り、且つ附近一帶を占領し、政治を外蒙革命黨の手に移し、且つ之れをして赤露軍の駐屯を要求させた。「ソヴイエト」露國に赤兵駐屯に異存のある筈が無く、約二大隊の正規赤衞軍は間もなく庫倫に常駐を命ぜられた。それからの外蒙政治は全然「ソヴイエト」露國式であることは言ふ迄もない、即ち內閣大臣の唯一人を除くの外は從來「ソヴイエト」露國の手先を勤めて居たもの許りで、總理大臣が庫倫の「ソヴイエト」露國領事館の「タイピスト」で有り、其下の各部局には名義丈けの首長として蒙古人を据え、其下に次長格の共產主義露國人を配して實權を握らせた。殊に外蒙の軍事財政の重要政務は悉く「ソヴイエト」露國の手に納めて終つた。此方略は「ソヴイエト」露國が從來「デヨルヂア」や「アゼルバイヂヤン」や其他の地方で實行した侵略手段其のまゝで、形式丈けは「ソヴイエト」露國が地方人の自治を援助す

る爲めの施設となつて居るが、事實は萬事「ソヴイエト」露國の仕組んだ狂言である。千九百二十一年十一月莫斯科で調印された露蒙修交取極は此關係に法規的根據を與へたもので、同取極は「ソヴイエト」露國政府と蒙古革命政府とは夫々露西亞及蒙古の唯一正當の政府であること、双方は各自の領土内で他方に敵對する政府や團體等の存在を許さず、又敵對軍の募集、通過、武器輸送等を許さず、且つ之れが防遏手段を取ること、等を定めたが、外交官及領事官の交換、司法、稅權等の相互的な自由等を定めて居る。此取極は「ソヴイエト」露國と外蒙との間に何等從屬關係を定めては居らないが、行政の實際から見て外蒙は事實上の露領であり、又獨立國外蒙を認めることが將來に於ける外蒙の「ソヴイエト」聯邦加入の前提となることから見て、「外蒙は既に獨立性を持たぬ地域と化し、且つ又同取極が外蒙を支那の宗主權から切離すことを明らかに定めた點が、「ソヴイエト」露國に取つては寧ろ最も重要な規定である。之れに對して支那官邊の憤怨は一時甚だ高く、取極調印の後外蒙代表者が「モスコウ」で從來の外蒙と支那との諸取極は全然無效であると宣言して居ることから、同協約に對する支那上下の反對は益々高まつた。「パイクス」が何等仕事も出來ずに引返さねばならなかつたのは當然であつた。

露蒙修交取極

「ヨツフエ」の活動

「パイクス」と入れ代つた「ソヴイエト」露國の代表者は有名な「ヨツフエ」である、此男は帝制時代には無名の一大學教授に過ぎなかつたが、革命後急に頭を擡げ、或は「ブレスト、リトウスク」單獨講和條約の締結に參じ、或は露獨通商協定問題に活躍し、遂に獨逸に於ける赤化宣傳と、獨逸共産黨の操縱との證據を握られ、獨逸政府から退去を命ぜられた程のしたたか者である。「ヨツフエ」は千九百二十二年八月北京に着任の前後大膽に無遠慮に資本主義國の帝國主義打破と國民革命の必要とを高唱し、露支接近の必要を說いて餘す所なく、宣傳惟れ力めた結果、外蒙侵略問題の爲めに風向の惡くなつた「ソヴイエト」露國の人氣を幾分取返し得た。それに氣を良くした「ヨツフエ」は益々中國共産黨や社會主義青年團やを働かして支那赤化の歩を進めた。「ユーリン」や「パイクス」も素より赤化運動に從事するにはしたが、それは露支國交開始の對政府交涉に多く障害を來さぬ程度に於てであつたが、「ヨツフエ」に至つては寧ろ支那共産分子の操縱が本務で、政府對手の交涉が却つて片手間仕事でもあるやうな程度に此運動に精進した。其の結果此頃漸く景氣付いた中國共産黨を中心とする支那の左傾運動は「ヨツフエ」の入京後急に盛になり、機關雜誌嚮導等の發刊を手始めとして、共産運動、反帝國主義運動、藩閥勢力打倒の運動は俄かに規模を大きくし、千九百二十二年の十月には北京に國民大會を開いて裁兵示威を行ない、次いで二十一ケ條廢止、旅大回收運動等を開始し、翌千九百二十三年一月から三月迄は香港海員

支那共産運動漸く盛なり